

京都の文化財

第三十六集

京都府教育委員会

京都の文化財

第三十六集

京都府教育委員会

序 文

京都府教育委員会では、平成二十八年一月に改定した「京都府教育振興プラン―つながり、創る、京の知恵―」に基づき、京都の未来を創造する人づくりに向けた教育を推進し、「京都の伝統と文化を守り受け継ぎ、新たな文化を創造する心と技の育成」を、主要な施策の一つとして取り組んで参りました。

文化財には、京都の歴史や文化を理解する上でも、新しい京都の文化を創造していく上でも大変重要な価値があります。

本府では、文化財保護の裾野を広げ災害等による破損・劣化・散逸から貴重な文化財を早期に保護するため、平成二十九年三月、全国に先駆けて「暫定登録文化財」の制度を創設しました。文化庁の全面移転を三年後に控え、本府から、文化財を守り後世に伝え、新しい文化の創造と発展のための礎として活用していくことは、今後ますます重要となってきました。

本誌は、平成二十九年度に本府が指定した三十件の文化財の紹介と、登録をした暫定登録文化財一、〇一六件の一覧を掲載しており、府内の貴重な文化財を発信する内容となっています。

刊行に当たり御協力をいただいた各文化財所有者と関係機関の皆様には感謝申し上げますとともに、本誌が京都の歴史や文化を御理解いただく上での一助となり、府内の文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成三十一年一月

京都府教育委員会

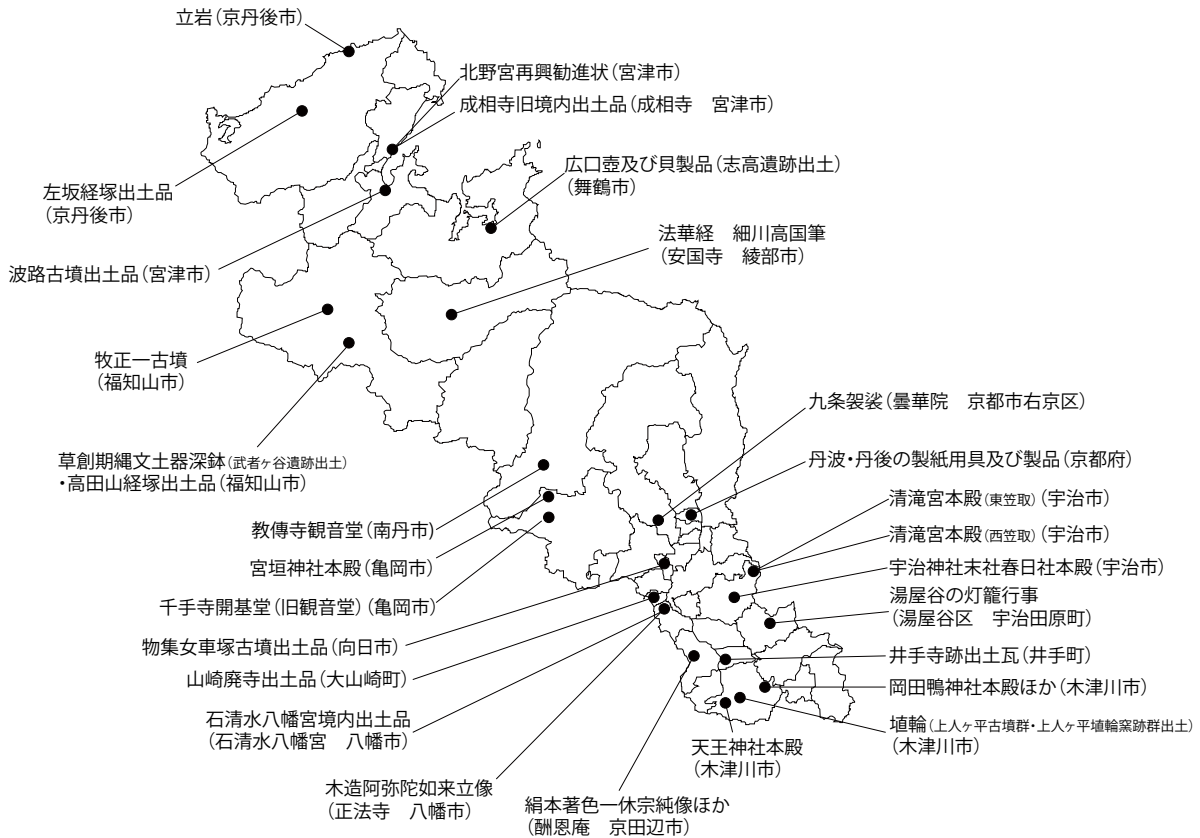
教育長 橋本 幸三

凡例

- 一、本図録には、第三十六回京都府指定・登録文化財を収めている。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
 名称 員数（指定・登録の別）
 所在地の住所
 所有者
 法量（単位はセンチメートル）・構造形式等
 時代
 解説
- 四、本文は平成二十九年年度に京都府文化財保護課が作成した調査をもとに編集した。
 また各文末に執筆者名を明記した。

写真…木造阿弥陀如来立像…松岡久美子
 九条袈裟春屋妙葩所用…株式会社染技連

これまで刊行された『京都の文化財』、『守り育てようみんなの文化財』は、京都府教育委員会文化財保護課のホームページで閲覧することができます。
<http://www.kyoto-be.ne.jp/bunkazai/>



目次

序文

凡例

有形文化財

建造物

清滝宮本殿

清滝宮本殿

宇治神社末社春日社本殿

岡田鴨神社

本殿及び摂社天満宮本殿、末社金刀比羅神社本殿

天王神社本殿

宮垣神社本殿

千手寺開基堂（旧観音堂）

教傳寺観音堂

美術工芸品

絵画

絹本着色南浦紹明像

絹本着色一休宗純像

絹本着色一休宗純像（朱太刀像）

彫刻

木造阿弥陀如来立像

工芸品

九条袈裟 春屋妙葩所用

書跡・典籍

法華経 細川高国筆

古文書

北野宮再興勸進状

考古資料

物集女車塚古墳出土品

山崎廃寺出土品

石清水八幡宮境内出土品

井手寺跡出土瓦

埴輪（上人ヶ平古墳群・上人ヶ平埴輪窯跡群出土）

草創期縄文土器深鉢（武者ヶ谷遺跡出土）

高田山経塚出土品

広口壺及び貝製品（志高遺跡出土）

成相寺旧境内出土品

波路古墳出土品

左坂経塚出土品

有形民俗文化財

丹波・丹後の製紙用具及び製品

無形民俗文化財

風俗習慣

湯屋谷の灯籠行事

史跡名勝天然記念物

史跡

牧正一古墳

天然記念物及び名勝

立岩

平成二十九年指定文化財一覧

平成二十九年暫定登録文化財一覧

宇治市（東笠取）	・	・	・	1
宇治市（西笠取）	・	・	・	4
宇治市	・	・	・	7
木津川市	・	・	・	10
木津川市	・	・	・	14
亀岡市	・	・	・	17
亀岡市	・	・	・	20
南丹市	・	・	・	23
京田辺市	・	・	・	26
京田辺市	・	・	・	28
京田辺市	・	・	・	28
京田辺市	・	・	・	28
八幡市	・	・	・	31
京都市右京区	・	・	・	36
綾部市	・	・	・	39
宮津市	・	・	・	41
向日市	・	・	・	43
大山崎町	・	・	・	46
八幡市	・	・	・	49
井手町	・	・	・	51
木津川市	・	・	・	52
福知山市	・	・	・	54
福知山市	・	・	・	55
舞鶴市	・	・	・	56
宮津市	・	・	・	57
宮津市	・	・	・	59
京丹後市	・	・	・	61
京都市上京区	・	・	・	63
宇治田原町	・	・	・	65
福知山市	・	・	・	68
京丹後市	・	・	・	70
・	・	・	・	72
・	・	・	・	82

建造物

きよたきぐうほんでん
清滝宮本殿

一棟

宇治市東笠取平出
宗教法人 清滝宮

昭和五十七年九月の記があるもの
板札（一枚）
平成四年九月一日の記がある
享保九年（一七二四）「棟札」

建立年代

説明

清滝宮は、宇治市北東部の東笠取に位置する。付近には東西の笠取地区を結ぶ笠取峠があり、かつては上醍醐から岩間寺に至る西国三十三所の巡礼道として多くの往来があったといわれる。当地は醍醐寺との関係が深く、天徳二年（九五八）に醍醐寺延命院へ施入されると、東笠取荘として中世を通じて維持され、近世においては同寺所領として繋がりを保っていた。祭神の清滝権現は、醍醐寺鎮守の清滝宮を勧請したものであり、その関係を窺うことができるが、明治期の神仏分離に際して大山津見命に改称している。『宇治郡神社明細帳』『京都府立京都学・歴史館蔵、明治一六年（一八八三）』によれば、嘉暦三年（一三三二）の創建と伝える。

境内は笠取峠から少し下がった平坦地にあり、本殿は瑞垣を巡らした神域内に西面して建つ。境内には本殿の南側にある末社御霊社のほか、拝殿・社務所・鳥居などが建ち並び、良好な社叢景観を形成している。

本殿は、棟札及び細部様式から享保九年（一七二四）の建立と考えられる。棟札には「大工醍醐住／九兵衛」、「大工棟梁／阿辻九兵衛」、「下醍醐大工／清水九兵衛／同名藤四郎」とあり、醍醐の大工による造営と判明する。造営は二月から三月にかけて行われたが、上遷宮が成ったのはやや遅れて一月のことであった。

建立以外の棟札もよく残り、元文二年（一七三七）、寛延二年（一七四九）、宝暦五年（一七五五）、寛政四年（一七九二）、文化元年（一八〇四）、文政五年（一八三二）、天保一四年（一八四三）、大正一三年（一九二四）、昭和四一年（一九六六）、昭和四五年（一九七〇）、昭和五七年（一九八二）に修理が行われた。棟札により、屋根銅板葺は大正修理からで、当初は檜皮葺であったことが判明する。また、前身本

構造形式

本殿 一間社流造、銅板葺

附 棟札（一七枚）

- 慶長戊申拾参年捌月廿二日の記があるもの
- 寛文六年丙午三月吉日の記があるもの
- 正徳六丙申歳潤二月十五日の記があるもの
- 享保九歳次甲辰年三月四日の記があるもの
- 享第九甲辰歳三月十六日の記があるもの
- 享保甲辰第九歳霜月吉祥日の記があるもの
- 元文二丁巳天三月廿五日の記があるもの
- 寛延二己巳捻三月七日の記があるもの
- 宝暦辛卯之歳四月吉祥日の記があるもの
- 寛政四壬子龍集孟夏初三日の記があるもの
- 文化元年甲子極月吉辰の記があるもの
- 文政五壬午歳十月廿四日の記があるもの
- 天保十四癸卯歳三月朔日の記があるもの
- 大正十三年十月二十八日の記があるもの
- 昭和四十一年九月二十三日の記があるもの
- 昭和四十五年六月二十八日の記があるもの

一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一



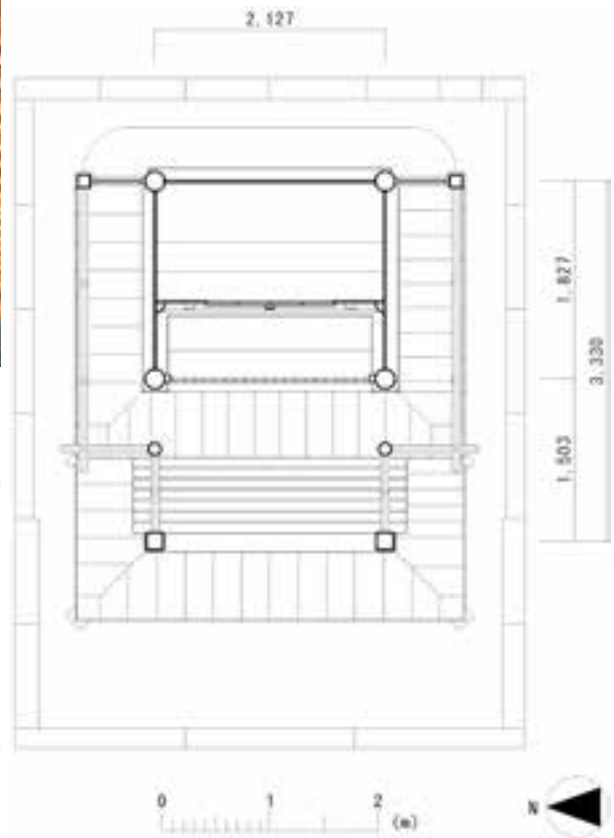
本殿 外観



本殿庇 側面



境内配置図



本殿 平面図

殿を示すとみられる棟札も保存され、慶長一三年（一六〇八）に建立し、寛文六年（一六六六）及び正徳六年（一七一六）に修理を行ったことが窺える。

現在の本殿は一間社流造、銅板葺で、身舎内部を前後に間仕切り、内陣・外陣から成る。身舎正面は刎高欄付の切目縁、庇は浜縁を設けて木階を据える。身舎は丸柱に三斗枳肘木、庇は唐戸面取角柱に連三斗で、中備に墓股を据える。軒は二軒繁垂木で、妻飾は虹梁豕扱首とし、猪目懸魚を吊る。内陣正面は幣軸付双折板唐戸、身舎正面は外開きの半部、身舎側背面は横羽目の板壁とする。墓股や庇の象鼻に彫刻がみられるほか、かつて脇障子には鯉の滝登りを主題とする浮彫が施されていたことが古写真から明らかである。

本殿には柱間数の変更という大きな改変が行われている。現在の内陣正面は柱間一間であるが、当初は中央に陸建ち（下まで通らない見せかけ）の丸柱があり、柱間二間の構えとなる。すなわち、身舎外部では柱間一間、内部では柱間二間とする平面であった。改変に際しては、この陸建ち柱を内法部分のみ切断、撤去して柱間一間に変更し、二組あった板唐戸を転用して現状の双折板唐戸を製作したとみられ、



本殿身舎 内部

上下に切断された丸柱が残されている。

柱間を二間とするのは、二間社の本殿と同じく、祭神の数が関係しているものと考えられる。祭神の清滝権現は密教に由来し、両部大日の化身である准胝観音と如意輪観音の垂迹とされていることから、二間の柱間はこれら二仏を安置するための形式であった可能性が高い。祭神を同じくする醍醐寺清滝宮では、二社殿が並ぶ形式で創建されたといわれ、三間社流造として再建された現本殿「永正一四年（一五二七）、重要文化財、京都市伏見区」においても、二棟の一間社流造本殿を並べたような平面に二柱祭祀の形を残している。また、かつて醍醐寺清滝宮に祀られていた木造如意輪観音坐像「平安時代、重要文化財、醍醐寺蔵」が同寺に残されており、本地仏を祀る祭祀が実際に行われていたことを物語る。なお、東笠取の清滝宮が柱間を一間に改変した時期は明らかでないが、神仏分離の影響を受け、祭神を改称するなど神社組織が変容した近代以降のことと考えられる。

当本殿は建立年代が明確な一間社流造であり、主要部材の多くがよく維持されているなど保存状態も良好である。後世の改変はみられるものの、復原すると内陣正面を柱間二間とする特異な形式となり、祭神を同じくする醍醐寺清滝宮と共通した二柱祭祀の本殿となる。そのほかの改変についても、痕跡や史料から当初の形式をほぼ明らかにすることができ、歴史的価値が高い。また、棟札にみえる大工が醍醐の出身であることは、東笠取が醍醐寺領であったことに由来すると考えられ、地域的特色が顕著に認められる。さらに、当社に保存されている多くの棟札により、慶長一三年（一六〇八）建立の前身本殿を含めた履歴を極めて正確に辿ることができ、資料的価値が高い。

参考文献

- 「清滝宮調査報告書」（高橋康夫・藤尾真樹・河原伸治、平成七年）
- 『宇治市史 五』（宇治市役所、一九七九）
- 『醍醐寺大観第一巻 建築・彫刻・工芸』（岩波書店、二〇〇二）

（赤石 憲祐）

きよたきぐうほんでん
清滝宮本殿

一棟

宇治市西笠取黒出
宗教法人 清瀧宮

構造形式

本殿 一間社流造、檜皮葺

附 棟札（三枚）

元禄九丙子十二月十七日の記があるもの 一

明治廿四年第拾月吉祥日の記があるもの 一

昭和六十年三月三十一日の記があるもの 一

末社御霊社（一棟） 一間社流見世棚造、こけら葺

末社御霊社棟札（二枚）

文化七庚午年臘月の記がある

建立年代

本殿 元禄九年（一六九六）「棟札」
末社御霊社 文化七年（一八一〇）「棟札」

説明

清滝宮は、宇治市北東部の西笠取に位置する。当地は古くから醍醐寺との関係が深く、平安時代に醍醐寺清住寺領、次いで上醍醐観音堂領となるなど、古代から中世にかけては笠取西荘と呼ばれる所領であり、近世においても醍醐寺子院等に分領されるなど、同寺とは密接な関係にあった。祭神は醍醐寺鎮守の清滝宮を勧請した清滝権現で、明治期の神仏分離に際して瓊々杵命に改称している。創建年代は詳らかでないが、上醍醐の清滝宮が鎮座した寛治三年（一〇八九）以降と考えられる。

境内は西笠取川右岸の山麓にあり、本殿及び末社御霊社は石垣を築いた高台に東面して建つ。境内には、そのほかに土蔵、社務所などが建ち並ぶ。



本殿及び末社御霊社 外観



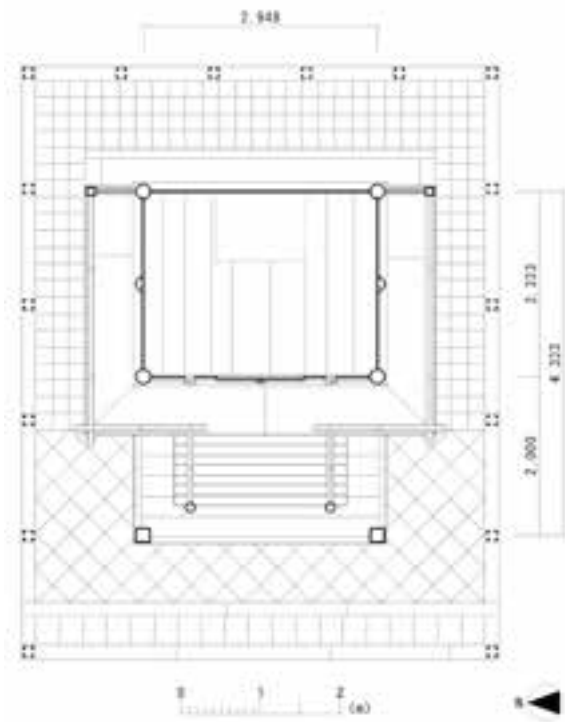
本殿内厨子



本殿 正面



本殿身舎 詳細



本殿 平面図



本殿庇 詳細



境内配置図

本殿は規模の大きな一間社流造、檜皮葺で、覆屋内に建つことから保存状態は良好である。身舎内部は一室となっており、後方板壁に寄せて厨子を設ける。身舎正面は刎高欄付の棹縁、庇は浜床を設けて木階を据える。身舎は丸柱に舟肘木、庇は切面取角柱に連三斗とし、中備に板臺股を据える。軒は二軒繁垂木で、庇では一軒となる。妻飾は虹梁家扱首で、猪目懸魚及び蕪懸魚を吊る。身舎正面は幣軸付板唐戸、身舎側背面は横羽目の板壁とする。

元禄九年（一六九六）の棟札から建立年代が明らかであるが、装飾的な要素が少なく、身舎を閉鎖的に扱うなど、元禄期の神社本殿としては保守的な意匠を基調としている。虹梁の絵様などは渦が正円に近く、若葉も同時代の建物に比べておとなしく、彫りも全体的に浅い。舟肘木や板臺股を用いる点も古式であり、建築的特徴の一つに数えられる。建立後の経過は明らかでないが、明治二四年（一八九一）、昭和六〇年（一九八五）の修理棟札が残されている。

身舎正面柱の金欄卷、内法長押の唐花菱、庇組物の纏縹彩色など、一部を極彩色とするほかは、全面的に赤色塗装を中心とした単彩色を施している。下地胡粉とみられる顔料の残存状況によれば、庇では桁から下の部材を極彩色としていた可能性が高い。また、彩色の特徴の一つに主として正面からの見えがかりに極彩色を施すことが挙げられ、例えば丸柱は身舎正面の二本のみ、内法長押は身舎正面の三方のみとするなど、正面性を意識して塗り分けていたことが窺える。

梁行二間の身舎のうち、中間の柱は内側を省略した半柱であり、舟肘木も片蓋となる。身舎内部は後補の板張りによって壁面と天井が覆われ、納まりの詳細は明らかでないが、半柱は礎石上に立つ本格的なものとなっており、単なる付柱ではない。身舎内部に構えた厨子は、方一間の造付けであり、糸面取角柱を長押で固め、正面に板扉を開いた簡易な造りをしている。材料は比較的新しいが、板壁の和釘仕事などから明治前期以前に遡るものと考えられる。

元禄の棟札によれば、大工棟梁は下醍醐和泉町の橋本清左衛門藤原清次、檜皮師は伏見の淡路、木挽は山科の長十良、鍛冶は大仏の伝兵衛である。このように醍醐

の造営に関与していることは、西笠取が醍醐寺領であった関係に由来するものと考えられ、地域的特徴が顕著に認められる。また、棟札には多くの施主名も記されており、中でも庄屋の肩書きをもつ大塚四良右衛門は「大願主」として筆頭になっているほか、施主連名では名前の上に「彩色一卷」と書き添えてあり、本殿彩色についても功績を残した人物であることが窺える。その後の修理棟札も含めて、当時の西笠取を知ることのできる歴史資料として価値が高い。

末社御霊社は、辻出川西集落の氏神を祀る神社で、長保二年（一〇〇〇）頃の創建と伝える。明治初年の合祀に伴い、清滝宮境内へ移築された。棟札及び細部様式から文化七年（一八一〇）の建立と判明する。一間社流見世棚造、こけら葺で、身舎は丸柱に舟肘木、庇は切面取角柱に連三斗とする。軒は一軒繁垂木で、庇では二軒となる。妻飾は虹梁家扱首とし、鱈付の蕪懸魚を吊る。身舎正面は幣軸板唐戸を吊り、側背面は横羽目の板壁で間仕切る。こけら葺がよく維持されていることは貴重であり、境内を構成する主要な景観要素となっており、ともに、地域の氏神を祀る小社として多様な信仰の一面を今に伝える。

（赤石 憲祐）

参考文献

『清滝宮報告書』（高橋康夫・登谷伸宏・岸泰子・田村景子、平成二二年）

『宇治市史 五』（宇治市役所、一九七九）

宇治神社末社春日社本殿

一棟

宇治市宇治山田
宗教法人 宇治神社

構造形式 一間社流見世棚造、銅板葺
建立年代 一六世紀後期

説明

宇治神社は、宇治郷の産土神とされ、菟道稚郎子^{うじのわかひこ}を祭神とする。『延喜式』神名帳に「宇治神社二座」とあるうちの一座とされ、明治維新以前は離宮下社または若宮と呼ばれ、宇治上神社と併せて宇治離宮明神（八幡宮）と総称されていた。応神天皇の皇子菟道稚郎子が住んだ離宮桐原日桁宮^{きりはらひげたのみや}旧跡と伝え、本殿「鎌倉後期、重要文化財」は、三間社流造、檜皮葺の建物で、内部に菟道稚郎子像と伝える神像を祀る。

創建については詳らかでないが、『扶桑略記』巻二九の治暦三年（一〇六七）十月七日程には「七日壬子、還御。（中略）越中守豊原奉季依造橋之功延任、寺家別當權少僧都勝範任大僧都、權別當勝圓任權律師、法眼仁覺補僧都、内供奉頼譽任權律師、是大僧正覺圓之讓也。離宮明神授其位記。」とあり、後冷泉天皇が平等院を訪れた際「離宮明神」の位記を授けたと記されるのが、当社の名が史料にあらわれる初見とみられる。平等院の鎮守となるが、藤原氏との関係が薄まるにつれて再び地域の産土神としての性格を強め、近世に入ると宇治郷の産土神である下社（宇治神社）と槇島東部の産土神である上社（宇治上神社）での運営の仕方及び由来や伝承の捉え方に違いが生じていることが史料から窺える。明治一〇年（一八七七）六月に延喜式内宇治社となり、上社と分離して現在に至る。

境内は、宇治橋上流宇治川右岸に所在し、対岸の平等院へ向かい本殿から南西へ

参道を伸ばし、途中本殿より一段低い位置に拝殿を配する。本殿向かって右手には南西より末社春日社・日吉社「二六世紀後期、京都府暫定登録文化財」・住吉社「二六世紀後期、京都府暫定登録文化財」を、左手には末社廣田社・松尾社・高良社・伊勢両宮社を並べる。拝殿南東に神楽殿・休憩所を、東に神庫を置き、拝殿南西に伸びる参道脇に社務所を兼ねた参集殿を建てる。

末社春日社本殿は、一間社流見世棚造で北面して建つ。身舎は桁行一間、梁行一



境内配置図

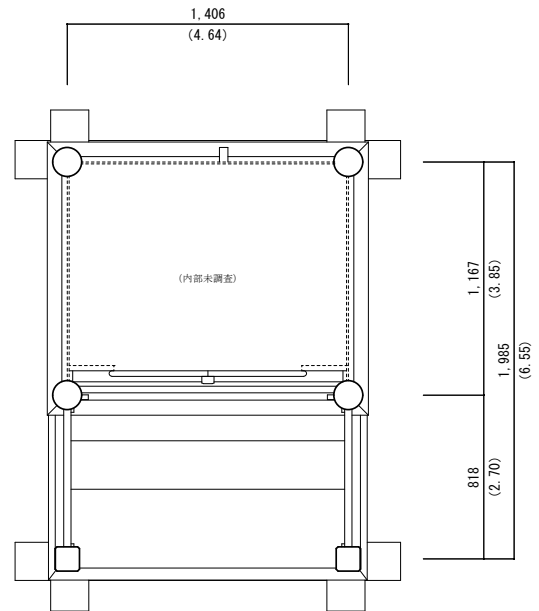


末社春日社本殿（手前）及び末社日吉社本殿（中央）、末社住吉社本殿（奥） 外観

間とし、内部を奥行四寸程の狭い外陣と内陣に区分けする。外陣正面は開放で、内外陣の境に両開板唐戸、その他を漆喰壁とする。庇は見世棚で、両側面の虹梁・切目長押間を漆喰壁とし、切目長押より下は身舎を漆喰壁、庇を開放とする。

軸部は土台を并桁に組み、身舎に丸柱、庇に切面取角柱を立てる。身舎は切目長押・内法長押で、庇は切目長押・虹梁型頭貫で固め、身舎柱と庇柱は切目長押・繫虹梁で繫結する。組物は、身舎は柱上に舟肘木を、庇は和様の三斗組を置いて、丸桁を受ける。庇の三斗組は大きく面を取った梓肘木を組む。

軒廻りは一軒繁垂木とし、正背面に五分程の大きな眉欠を付けた茅負を重ねる。庇の垂木は面を取り、先端で大きく反りを付け、化粧裏板は横板張りとする。身舎正面の垂木は丸桁に欠き込んで納まり、庇の丸桁は下端に面を取る。妻飾には虹梁上に豕叔首を組み、舟肘木を介して化粧棟木を受ける。破風上には直接軒付を載せる。屋根は銅板葺で、大棟には肌熨斗上に輪違瓦を半段積み、更に熨斗を二枚重ねて、頂部は丸瓦を伏せ、両端に獅子口瓦を置く。



末社春日社本殿 平面図

身舎正面の切目長押と内法長押間は辺付を廻すだけで建具を入れず、内外陣の境に両開板唐戸を納める。身舎側背面は内部縦板壁、外部漆喰壁とし、庇・身舎柱間は内外共漆喰壁とする。軸部を赤色ペンキ塗り、木口を黄土色ペンキ塗りとし、その他に目立った装飾はみられないが、現状のペンキ塗りの下には弁柄や黄土と思われる塗膜が確認でき、かつては宇治神社本殿と同様の弁柄・黄土による塗装が施されていたものと考えられる。

現状の身舎正面は、幅の狭い外陣を設けて開放とするが、辺付に肘壺金物の一部が残り、一時期両開戸が入っていたことが分かる。また、内陣内部に漆喰垂壁が残り、当初の外陣はもう少し奥行が広く、切目長押より一段高い床を張っていたものとみられる。時期は定かではないが、内外陣境の建具を前方に移し内陣を拡張、外陣正面に簡易な両開戸を設けたが、取り外されて現在に至ると考えられる。

建立年代を直接示す資料等は見当たらず、その後の変遷についても資料を欠くが、庇の虹梁型頭貫先端木鼻の絵様等から判断して、一六世紀後期の建物とみられる。風食の具合から判断して、一部の材料に修理による取替えが確認できるものの、古絵図等から隣接する末社住吉社等と共に覆屋に納められていたことが分かっており、規模の割に当初材を良く残している。

宇治神社末社春日社本殿は、一部に後世の改造が認められるものの、概ね当初の形態を伝えており、繫虹梁が内法長押に欠き込んで納まる点や庇廻りの柱・化粧垂木・丸桁に大面を取る点等、鎌倉時代建立の宇治神社本殿と類似する中世以前の建築に用いられた技法が確認でき、中世に遡る数少ない大型の流見世棚造として貴重である。

(村瀬 由紀史)

参考文献

- 『宇治市史 六一西部の生活と環境』(宇治市役所、昭和五六年)
- 『収蔵文書調査報告書 四 宇治上神社文書』(宇治市歴史資料館、平成一三年)



末社春日社本殿身舎内外陣境 詳細



末社春日社本殿妻飾 西面



末社春日社本殿庇 詳細

おかだかもじんしゃ
岡田鴨神社

三棟

木津川市加茂町北鴨村
宗教法人 岡田鴨神社

建立年代

本殿

天明六年（一七八六）建立、文化五年（一八

〇八）移築「棟札」

摂社天満宮本殿

文政九年（一八二六）建立、弘化四年（一八

四七）移築「棟札」

末社金刀比羅神社本殿

一七世紀後期

末社三十八神社本殿

一七世紀中期

構造形式

本殿及び摂社天満宮本殿（二棟） 本殿及び摂社天満宮本殿より成る

各一間社春日造、檜皮葺、各殿間塀附属

附 棟札（十三枚）

宝曆三癸酉年四月七日の記があるもの 一

安永五丙申天二月二十二日の記があるもの 一

文化五龍舎戊辰三月十三日の記があるもの 一

弘化四丁未二月三日の記があるもの 二

明治九年五月四日の記があるもの 二

明治三十二年四月十五日の記があるもの 二

大正十五年十月十三日の記があるもの 二

平成元年十一月三日の記があるもの 二

末社金刀比羅神社本殿（二棟） 一間社春日造、銅板葺

附 棟札（三枚）

明治三十二年四月十五日の記があるもの 一

大正十五年九月の記があるもの 一

大正十五年十月十三日の記があるもの 一

附 末社三十八社神本殿（一棟） 一間社春日見世棚造、銅板葺

末社三十八社神本殿棟札（二枚）

明治二十六年十月十五日の記があるもの 一

大正十五年十月十三日の記があるもの 一

説明

岡田鴨神社は、木津川市東部灯明寺山の北麓、木津川南岸に鎮座する。当地は古
代以来交通の要地であり、対岸の瓶原には、天平十二年（七四〇）に恭仁宮が造営
され、その後山城国分寺が置かれた。創建については詳らかでないが、「山城国風
土記逸文」には、賀茂建角身命が大和葛城山から当地を経て山城の葛野川（桂川）
と賀茂河（賀茂川）の合流する所に鎮座したと記し、その地に崇神天皇の御代に同
神を祀つたのを始まりとする。『三代実録』貞觀元年（八五九）正月二七日条には、
従五位上を授けられた記事が見え、また、『延喜式』神名帳では、相楽郡六座のう
ちの一座とされる。現在地は、岡田離宮の旧跡を保存するために創立された天満宮
の境内地と伝え、棟札より木津川の水難を避けるために宝暦三年（一七五三）に社
地を移転したことが判明する。

境内は、南端に鳥居を構え北に参道を延ばし、参道北端の参集殿を進むと、左手
に社務所が、右手に末社三十八社神本殿及び金刀比羅神社本殿が建ち、中央に握所
が、その奥に玉垣と土塀に囲まれて本殿及び摂社天満宮本殿が並ぶ。

本殿及び摂社天満宮本殿は、境内北端に南面して建つ。東側に本殿を、西側に摂
社天満宮本殿を配置し、本殿は賀茂建角身命を、摂社天満宮本殿は菅原道真を祀
る。棟札から、本殿は文化五年（一八〇八）に、また、摂社天満宮本殿は弘化四年
（一八四七）に当地で建立されたことが判明し、その規模及び形式等より、本殿は
天明六年（一七八六）造替時（文化元年（一八〇四）下遷宮）の、また、摂社天満
宮本殿は文政九年（一八二六）造替時（天保十三年（一八四二）下遷宮）の春日大



境内配置図



境内全景（南西より）

社本本殿（奈良県奈良市）が、それぞれ移築されたものと考えられる。以降については、先ず本殿が弘化四年に修理を行い、以降兩殿ともに明治九年（一八七六）、明治三二年（一八九九）、大正十五年（一九二六）、昭和二年（一九五三）、昭和五〇年（一九七五）、平成元年（一九八九）、平成二五年（二〇一三）と屋根葺替修理等のあったことが、棟札及び社蔵文書より判明する。大正十五年修理の際には、本殿を二・七メートルほど西に動かし、摂社天満宮本殿との間に扉及び軒樋を設けた。

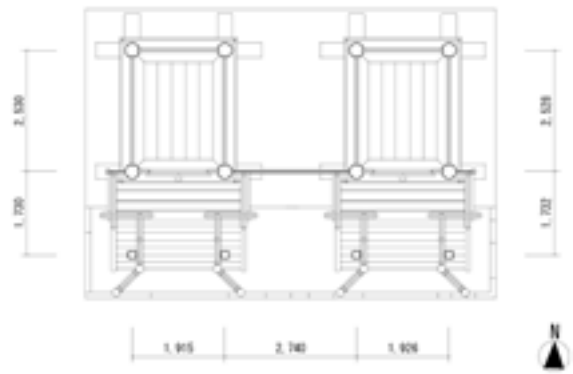
各一間社春日造、檜皮葺で、身舎は内部を一室とする。正面に縁を設け、本殿は東側に、摂社天満宮本殿は西側に脇障子を構え、各殿間に扉を据える。前面に雁歯板及び付品板が取り付け付いた木階を設ける。身舎柱は丸柱を長押等で固め、庇柱は切面取角柱とする。組物は舟肘木を置き、身舎柱と庇柱は虹梁で繋ぎ、身舎正面の破風板を伸ばし身舎と庇の垂木を納める。身舎正面は両開板唐戸を吊り、側背面は内



摂社天満宮本殿 外観



本殿 外観



本殿（右）及び摂社天満宮本殿（左） 平面図

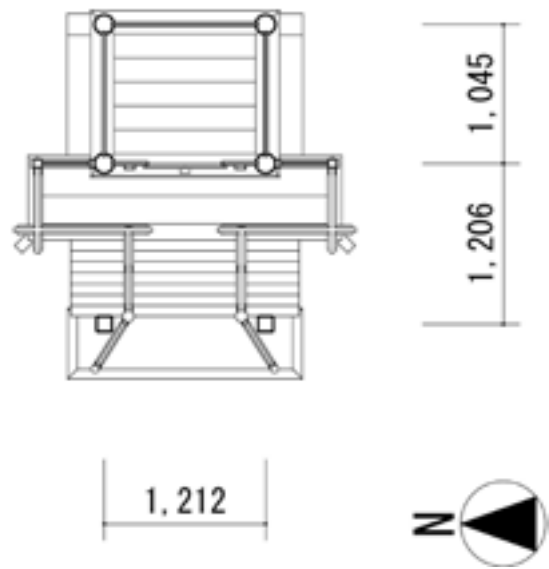


本殿及び摂社天満宮本殿取合部分 詳細

部板壁外部漆喰壁とする。内部は化粧屋根裏天井とする。

現在の春日大社本社本殿「文久三年（一八六三）、国宝」と比較すると、木階の塗装や裏甲の有無等、幾つか仕様が異なる。また、本殿と摂社天満宮本殿とを比較すると、脇障子の位置以外にも相違が見られる。特に顕著なのが、身舎内法長押と繫虹梁との仕口部分であり、摂社天満宮本殿や現在の春日大社本社本殿の正面内法長押に付く六葉金物を、本殿では繫虹梁と干渉するため省略する。なお、京都府内には、春日大社から移築した所謂「春日移し」社殿が多数所在し、有市国津神社本殿「元禄三年（一六九〇）建立、正徳元年（一七一二）移築の旧第一殿、府登録有形文化財、相楽郡笠置町」をはじめ、松尾神社本殿「天明六年（一七八六）建立文化五年移築の旧摂社若宮神社本殿、重要文化財、木津川市」等、南山城地域を中心に一一棟が知られる。

末社金刀比羅神社本殿は、境内東側に西面して建ち、大物主命を祀る。建立年代を直接示す資料等は見当たらないものの、庇頭貫木鼻及び蟬股の意匠や角柱の切



末社金刀比羅神社本殿 平面図

（二九七五）に屋根を檜皮葺から銅板葺に葺き改め、平成二七年（二〇二五）に塗装修理を実施した。一間社春日造、銅板葺し、身舎は内部を一室とする。正面に縁を設け、両脇に脇障子を構える。前面に木階を設け、浜床を据える。身舎は丸柱を長押等で固め、組物は舟肘木を置く。庇は切面取角柱を弓眉を付けた頭貫で通し固め、端部は象鼻の様な外形を持つ木鼻とする。組物は三斗杵肘木を組み、中備に蟬股を置く。身舎柱と庇柱は虹梁で繋ぐ。破風板とは別に設けた障泥板で身舎と庇の垂木を納める。身舎正面は両開板唐戸を吊り、側背面は板壁とし、内部は鏡天井とする。小規模な社殿であり、身舎と庇で垂木割を変え、破風板鶏尾を切り欠き茅負と留に納める等、全体的に古式に造る。なお、頭貫と桁の間一杯に杵を嵌め、正面に花形の彫刻を付ける庇の蟬股は、他にあまり類を見ない造りである。

末社三十八神社本殿は、末社金刀比羅神社本殿の南側に西面して建ち、鹿嶋神御子三十八神を祀る。十七世紀中期の建立と考えられる一間社春日見世棚造、銅板葺の小社で、昭和五〇年以前は檜皮葺屋根であったが、さらに檜皮葺以前は、板軒が

面取の大きさから、十七世紀後期の建立と考えられる。その後の修理についても江戸時代を通じて記録を欠き不詳であるが、近代に入り、明治九年（一八七六）、明治三二年（一八九九）、大正十五年（一九二六）、昭和二八年（一九五三）と屋根葺替修理等のあったことが棟札及び社蔵文書より判明する。昭和五〇年



末社金刀比羅神社本殿 外観



末社金刀比羅神社本殿底 正面



末社三十八神社本殿 正側面 外観(正側面)

そのまま屋根材となる厚板葺屋根であったと考えられる。

本殿及び摂社天満宮本殿は、建立年代が明らかでない春日大社本社本殿を移築した社殿である。府内では南山城地域を中心に春日移し社殿の存在が知られるが、その中でも、二棟を並列させるのは他に松尾神社（木津川市）しかない。さらに、後世の改造ながら、二棟の間に塀を据えるのは当社だけであり、春日大社本社本殿を強く意識した建築といえる。地域的特色が顕著であり、比較的改造が少なく旧規を良く維持することから、春日大社本社本殿の旧殿を明らかにする事が出来、学術的に高い価値を有する。

末社金刀比羅神社本殿は、全体的に古式に造られ、小規模ながら細部に特徴を持つ。建立年代は明らかに出来ないものの、社殿を過剰に装飾することの少ない当地の地域的特色が顕著な社殿である。

(柳 晴子)

参考文献

- 『国宝春日大社本社本殿四棟外九棟修理工事報告書』（奈良県教育委員会、昭和五二年）
- 『春日大社建築史論』（春日顕彰会、昭和五三年）
- 『京都の社寺建築（南山城編）』（京都府文化財保護基金、昭和五四年）
- 『加茂町史 第二巻 近世編』（加茂町史編纂委員会、加茂町、平成三年）

天王神社本殿

てんのうじんじゃほんでん

一棟

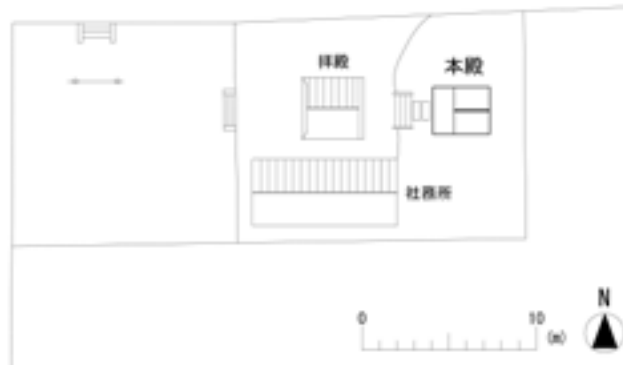
木津川市木津清水
宗教法人 天王神社

構造形式 一間社春日造、銅板葺
建立年代 一七世紀前期

説明

天王神社は、木津川市南西部の木津川が西流から北流に屈曲する手前の南岸に鎮座する。当地は京都と奈良を結ぶ旧街道が通る水陸交通の要地であり、古くから発展したことが知られる。創建については詳らかでないが、応永年中（一三九四～一四二八）と伝え、京都八坂神社から勧請した牛頭天王を祀る。「大路村絵図」「個人蔵、宝暦一三年（一七六三）」では「祇園社」と記載される。

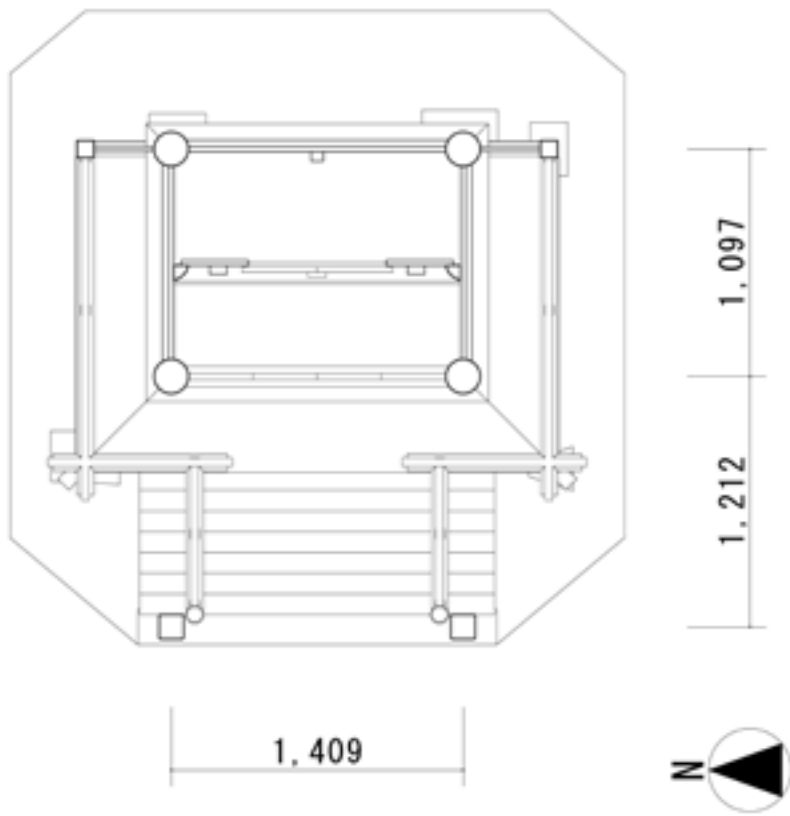
東西に細長い境内は、石垣を組んで北側の前面道路より一段高くなり、北面西端に鳥居を構える。東側半分はさらに石垣を高くして塀で囲み西面に門を開き、内側に本殿、拝殿及び社務所を配置する。



境内配置図



本殿 外観



本殿 平面図

本殿は、境内東端に西面して建つ。建立年代を示す直接的な資料等は見当たらないものの、木鼻に彫刻された栗鼠りす、渦から若葉が二枝出る絵様及び身舎側で下端直線部が長い繫海老虹梁及び墓股の外形等の細部意匠が朱智神社本殿「慶長一七年（一六二二）、府登録有形文化財、京田辺市」と酷似することや、繫海老虹梁を身舎内法長押に欠きこんで納め、先端を庇絵様肘木に造り出す技法等から、一七世紀に入って間もなく、朱智神社本殿と同じ大工により建立されたものと考えられる。なお、朱智神社本殿は、棟札より、慶長一七年（一六二二）に「本大工普賢寺住人藤原藤原信国与三兵衛 清右衛門／清助 庄左衛門／長蔵／宗次□□／宗久 伝左



本殿底 側面



本殿底 見返し

工門／小工 藤原□吉（は改行）の地元大工により建立されたことが明らかで、近世以前は牛頭天王社と称しており、天王神社本殿・朱智神社本殿の両社が同じ祭神を祀るのも興味深い。その後の修理については江戸時代を通じて記録を欠き不詳であるが、近代に入り明治四二年（一九〇九）には屋根をこけら葺から銅板葺に葺き改めており、昭和四五年（一九七〇）頃に彩色をペンキで塗り重ねた。平成二八年（二〇一六）に屋根葺替、塗装及び部分修理を実施し、全体を丹塗に復し、庇墓股及び木鼻を極彩色に整えた。

本殿は、一間社春日造、銅板葺とし、身舎は内部に半柱を立て、内外陣に区画する。三方に縁を廻し、脇障子を構え、前面に木階を設ける。身舎は丸柱を長押等で固め、組物に大斗肘木を置く。庇は切面取角柱を飛貫で通し固め、飛貫端部は栗鼠を薄肉彫とした木鼻とし、組物に大斗絵様肘木を組み、中備に墓股を据える。身舎柱と庇柱は海老虹梁で繋ぐ。海老虹梁上に置いた斗に桁を通し庇の垂木を納め、身舎との



本殿庇 募股



本殿庇 正面



本殿妻飾 背面



本殿庇 詳細

間に鏡天井を張るのは、春日造の中では構造及び意匠の面で大きな特徴である。なお、鏡天井より上部の材料は化粧仕上げを施さず、野物のままであることから、この形式が建立当初からのものであることが明らかである。身舎正面は双折両開格子戸を建て、側背面は内部板壁外部漆喰壁とする。庇募股及び木鼻を極彩色とするほかは、木口や化粧裏板に至るまで全面に丹塗を施すのは、他にあまり類例を見ない。平成二八年修理の際に、小屋から旧屋根葺板の残材や竹釘の残る野小舞が見つかり、少なくとも明治四二年修理以前は、屋根がこけら葺であったことが判明する。

以上のことより、天王神社本殿は、春日造本殿が府内でも比較的多い当地域において、他とは異なる一七世紀前期における春日造本殿の一形式を伝え、また、地域の大工の活動を知ることが出来る貴重な建物で、学術的価値が高く、地域的特色が顕著なものと言える。

(柳 晴子)



平成 28 年修理中の様子

平成 28 年に行った屋根葺替、塗装及び部分修理により、少なくとも明治 42 年より以前は、屋根がこけら葺であったことが判明した。また、昭和 45 年頃に塗り重ねたペンキの下には明治 42 年以前の彩色が残り、平面だけでなく木口面・化粧裏板に至るまで、内陣と外陣天井を除くほとんどの面に塗装していたことが判明した。

みやがきしんじゃほんでん 宮垣神社本殿

一棟

亀岡市千代川町川関宮ノ前
宗教法人 宮垣神社

構造形式

本殿（一棟） 一間社流造、とち葺

附 棟札（二枚）

寛永二年三月吉日の記があるもの 一

昭和三十一年丙申二月吉日の記があるもの 一

附 板札（二枚）

昭和参拾四己亥歳一月吉祥日の記があるもの 一

昭和廿四年一月吉祥日の記があるもの 一

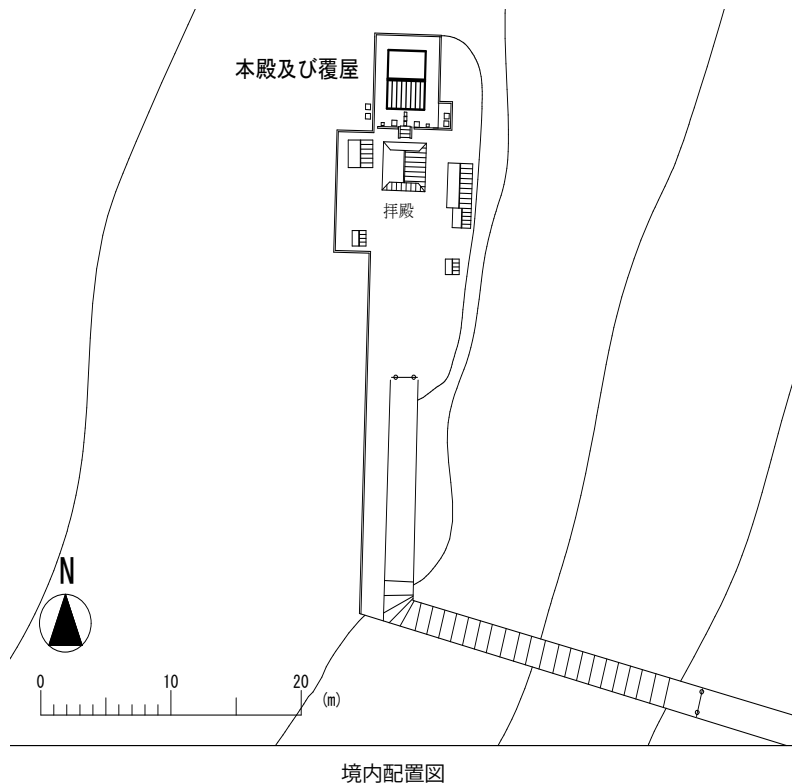
建立年代 寛永二年（一六二五）「棟札」

説 明

宮垣神社は、旧山陰街道沿いの八木町との境に鎮座する。創建・沿革とも詳細な資料を欠くが、社伝によれば天平八年（七三六）の創建で、天正五年（一五七七）に明智光秀の兵火により社殿を焼失し、寛永二年（一六二五）に再興したと伝え、祭神に伊邪那美尊を鎮祭する。

境内は、街道から鳥居をくぐり、石段を上った南北に広がる敷地に拜殿・本殿等の諸建築を配し、本殿・拜殿共に南面して建つ。

本殿は、桁行四間、梁行三間の覆屋の中にあり、棟札により寛永二年（一六二五）に建てられ、近年には昭和三一年（一九五六）に屋根葺替を行っていることが確認できる。また、本殿には破魔矢や俳額等が多数奉納され、当社に残る『川関村規録帳』「宮垣神社所蔵、文化三年（一八〇四）」によれば周辺村落の住民により運営



維持されていた様子を詳細に窺い知ることが出来る。

平面は一間社流造で、正面に木階五級を置き、三方に切目縁を廻し、脇障子を備える。身舎内部に半柱を立て、幣軸を廻し、板唐戸を備え、内外陣に区分けする。縁には刎高欄を設け、木階には登高欄を備える。基礎は、柱足下に切石礎石を敷き、柱間には切石狭間石を置く。庇柱間には踏石を設け、木階と連続させる。身舎は丸柱、庇は面取角柱とし、地覆長押・腰長押・内法長押等で身舎柱を固め、庇柱は水引虹梁で繋ぎ、身舎庇間は海老虹梁で繋ぐ。身舎・庇共に連三斗を乗せ、それぞれで桁を受ける。庇中備には後補とみられる牡丹の彫刻を施した墓股を飾るが、古い様式

で彫られており、修理に際して正確に模して取替えられたものと考えられる。軒廻りは二軒繁垂木とし、木負・茅負・布裏甲・板軒付を重ねて、妻飾は虹梁大瓶束とし、大瓶束上に三斗梓肘木を組み、化粧棟木を受ける。破風の拌みに猪目懸魚・六葉を飾る。屋根は翺葺で、大棟は素木の箱棟を積み、鬼板を載せる。身舎正面に四枚引違板戸を設け、他三方の柱間には横板を嵌め、内外陣境に両開板唐戸を設ける。床は拭板敷、外陣天井を格天井とする。素木造の簡素な造りだが、内外陣境の建具廻りには豪華な飾金具を取り付ける。

柱・大斗・方斗・巻斗を檜材とし、その他を松材で造り、風食具合から全て当初材と考えらる。部位による材種の明確な使い分けがされており、江戸中期以降から一般的になる機材の柱・大斗以外への使用が早い時期からみられる建物である。また、身舎と庇の頭貫木鼻は、入組んだ輪郭を持った特徴的な意匠であるが、絵様は単純な渦と若葉を浅く彫り、海老虹梁・実肘木のもは正円に近い形で、浅く彫刻が施されている等、一部は建立年代の割に古風な意匠で造られているのも特徴的である。

宮垣神社本殿は、棟札により建立年代が明確になる一間社流造の建物で、木階・縁廻りの一部に材料の取替が見られるが、構造形式の大きな改変は無く、当初材をよく残す。全国的にみても翺葺の建物は類例が少なく、形式や構造手法の面で一部中世に遡るものがあり、江戸時代前期における建築技術や意匠の変遷を知る上で貴重な建物である。

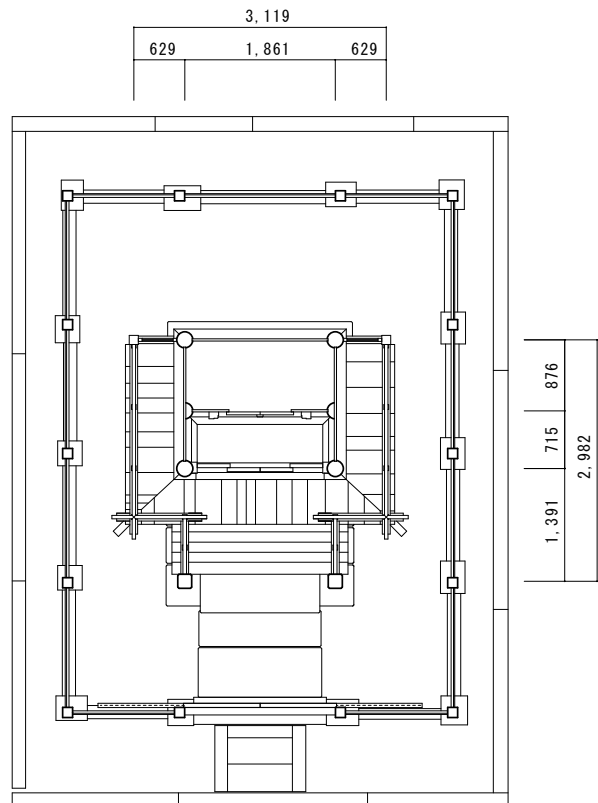
(村瀬 由紀史)

参考文献

- 『南桑田郡誌』（京都府教育会南桑田郡部会、大正一三年）
- 『新修亀岡市史 資料編 第四卷』（亀岡市、平成八年）



宮垣神社本殿 正面



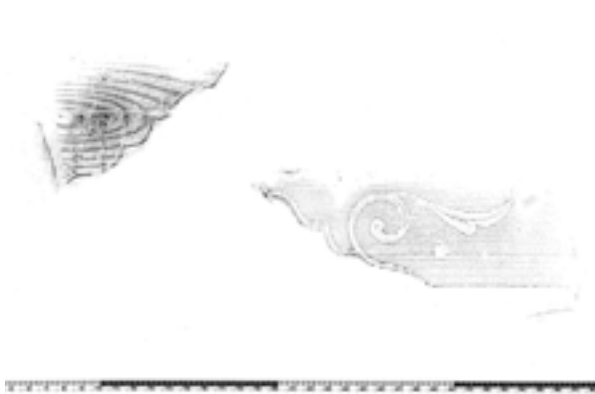
本殿及び覆屋 平面図



本殿海老虹梁 絵様



境内全景 (南より)



本殿実肘木 絵様
左: 庇柱上 (当初)、右: 庇臺股上 (後補)



本殿庇 木鼻



棟札



『川関村 規録帳』(文化3年(1804))

せんじゆじかいきどう
千手寺開基堂 (旧観音堂)

一棟

亀岡市穂田野町鹿谷大タワ

宗教法人 千手寺

構造形式

開基堂 (旧観音堂) (一棟) 桁行三間、梁行三間、一重、寄棟造、鉄板葺、向

拝三間、棧瓦葺

附 棟札 (四枚)

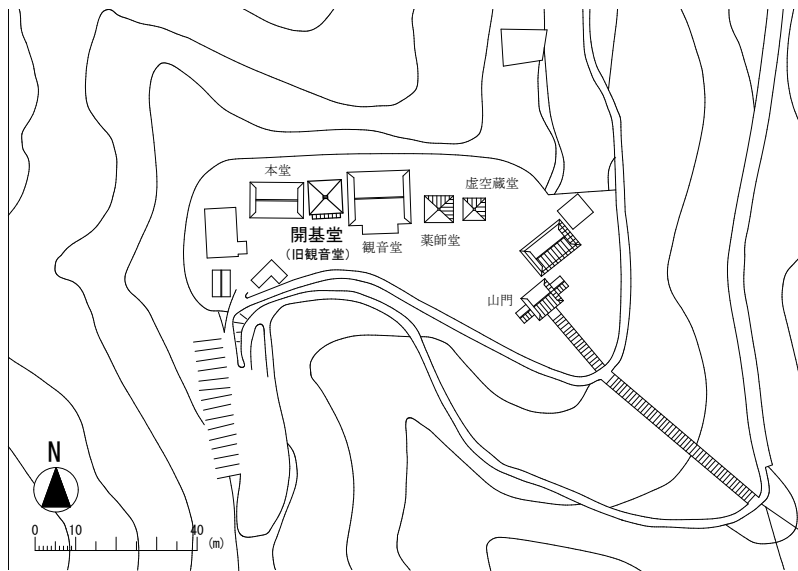
- 寛永十五戊寅年霜月十八日の記があるもの 一
- 寛文五乙巳年三月吉日の記があるもの 一
- 延宝五丁巳年三月吉日の記があるもの 一
- 延宝五丁巳年三月十二日吉日の記があるもの 一
- 寛永一五年 (一六三八) 「棟札」

説明

千手寺は、亀岡市穂田野町鹿谷大タワに位置する臨濟宗寺院で、釈迦如来立像を本尊とする。寺伝では大同二年 (八〇七)、空海が唐より帰朝の途次、海上より本国にむかつて独鈷を抛げ、帰朝後その所在を探したところ、春日大社の神託により白鹿に導かれて当地に至り、この地を鹿谷と称し、山号を独鈷抛山とし、千手観音を安置したことに始まるという。応永一〇年 (一四〇三)、鎌倉建長寺の蘭深道隆の法孫止菴が来住して臨濟禪として中興し、この頃に真言宗から禅宗に転じたと考えられる。天正五年 (一五七七) 明智光秀の兵火にかかり衰微したが、妙心寺の禅岩宗悦によつて明暦三年 (一六五六) に再興された。安永三年 (一七七四) には有栖川宮家の祈願所となり、本明円心院宮 (第五代職仁親王・光台院殿 (同親王妃)) の位牌が安置された。明治元年 (一八六八) には「本明円心院百回忌」に

あたり有栖川宮家に法事を願ひ出た記録が残り、有栖川宮家との関係の深さが窺われる。明治五年 (一八七二) には愛宕山の鐘楼門を移築し、大正一〇年 (一九二一) には新しく観音堂を建立して千手観音坐像を祀り、以降それまで千手観音坐像を祀っていた当堂は開基空海を祀り、開基堂となった。

境内は、独鈷抛山の南東の山腹に位置し、山裾から参道を上がると、鐘楼を兼ねた山門に至る。山門をくぐると東西に広がる境内の東端に至り、西より旧鐘楼を改造した虚空蔵堂があり、薬師堂・観音堂・開基堂・本堂を南面して並び建て、敷地西端に住居を設ける。



境内配置図

開基堂（旧観音堂）は、棟札より寛永一五年（一六三八）に亀山藩主菅沼織部正定昭が願主となって再興したことが分かり、細部意匠の様式から現存の建物はこの時の建立と考えられる。その後、寛文五年（一六六五）に再興修理をしているが、この時の修理内容は頭貫より上部を中心に修繕を行い、かなり大規模な修繕であったとみられる。この他に延宝五年（一六七七）の修理棟札が残り、方丈と共に修理が行われ、千手寺観音像台座蓮肉天板裏には「丹州独鉆抛山千手寺本尊千手観音菩薩再興併御厨子新造之也 元禄十六癸未歳」とあることから、元禄一六年（一七〇三）に厨子が整備された。また、「正徳五乙未祀 臘月十九日 本尊莊嚴 木工大工仏師洛陽竹内善之助」の墨書があり、正徳五年（一七一五）に仏壇廻りの改造が行われていることが分かる。

平面は、桁行三間、梁行三間で南面して建ち、正面に三間の向拝を設ける。中央間背面寄りに来迎柱を立て、框を前方に廻し須弥壇を造り、その奥を仏壇とし両脇間に脇壇を設ける。現在は中央に空海像が西側の脇壇に、有栖川宮家の本明円心院宮・光台院殿の両牌が、東側の脇壇には達磨大師が祀られる。柱足下は礎石上に木製礎盤を据え、柱間には正面側に狭間石と板瓦を詰め、背側面に狭間石を詰める。身舎柱は上下共に粽をつけた丸柱で、向拝は几帳面取角柱とする。身舎柱を地覆・腰貫・内法貫・頭貫で固め、台輪を載せ、柱上のみ出三斗を置き中備は無い。向拝角柱は、虹梁形頭貫で繋ぎ、柱上に出三斗を置く。中央中備に籠の彫刻を置き、両端は海老虹梁で向拝桁と身舎柱を繋ぎ、中央二本の向拝柱上には手挟みをつける。小屋組は和小屋で、南北の丸桁上に敷梁を二列架け、その上に束踏を渡し小屋束を四方に立てる。小屋束頭部で梁を井桁に組み、その上に棟束を立てる。軒の支持には枯木を用いず、垂木のみで支えている。軒廻りは、一軒半繋垂木として、茅負に軒付板を重ねる。向拝は身舎の茅負から地垂木を打越し、一軒とする。屋根は寄棟造で、茅葺を鉄板で覆い、向拝は棧瓦葺とする。正面中央間に両開両折棧唐戸を吊り、両脇間は内開半部、西側面前方一間は片開棧唐戸を吊り、東側面前方一間は袖壁に片引戸を立てる。その他は腰板張りの漆喰壁とする。天井は竿縁天井で、床は

拭板敷とし、堂内は柱を黒漆塗り、その他の木部を丹塗りとし、須弥壇廻りの架構には極彩色を施す。

小屋組内には旧の小屋組が残り、野垂木を据えた痕跡等から考え、当初は宝形造だったことがわかる。また、建物に残る痕跡及び史料等からは、当初は向拝が無い方三間の建物であった所に一間向拝を附加して、その後三間向拝を増築されたものと考えられる。一間の向拝が附加された時期は不明であるが、現在の三間向拝が付けられた時期については、虹梁の絵様等から明治元年（一八六八）の本明円心院百回忌の頃に行われたのではないかとみられる。また、現在床を張っているが、東側脇壇下の柱に床板の当りと思われる痕跡が、現状の床板よりも低い位置で確認できることから、もとは現状より地面に近い高さで、床が張られていたとみられ、近隣の禅宗仏殿の普濟寺仏殿「延文二年（一三五七）、重要文化財、南丹市」と同じ特徴を有している。

千手寺開基堂（旧観音堂）は、多くの改変が加えられているが、軸部や組物は当初材が残り、禅宗様の技法を基調とした意匠が随所にみられる質の高い建物で、当地方における禅宗様の受容の在り方を考える上で重要である。また、南丹地域の禅宗寺院の仏堂が、普濟寺仏殿を除き、江戸中期以降のものしか見出されていない中、江戸前期に属する事が明らかで貴重である。

（村瀬 由紀史）

参考文献

- 『新修亀岡市史 本文編 第二巻』（亀岡市、平成一六年）
- 『新修亀岡市史 資料編 第四巻』（亀岡市、平成八年）



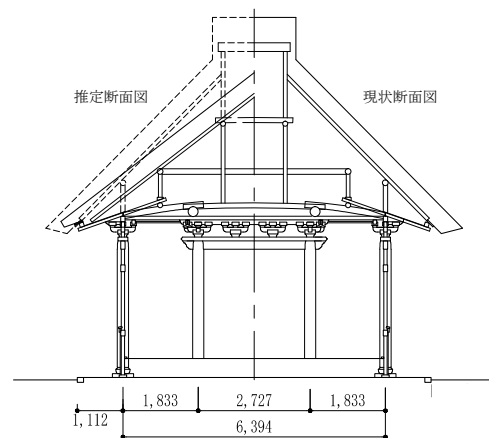
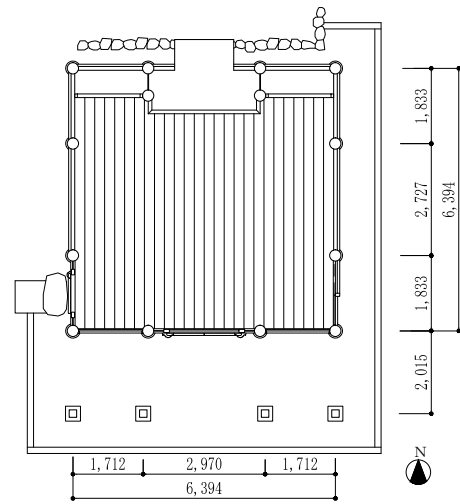
開基堂（旧観音堂） 外観



開山堂（旧観音堂） 室内



開山堂（旧観音堂） 来迎柱上組物



教傳寺観音堂

一棟

南丹市園部町河原町
宗教法人 教傳寺

構造形式

観音堂（一棟） 桁行正面一間、背面三間、梁行二間、一重、宝形造、向拝一間

棧瓦葺、一部本瓦葺

附 棟札（一枚）

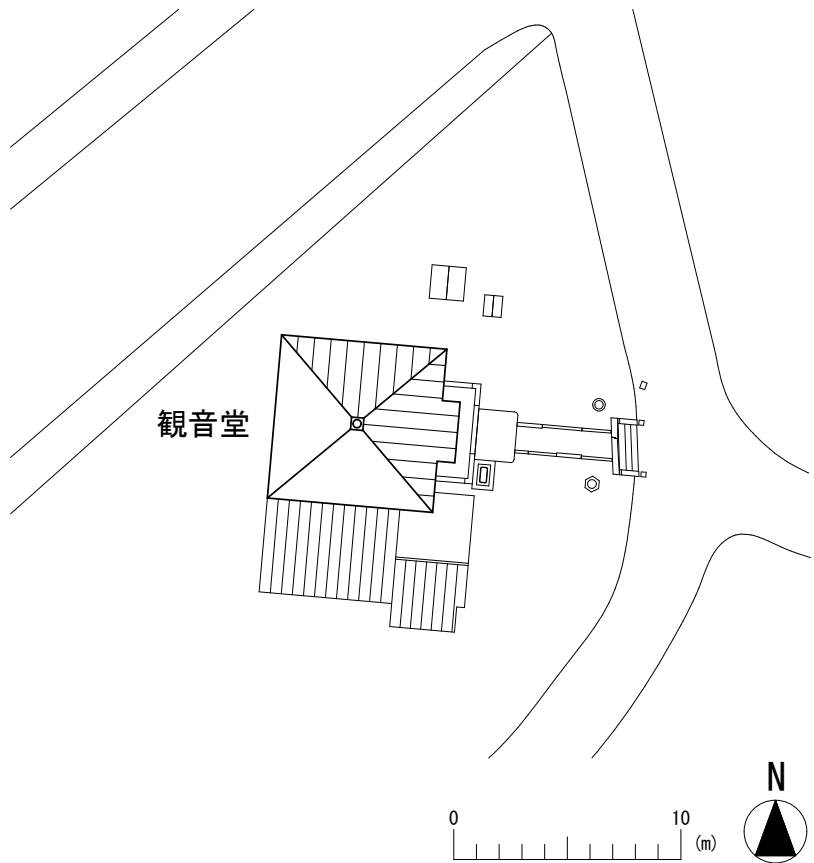
寛延第四龍次辛未八月十六日の記がある

建立年代 寛延四年（一七五二）「棟札」

説明

教傳寺は、南丹市園部町に位置する浄土宗寺院で、大乗山と号する。園部藩初代藩主小出吉親の護持仏であった阿弥陀如来像を本尊として、長誉儀公を開山とし、元和五年（一六一九）に創建されたと伝わる。『寺社類集』『個人蔵、元文五年（一七四〇）』及び古絵図等によると、当初の境内地は園部城下の本町に近接し、六百坪の境内地に本堂・位牌堂・観音堂及び庫裡が建ち並び、藩内の浄土宗寺院の本寺として八寺の末寺を数える有力寺院であった。御免地が与えられたほか、元禄年間頃には園部藩四代藩主小出英貞の母、蓮窓院の御廟となる等、園部藩の厚い庇護を受けたが、明治一六年（一八八三）以降に、地藏堂と墓地のあった現在地（南丹市園部町小山東町）に移転したと伝わる。

観音堂は教傳寺の境外仏堂であり、園部町河原町に位置する。園部城下西端の、旧山陰道と篠山街道が交わる辻に東面して建ち、傍らに残る道標石には文化元年（一八〇四）銘が刻まれ、往時の辻の景観を良く伝える。近くに自生するケヤキの古木にちなみ、「大樹観音堂」の名でも親しまれ、近年まで盆時期には堂前で市が



境内配置図

開かれるなど、辻の景観の核となっている。「園部城絵図」「個人蔵、明治時代」には「大木観音」という名称とともに、宝形造の小堂と木が辻に描かれるほか、先述の「寺社類集」には、「川原町 大木下蛭子社」という小堂が記載され、現存の観音堂建立以前にも、辻に小社が存在したと考えられる。

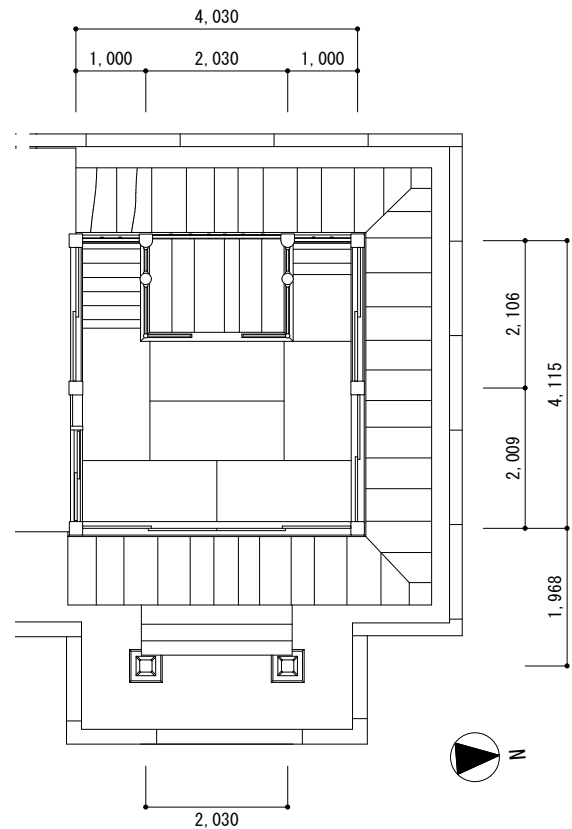
観音堂は、桁行正面一間、背面三間、梁行二間、一重で、正面に向拝一間を設ける。柱下及び床束・縁束下には自然石を粗く加工した礎石を据える。正面、北側面及び背面には、雨落に葛石を廻す。軒内はモルタル打ちとする。軸部は、切面取角柱を足固め・切目長押・内法長押等で固める。正面柱間には虹梁形差鴨居を架け、



観音堂 外観

二本溝を彫る。組物は、柱上に絵様肘木を置くが、背面中央間柱上のみ舟肘木とし、この柱は室内側を削り丸柱形にする。内部須弥壇両脇には来迎柱を立て、虹梁形頭貫を架け、中備に幕股を置く。向拝は、几帳面取角柱とし、上下に粽を付ける。柱間に虹梁形頭貫を架け、中備に幕股を置く。向拝柱間寸法が本屋柱間寸法より小さいことから、繋ぎの海老虹梁は本屋正面柱間の虹梁形差鴨居上に組んだ持ち送りと、向拝柱上に架かる。軒廻りは二軒繁垂木とし、茅負、布裏甲を重ねる。なお、向拝は、本屋の飛檐垂木を打ち越して地垂木とし、飛檐垂木を載せる。屋根は宝形造、棧瓦葺とし、正面向拝より両外側のみを本瓦葺とする。

屋根頂部に宝珠及び露盤を載せ、各隅棟及び隅稚児棟は熨斗積とし、端部に鬼瓦を据える。なお、以前は本瓦葺であったことが古写真より明らかである。正面一間は、引違格子戸四枚建てとし、両側面は前方一間を引違板戸とし、後方一間に板戸の引違窓を嵌める。内部は一室とし、周囲に縁を廻らせる。背面中央間の壁に接して須弥壇を設け、壇上の厨子内に、園部藩四代藩主小出英貞の妻の念持仏と伝わる



観音堂 平面図



観音堂 堂内



観音堂須弥壇 墓股

本尊の千手観音立像を安置する。床は、内部厨子より手前は畳敷とし、その後方は板敷とする。ただし、現状の畳敷及び板敷の下には化粧仕上げの床板が残ることから、当初は全面拭板敷の形式であったと考えられる。天井は、梁行方向に竿を通す竿縁天井とする。南面に増築部が接続し、本瓦葺から棧瓦葺に変更される等、近年になり一部が改造されたが、概ね当初材が残る。

棟札より、寛延四年（一七五二）に園部藩五代藩主小出英持を大檀主として、修造奉行等を置いて造営され、教傳寺に寄進されたことが判明する。さらに棟札には、棟梁として船井郡和知中村の片山甚右衛門定春が、大工として船井郡小山村の森井久之丞茂門の名が記され、地元の大工が普請に関わったことも分かる。また、棟札と同年銘の絵馬六点が堂内に掛けられるほか、隅棟鬼瓦や堂手前の手水鉢等、建立時の資料が残される。

近世園部藩内の各所には、特定の寺社に属さず集落により管理された、いわゆる



棟札（裏面）



棟札（表面）

「辻堂」が存在した。教傳寺観音堂は、その立地から、そうした「辻堂」に類する建物である一方、園部藩による普請及び有力寺院による管理が行われたという特殊性を併せ持つ建物である。さらに、建立年代及び大工名等も明らかであり、歴史的に価値が高い。地元大工による絵様彫刻等の細部意匠は面白味のある特徴的なもので、地域的特色を顕著に示し、小規模ながら園部城下の西端要所に建つ堂に相応しい賑やかな装飾を持つ建物である。

（柳 晴子）



境内遠景（東より）

美術工芸品

絹本着色南浦紹明像

徳治二年初冬の自賛がある

一幅（絵画）

宗教法人 酬恩庵

京田辺市新里ノ内一〇二番地

法 量 縦 九二・三 横 四〇・五（単位 センチメートル）

品質構造 絹本着色掛幅装 画絹一副一鋪

記 録

（図上賛文） 白雲不敢白／青山未為青／十分逼真処／五彩尽雖成／宗璨大師絵／予

性質請賛／徳治二初冬／南浦叟書（朱文方印二顆、印文不詳）



図 様

画面中央から下部にかけて大応国師南浦紹明の全身像を描き、上部に自賛を墨書する。衲衣に袈裟をまとい、法被をかけた椅子に坐す様を画面向かつて右斜め向きに描く。右手には扨子を執り、左手は掌を上にして扨子の毛先を乗せる。椅子の前には沓台があり、台上には沓が置かれる。椅子には拄杖を立てかける。

肉身部は墨線で輪郭を括り、面貌や皺は細い墨線で描出する。口唇は墨線で細く輪郭を括り、赤に塗る。衲衣は地を茶色に塗り、柿蒂文を互の目に金泥で描く。袈裟は条葉部が青の無地、田相部は衲衣と同文様を配する（ただし窠間幅を大きくとる）。環は覆輪をとった八角形で、墨により鼈甲を表現する。椅子に掛けられた法被は薄茶の地文を濃茶と白で蜀江錦を写す。扨子の柄は濃い茶に塗り、毛は扨子は大まかな毛筋を墨線で描き、白で塗る。沓台は茶、台上面は青とし、沓は外側を緑、内側を白に塗る。拄杖は全体を黒、両先端を赤とする。

保存状態 料絹に折れが生じ、絵具層の各所に剥離が見られる。

時代 鎌倉時代

説明

薪の酬恩庵は南浦紹明（一二三五～一三〇八）が創建した妙勝寺を一休宗純が再興したもので、本作は酬恩庵に伝来する南浦紹明の頂相である。徳治二年（一三〇七）の初冬（十月）、宗璨の要請で着賛された自賛像で、宗璨の詳細は不明ながら、同月に宗恵善女に附与した福岡県興徳寺の自賛像と同じく同年一二月に鎌倉建長寺に入るため京都を離れたことが制作と着賛の契機と考えられている。

靴台を前に置き、拄杖を立てかけ法被をかけた椅子に坐し、右手に扨子をとるといふ本作の構図は、日本における頂相の一定型となっている。先行する作例には正応元年（一二八八）自賛像（大徳寺）や、師像である咸淳元年（一二六五）着賛の虚堂智愚像（大徳寺）、蘭溪道隆像（福岡県勝福寺）のほか、円爾の弘安三年（一二八〇）自賛像（東福寺）、兀庵普寧自賛像（正伝寺）などが挙げられる。その後には先行例を規範としながら展開した頂相の歴史の中であり、本作は早期の作例として、また大応派の祖の自賛像として重要な位置を占める。

本作の絵画表現はおおむね興徳寺本に近く、わずかに肥瘦のある細線を主用する面貌表現や、硬質な墨線による衣文、袈裟の紐や文様に見られる強く打ち込んだ金泥線などが共通し、その緻密な表現には優れた画技が示される。他方、同じく自賛像である正応元年（一二八八）着賛の大徳寺本は濃彩による人念な描写を見せてお



絹本著色南浦紹明像



面部



着衣（環周辺）

り、両作と画趣を異にしている。大徳寺本は南浦紹明の塔所である建長寺天源庵の付宝として運庵普嚴像、虚堂智愚像と一具で伝来し、虚堂智愚像と姿態や着衣の衣紋までを一致させることから、これを規範としたことが指摘される。本作を含む諸像は、南浦紹明の周辺で制作された頂相の多様性を示唆しており、頂相の受容と展開を考える上で注意される。また、本作が描く袈裟は興徳寺本と同様、愛知県妙興寺に伝来する南浦紹明所用の九条袈裟と柿蒂文や環が一致する。頂相と実際に伝来する袈裟の文様が対応するのはこの袈裟が初期の例であることが指摘されており、後に頂相の典型となった袈裟の描写の展開を考える上でも注目される。

このように、本作は優れた絵画表現を見せる南浦紹明の自賛像として重要であることに加え、日本における頂相の早期の一例として、絵画史の上でも参考となる点が多い。その遺徳を偲んだ一休宗純が再興した、妙勝寺の後身たる酬恩庵に伝来した点もあわせ、歴史的にも大きな意義を持つ作例である。

（中野 慎之）

主要参考文献

『大応国師と崇福寺』（福岡市美術館、平成一九年）

絹本著色一休宗純像 自賛がある 一幅 (絵画)

絹本著色一休宗純像 (朱太刀像) 自賛がある 一幅 (絵画)

京田辺市新里ノ内一〇二番地

宗教法人 酬恩庵

〔絹本著色一休宗純像 自賛がある〕

法 量 縦 七八・二 横 三九・三 (単位 センチメートル)

品質構造 絹本著色掛幅装 画絹一副一鋪

記 録

〔図上賛文〕 三尺竹篋七尺烏藤／詩情禪味慚愧無能／不移寸步九到三登／盲女艶曲

濁膠如漚／龍宝山中滅却大燈／酪／順老外更有誰子／虚堂七世嘉直

僧／諸徒凶余陋質需賛／不免自書／天沢七世東海順一休老衲 (朱文

方印一顆、印文不詳)

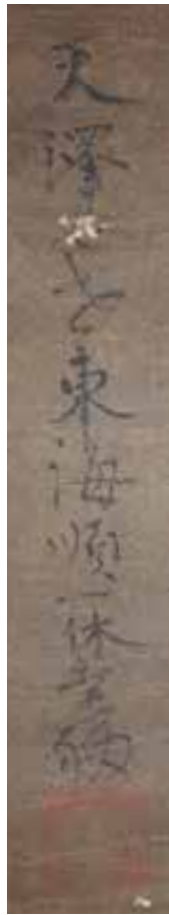


図 様 画面中央から下部にかけて一休宗純の全身像を描き、上部に賛を墨

書する。衲衣に袈裟をまとい、杵を履いた右足首を左足大腿部に乗せる半跏の姿勢で曲椽に坐す様を、画面向かって右斜め向きに描く。右手に警策を執り、左手は右足踵の上に伏せる。曲椽の前には杵台があり、杵を履いた左足を台の上に乗せる。

肉身部は淡墨で輪郭を括り、眉、髪、ひげは墨と白の毛筋描きにより白髪の混じる様を描出する。眼は虹彩を褐色に、強膜を白色とし、虹彩の輪郭線と瞳孔を濃墨で描き、上下の瞼をやや肥瘦のある濃墨線で引く。上下の瞼の内側には薄く隈をとる。口唇は淡墨の細線で輪郭を括り、薄い赤に塗り、輪郭に隈をとる。鼻孔及び外耳の線は淡墨で表現し、部分的に濃墨線を用い、輪郭に沿って内側に隈をとる。皺

は淡墨の細い線でかたどり、各所に隈をとる。

衲衣は薄い橙の無地、袈裟は条葉部・田相部ともに濃緑の無地。環は白く、玉を表現するか。杵は濃い青・白・淡い青を配し、部分的に赤を用いる。警策・曲椽・杵台は黒とする。杵台上面の縁は青に塗り、内側は赤地に金の花唐草文を配する。

伝 来 一休の賛によれば、諸徒が本像を制作して賛を求めたものという。その後、酬恩庵に伝来した。

保存状態 良好な状態で保存される。

時 代 室町時代

〔絹本著色一休宗純像 (朱太刀像) 自賛がある〕

法 量 縦 一〇二・一 横 三九・八 (単位 センチメートル)

品質構造 絹本著色掛幅装 画絹一副一鋪

記 録

〔図上賛文〕 百年東海禪世界／一段風顛太妖怪／扶桑国裏今無禪／我面前誰弄禪話

／宗観禪人凶陋質／請賛即書心求／前大徳虚堂七世東海順一休 (朱文方印一顆、印文不詳)

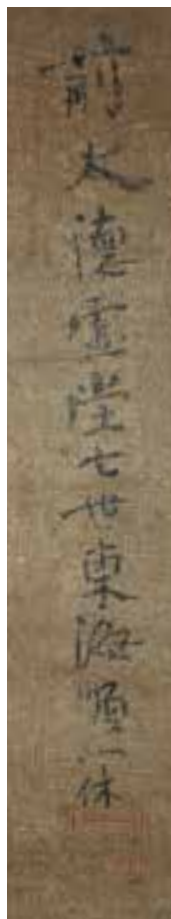


図 様 画面中央から下部にかけて一休宗純の全身像を描き、上部に賛を墨

書する。衲衣に袈裟をまとい、杵を履いた右足首を左足大腿部に乗せる半跏の姿勢で曲椽に坐す様を、画面向かって右斜め向きに描く。右手に警策を執り、左手は右足踵の上に伏せる。曲椽の前には杵台があり、杵を履いた左足を台の上に乗せ、太刀を曲椽に立てかける。

肉身部は墨線で輪郭を括り、眉、髪、ひげは墨と白の毛筋描きにより白髪の混じる様を描出する。手や指の甲にも毛筋描きが認められる。眼は虹彩を褐色に、強膜を白色とし、虹彩の輪郭線と瞳孔を濃墨で描き、上下の瞼をやや肥瘦のある濃墨線で引く。上下の瞼の内側には薄く隈をとる。目頭と目尻は血管を表現するように薄

い赤を重ねる。口唇は淡墨の細線で輪郭を括り、薄い赤に塗り、輪郭に隈をとる。鼻孔及び外耳の線は淡墨で表現し、部分的に濃墨線を用い、輪郭に沿って内側に隈をとる。皺は淡墨の細い線がかたどり、各所に隈をとる。

衲衣は赤褐色の無地、袈裟は条葉部・田相部ともに濃緑の無地。環は白く、玉を



絹本着色一休宗純像



絹本着色一休宗純像（朱太刀像）

表現するか。杵は濃い青・白・淡い青を配し、部分的に赤を用いる。警策・曲椽・杵台は黒。杵台の上面の縁は青に塗り、内側は赤地に青と金泥で花唐草文を配する。曲椽にかけられる法被は縁と裏面を青、縁の内側を白地に金の雲気文、内部を赤地に金の牡丹唐草文とする。曲椽に立てかけられた太刀は鞘を赤、柄を青、柄頭、鍔及び石突を緑に塗り、金で縁取る。

伝 来 一休の賛によれば、宗観が本像を制作して賛を求めたものという。その後、酬恩庵に伝来した。

保存状態 良好な状態で保存される。

時代 室町時代

説明

薪の酬恩庵は南浦紹明が創建した妙勝寺を一休宗純（一三九四—一四八二）が再興したもので、晩年を過ごし、その死後も門弟たちの拠点となった。本作は酬恩庵に伝来する一休の自賛像三幅のうちの一冊である。一点は諸徒の求めにより着賛したもの、一点は朱太刀像とよばれる形式の図像で、宗観の求めにより文明六年（一四七四）の大徳寺出世後に着賛したものである。別の一点は宗辯の依頼で同じく大徳寺出世後の着賛である（重要文化財）。

一休の頂相は禅僧の中でも現存例が多く、自賛像も二十点近く知られる。酬恩庵の三点の自賛像はいずれも真珠庵伝来の自賛半跏像と姿態や衣紋線の配置までを一致させており、共通する制作



絹本着色一休宗純像（朱太刀像） 面部



絹本着色一休宗純像 面部

環境が想定される。真珠庵像は尾和宗臨が制作した画像で、大徳寺出世後の一休がその請をうけ着賛したものである。宗臨は文明十一年（一四七九）に八六歳の一休が成就した大徳寺法堂再建の大胆那となるなど当時の堺を代表する商人で、酬恩庵の諸像の表現も真珠庵像が示す宗臨周辺の文化的基盤を共有すると思われる。また没倫紹等賛の胸像（東京国立博物館）は荒い筆致や折りたたんだ痕跡から没倫が描いた頂相の紙形と見られており、観者を見やる特異な様は大徳寺の宗峰妙超像に倣ったものである可能性が指摘される。真珠庵の附与宗臨像および酬恩庵の三幅の自賛像はいずれも面貌表現がこの紙形に基づいていると思われ、描線や賦彩などが一致する。ただし、酬恩庵の附与宗臨像を除き正面を見据える姿に描いており、観者に目を向ける凶像が必ずしも規範とならなかったことを示している。また、一休の頂相に多用される半跏の姿勢については、大徳寺や滋賀県祥瑞寺に伝来する師の華叟宗曇像に倣う可能性が指摘されている。

その作風は、いずれも卓越した肖像表現と精緻な描写に特徴づけられる。面貌はわずかに肥瘦のある細い淡墨線により描き出され、繊細な賦彩により立体感を表出する。毛髪は白髪交じりの様が細線の反復により巧みに表現され、迫真性を示しつつ格調高くまとめられている。着衣や持物、調度は伸びやかに描きだされるが、規範となる凶像の高い精度で踏襲しており、文様等は柔らかな陰影や染織品の文様、紐の編目までが精密に描写される。また、賛は禅における自らの立場を表明するもので、その書風とあわせ一休の思想を知る上で重要な位置を占める。朱太刀はよく知られるとおり一休が批判した形骸化し権威主義を深めた禅を寓意するものとして一休像の典型となった凶像で、『碧巖録』の圓悟克勤の語を踏まえたものと見られるなど、やはり一休の思想の一端を示すものである。

このように、この二像は中世頂相の優品に挙げべき画技の高さを示しており、特異な展開を持つ一休像を考察する上でも重要な位置を占める。一休の思想を探る上でも意義が深く、その拠点となった酬恩庵に伝来した自賛像としても注目される作例である。

（中野 慎之）

主要参考文献

『一休和尚全集別巻 一休墨蹟』（春秋社、平成九年）



絹本着色一休宗純像（朱太刀像）部分



絹本着色一休宗純像 部分



木造阿弥陀如来立像

〔木造阿弥陀如来立像〕	
法量像高	九六・五
頂顎	一七・〇
面幅	一〇・〇
面奥	二二・七
胸奥(左)	一四・七(衣を含む)
(右)	一四・五
腹奥	一六・〇
肘張	二八・六
袖張	二八・九
裾張	二二・八
足先開	一三・〇

(単位 センチメートル)

〔木造阿弥陀如来立像〕

九六・五 髪際高 九〇・二

一七・〇 面長 一〇・四

一〇・〇 耳張 一三・一

二二・七 胸奥(左) 一四・七(衣を含む)

(右) 一四・五

一六・〇 肘張 二八・六

二八・九 袖張 二二・八

一三・〇 足先開

木造阿弥陀如来立像

一 軀 (彫刻)

附 像内納入品

一、紙本墨書願文

弘安八年正月廿七日、有□の記がある

一、紙本墨書再興開眼記

延文五年、満一房、道阿の記がある

一通

宗教法人 正法寺

八幡市八幡清水井七三番地



全身右側面



全身左側面



全身正面



全身背面



像底



顔（正面、左側面、左斜側面）

形 状

螺髮旋毛形（彫出）。肉髻珠・白毫相をあらわす。鼻孔を穿つ。內衣・覆肩衣・衲衣・裙を着ける。內衣は左胸から右脇腹にかけてあらわす。覆肩衣は右肩から右腕を覆い、右胸下方で弛ませて衲衣にたくし込む。衲衣は左肩をおおい、右肩に少し懸って腹前にまわり、上縁に折り返し再び左肩に懸けて垂らす。裙は右足外側で右前に打ち合わせる。左手は垂下し、右手は屈臂して、各掌を正面に向け一・二指を捻じる。両足先をそろえて立つ。

品質構造

針葉樹材。割矧ぎ造り（もしくは寄木造り）。金泥塗り・彩色・切金。玉眼嵌入。頭体幹部は、両耳後ろより足裏の踵から三分の一辺りを通る線で前後に割矧ぐ（もしくは矧ぐ）。内割りの上、前面は襟際で頭・胸部と着衣部を割矧ぐ。背面材は後

頭部髪際で地面と水平に鋸を入れ、後頭部と首以下の体部に分割する（もしくは後頭部髪際下で後頭部と首以下の体部材を矧ぐ）。背面中央に楕円形に薄板を矧ぎ足す。像底を削り上げ、両脚脛半ば以下を割矧ぐ。足先に別材を矧ぐ。

両肩以下は、左方では肩から前膊外側に垂下する着衣上層、回下層、左脇下の上膊内側の着衣部、前膊内側垂下部に各一材を矧ぎ、手首先を矧ぐ。右方では肩から肘、前膊下方、前膊肉身部、肘以下の前膊外側垂下部に各一材を矧ぎ、手首先を矧ぐ。表面は螺髮青、髪際緑。他は金泥塗りのうえ、着衣部は盛上げ彩色・切金文様。

保存状態

両足先、左手第三・四指、肉髻珠・白毫（各水晶）、表面彩色、以上後補。足柄を含む像底面に元文時とみられる補修がある。光背・台座、各後補。

銘記

(像内眼部 玉眼当木 墨書) なもあみた仏

(像内胸部墨書) 南無阿弥陀仏

(右足柄外側墨書) 仰願依尊身／再興之功徳
而／為師僧父母六／親券屬結縁／衆生決定往
生／親法界利潤無差

(左足柄外側墨書) 尔時元文五歲天／九月七日
施主／当山廿一世徳蓮社／風誉上人湛阿自然
／義徳敬白／大仏師鈴木浄閑



〔像内納入品〕 形状、品質構造等(単位 センチメートル)

一、紙本墨書願文

弘安八年正月廿七日、有□の記がある

縦二三・七 横一二・〇 墨書

弘安^八一年正月廿七日

有□(花押)

あみたふ仏こしやうた

すけたまへかならずみちひ

きたまへ

一通

※像内(玉眼の裏側)に納入されていた。縦二段(約八、四センチメートル幅)、横三列(約四、三センチメートル幅)に折り畳んだ痕がある。



一、紙本墨書再興開眼記

延文五年、満一房、道阿の記がある

縦二五・〇 横六・二 墨書

延文五年甲子五月十九日於江州愛智郡平井道場

御開眼再興之 願主時衆

満一房

御開眼 道阿

一通

※像内(玉眼の裏側)に納入されていた。約三、五センチメートル幅に横向きに巻き畳んだ痕がある。延文五年は干支庚子。甲子とあるのは誤記か。

伝来

(一) 正法寺の内仏として安置される。紙本墨書願文に年紀をもつ弘安八年(一二八五)前後の制作と推定される。

(二) 紙本墨書修理記により、延文五年(一三六〇)に江州愛智郡平井道場において、満一房を願主に、道阿を導師として開眼再興されたことが知られる。「江州愛智郡平井」は今の滋賀県愛知郡愛荘町平居にあたり、『遊行派末寺帳』(七条道場旧蔵 享保六年(一七二二)写)「東山道近江」の項にある「光台寺平井の仏」『時衆十二派本末惣寺院末寺帳』(兵庫県興長寺所蔵 宝暦年中(一七五一・一七六四)写)「近江美濃」の項にある「平井 光台寺」の前身にあたる可能性が指摘されている。また『時宗過去帳』に嘉慶二年(一三八八)頃を没年とする尼僧の「満一房、至徳三年(一三八六)頃を没年とする僧「道阿弥陀仏」の名が見え、「満一房」「道阿」にあたる可能性が指摘されている。(三) 両足柄の墨書(足柄は銘の部分で四角く残して黒漆塗りとする)により、元文五年(一七四〇)に修理されたことが知られる。この修理の施主「当山廿一世徳蓮社風誉上人」は、正法寺二世住職(住職在位一七三二・一七四九)であることから、元文五年には正法寺に存したことがわかる。(四) 江戸期の後補である光背の裏面に「宝塔之内熊野権現隨身／供養之仏舍利一顆納之」の陰刻銘がある。(五) 平成九年解体修理(施工山本敏昭)。この際に銘記、像内納入品等が見出された。像内納入品は二枚を合わせて裏打を行い、像内には戻さず木箱に入れて保管している。

時代 鎌倉時代

説明 髪際で三尺を測り、来迎印を結んで立つ阿弥陀如来立像の優品である。やや面長で顎の尖った丸みのある輪郭、肩幅が狭く胴の細い体型は鎌倉時代後期にしばしば見られるもので、像全体に丁寧な彫技が示される。修理時に玉眼裏から見出された



像内(修理時)

紙に、願文と「弘安八年正月二十七日」の年紀があり、弘安八年(一二八五)の制作である蓋然性が高い。修理銘から、かつて近江の平井道場に伝来し、元文以前に正法寺に移されたことが知られる。

三尺阿弥陀像は鎌倉時代に盛んに造像されたが、本像は保存状態が良好な基準作として貴重である。とりわけ着衣の形態は鎌倉時代半ば以降に典型的に見られる繁雑さを示しており、これを端正にまとめる技量は当時における優れた例に挙げられる。右肩を覆う覆肩衣が右胸下方で衲衣にたくし込まれる前に一度たるんで裏を見せ、左襟部分で衲衣の下層を引き出して縁にかける形態や、右腋下に三角形の区画を配し、左腕半ばに松葉状に枝分かれする衣文をあらわす衣文表現など、鎌倉時代初期から多用された表現に加え、衲衣の端の折り返しを左肩にかけ内衣を胸前にのぞかせるなど、非常に複雑な衣の重なりを巧みに表現する。

技法の上では、玉眼裏側の押さえ板をこれと交差する別材で留める特徴的な技法が修理時に確認されている。これは善円やその周辺の作品で多用されたことが指摘されており、善円の作であることが明らかなる承久三年(一二二二)の奈良国立博物館蔵十一面観音像、元仁二年(一二二五)ないしは翌年のアジアソサエティー地蔵菩薩立像、延応二年(一二四〇)の奈良県薬師寺地蔵菩薩立像、善円周辺の作と指



解体写真（修理時）

摘される滋賀県上品寺菩薩立像などがその例に挙げられる。本像においては両端を円弧状に処理した二枚の板を交差させて用いるが、善春を中心に造像された文永五年（一二六八）の奈良県元興寺聖徳太子立像は板の形状を含め近似している。作者についてはなお検討を要するが、鎌倉時代後期に典型化を進めた三尺阿弥陀像の展開をうかがう上で、基準作である本作の表現や技法の特徴は注目される。

本像は延文五年（一二六〇）に江州愛智郡平井道場にて修理されており、玉眼裏に納入されていた再興開眼記にはその際の願主が満一坊、導師が道阿であることが記される。伝来の過程には不詳な点が多いが、中世の時宗道場での伝来を確認できる点にも歴史的な価値が認められる。

このように、本作は優品としての価値に加え、制作が弘安八年前後と想定される基準性を持っており、鎌倉時代に盛んに造立された三尺阿弥陀像の表現や構造を考える上で高い価値を持つ。造像後の伝来についても注目され、像から取り出されて保管される像内納入品についても、来歴にかかわる銘を有する貴重な資料として附とし、一括しての保全をはかるものである。

参考文献

松岡久美子「阿弥陀如来像（正法寺）」（水野敬三郎ほか編『日本彫刻史基礎資料集成』鎌倉時代 造像銘記篇十三所収、中央公論美術出版、平成二九年）

くじょうけさ
九条袈裟

しゅんみょうほしよ
春屋妙葩所用

一肩（工藝品）

宗教法人 曇華院

京都市右京区嵯峨北堀町二五番地

法量

左丈 一二四・五 中央丈 八八・〇
右丈 一〇八・〇 幅 三六七・〇（単位 センチメートル）

袈裟表

頭文紗二種、平絹一種 材質 絹

一、牡丹唐草文頭文紗 行部（縁・豎条・横堤・環座）

織組織 頭文紗 三本捩紗地 緯三枚Z綾文（経緯ともに紫、無撚）
糸密度一センチメートル間 経四八本／緯二〇越

一、牡丹唐草文頭文紗 田相部

織組織 頭文紗 三本捩紗地 緯三枚Z綾文（経緯ともに萌葱、無撚）
糸密度一センチメートル間 経四八本／緯二〇越

一、平絹 四天

織組織 平織（経・緯ともに紫、無撚）糸密度一センチメートル間 経四五本／緯三四越

記録

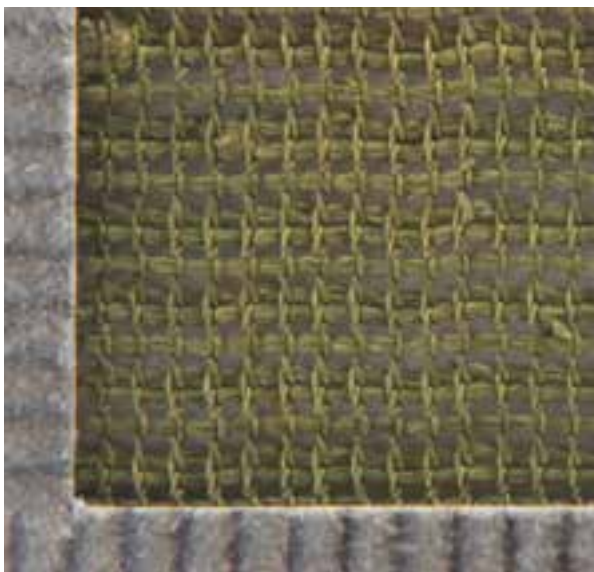
（箱蓋表墨書）開山法衣

伝来

保存状況 平成二二年度に修理が行われており、保存状態は良好である。
永徳二年（一二三二）に春屋妙葩が智泉聖通に譲った袈裟に該当すると考えられる（参考資料一）。開山法衣として伝来した（箱蓋表墨書）。平成二二年度に修理が行われている（施工、株式会社染技連）。



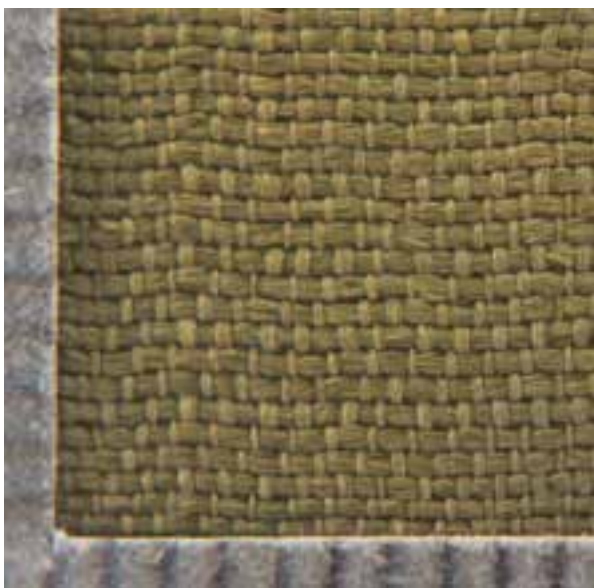
九条袈裟 春屋妙葩所用



田相部 地組織



行部 地組織



田相部 文組織



行部 文組織

参考資料 春屋妙葩筆袈裟讓状（曇華院所蔵）

法衣一領 地萌 畦紫 頸紋紗

まいらせ候 すいふんひさう

して候おまいらせ候 あなかしこ

永徳二年六月三日

天龍寺住持妙葩（花押）

通玄寺東堂 侍者御中

時代 南宋～元時代

説明

曇華院は智泉聖通（一三〇九―一八八）が創建した通玄寺と、のち智泉聖通が退居した曇華庵に始まる尼寺で、後にこれが合併して曇華院と号した。その後、元治元年（一八六四）の焼失を経て、鹿王院塔頭瑞応院を売却して当地に再興されている。この袈裟は春屋妙葩（一三二一―一三八八）が智泉聖通に譲ったと伝えるもので、同寺に伝来する永徳二年（一三八二）の袈裟讓状が記す袈裟にあたると思われる。開山法衣として伝来する。

田相と行はともに牡丹唐草文を織り出す頸文紗で、田相は萌葱、行は紫である。いずれの牡丹唐草文も一重蔓でつなぐ大輪の牡丹を表現する。頸文紗は経糸三本を緞った紗で、出土品などにより南宋時代から愛好されたことが知られ、日本の袈裟でも多用された。この袈裟表も南宋から元にかけて製作された渡来品と考えられるが、日本産である可能性についての指摘もあり産地についてはなお検討を要する。いずれにしても、当時における優れた技術を示す頸文紗として価値が高い。また、環や組紐を含め総じて優美な姿で良好に伝来する。春屋妙葩の讓状によれば、永徳二年に春屋妙葩が智泉聖通に袈裟を譲ったといい、その「地萌」、「畦紫」という特徴が本作と一致する。ここでは「頸紋紗」と表記されており、現存の織組織と当時における呼称の対応関係を確認でき、永徳二年を下限とする染織資料の基準例として貴重である。

智泉聖通は四辻宮尊雅王の息女、春屋妙葩に帰依した足利義満の外祖母であり、

晦谷祖曇に参禅し印可を受けたと伝わる。智泉聖通の兄である無極志玄と晦谷祖曇、春屋妙葩はいずれも夢窓疎石に師事しており、この袈裟の授受の背景にも法系上のつながりが想定され、康暦二年（一三八〇）の通玄寺仏殿起工にあたって春屋が参列している（『空華日用工夫略集』一二月八日条）。讓状にはこの袈裟が「随分秘蔵」であることが記されており、室町幕府周辺の禅林文化で珍重されていた袈裟の受贈の事例としても注目される。

このように、この袈裟は頸文紗として重んじられていたことが確認できる稀少な例であり、染織資料として高い価値を持つ。春屋妙葩から智泉聖通へ贈られ、開山の法衣として継承されるなど、珍重された経過をたどることができる点も、歴史的に注目されるものである。

（中野 慎之）

参考文献

『高僧と袈裟 ころもを伝えころを繋ぐ』（京都国立博物館。平成二年）



地文様（行部・田相部）

ほげきよう
法華経

ほぞかたかくにひつ
細川高国筆

一巻(典籍)

説明

大永五年六月日沙弥道永の書写奥書がある

附 河田基清書状

一通

綾部市安国寺町寺ノ段一

宗教法人 安国寺

法 量 縦一六・八 本文全長五〇七七・一

一紙長五〇・七(第二紙) (単位 センチメートル)

形 状 卷子装、斐紙、一〇一紙、金界(天地横界のみ)、界高一四、八センチメートル、一紙四一行、一行一七字

ト、一紙四一行、一行一七字

時 代 室町時代 大永五年(一五二五)

奥 書 「奉書写大乘妙典一部一筆六十六部欲書之第六■■■■/奉納丹波国安国寺所祈之意趣者為/天下泰平国土安全特奉祈 征夷/大將軍

武運長久次所願当家子孫繁/栄者也

大永五年六月日

沙弥道永(花押)

附 河田基清書状

法 量 縦一六・五、横四一・九 (単位 センチメートル)

形 状 楮紙、堅紙一紙

時 代 室町時代 大永五年(一五二五)

積 文 「(切封墨引)

為当寺御奉納/御屋形様御自筆之/御妙典壹部被參候、御/

祈念候て御奉納肝要/候、委曲中西小五郎/可令申候、恐々謹言

十月十三日 基清(花押)

安国寺

本経は、大永五年(一五二五)六月に細川高国(一四八四~一五三一)が法華経

の全文を書写した一巻で、奥書より当初から丹波安国寺に奉納する目的で書かれ、

附の河田基清書状により同年十月に同寺に納められたことが判明する。本文料紙は

光沢のある上質の斐紙で、天に一・二センチメートル、地に〇・八センチメートル

の余白を残して、界高一四、八センチメートルの天地横界を金泥で引き、その間に

一行一七文字、一部を除き一紙四一行の基準に従って一字一字謹厳な楷書で書写さ

れている。擦り消しによる訂正は少なからず見られるが、訂正後の筆跡も含め全巻

が沙弥道永(高国)の花押のある奥書と同筆であり、本人が奥書にいう一部一筆経

であることは紛れもない。本文は一〇一紙を継いで一巻とする。現在は糊離れした

箇所が大半であるものの欠落はなく、本紙は完存している。本紙とは異なる料紙の

横一七、八厘の軸巻紙と軸木も残るが、軸首は欠失している。表紙は白地葵紋金欄

と薄茶地雲鶴文銀欄を繋ぎ、見返しは間似合紙に金箔を押ししたもので、ともに江戸

時代の後補である。

法華経は一部八巻を通例とするが、細字法華経など一部一巻の体裁で写される場

合も古くからあった。本経の場合、料紙縦寸は小ぶりながら文字は細字とは言えず、

また、奥書によれば六十六部の写経を発願したうちの「第六」の一巻であるという。

現に、同年一二月日付けで河内国恩智大明神に奉納するために書写し「六十六部欲

書之第八」である旨の道永奥書を記した法華経が河内国二宮であった大阪府八尾市

恩智神社の社家に残されている。また、『史料綜覧』同年九月に「細川高国書写法華経」

を典拠として「細川高国、法華経を書写して、和泉大鳥社に納め、義晴の武運長久

等を祈る」の綱文が載る。現物は未確認ながら、奥書の年紀順に書写されたとすれ

ば、この和泉国一宮大鳥社への奉納経が「第七」に該当すると推測される。国分寺

や一宮など全国六十六か国の霊場に大乘妙典(法華経)を奉納する「六十六部廻国」

が中世から近世にかけて盛行したが、本写経もこの信仰に基づく作善と理解される。

実際に何部まで写経されたか未詳であるが、安国寺経と恩智大明神経が同一仕様で

あることから、大量の料紙調製が行われたと推察されるところで、本写経は高国が取り組んだ一大事業であったと評することができよう。

なお、一〇月一三日付けの河田基清書状は、本経が高国の意志どおり安国寺に奉納された際の事情を伝えるものである。河田基清は、備中出身と考えられる高国の近習の一人である。本状の存在は、これまで重要文化財「安国寺文書」に附指定されている江戸時代の写本『古記録』によって知られていたが、今回の調査に際して基清の花押のある原本が発見された。本状は切封の痕跡や当初の折跡もよく残し、本経奉納時の高国近習による書状原本が現存することは極めて貴重である。

高国は細川氏一門の野州家に生まれたが、永正四年（一五〇七）細川政元暗殺後の混乱を経て、周防の大内義興とともに前將軍足利義植の復讐をはかり、政元の養子という名目で細川京兆家の家督を掌中におさめて義興とともに幕政を運営した。永正一五年に義興は帰国、同一七年に將軍義植が離反し翌大永元年に出京すると、高国は將軍義晴を擁立し専制権力を樹立した。大永五年四月二日、高国は厄年を迎えたため剃髪入道して道永と号し、政務は続けたものの家督は嫡子植国に譲った。ところが植国は同年一〇月二三日に早世、やむなく高国は京兆家当主に復帰した。本経の書写および奉納は、まさにこの時期に該当し、当時の畿内近国の政治史の動静と連動していたとも考えられる。本経奥書は、入道後まもない時期で署名は沙弥号だが、花押は従来高国が使用していたものである。写経と奉納の願意を天下泰平、国土安全、とくに征夷大將軍の武運長久、次いで当家の子孫繁栄を祈るものと記すのは、自ら擁立した將軍義晴と植国に家督を譲った細川京兆家の安泰を願ったものにほかならない。

本経は、室町時代後期における一部一筆による法華経の写本として貴重であるのみならず、戦国時代京都の権力中枢になっていた人物による自筆写経として政治史及び文化史の解明に資する面からも高く評価される。また、河田基清書状は、本経の安国寺奉納時の高国近習による文書であり、附としてあわせて保存をはかる。

（伊藤 太）

主要参考文献

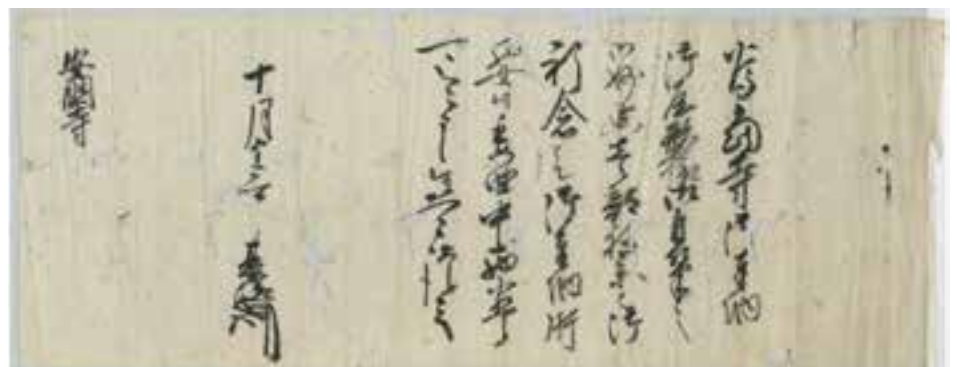
- 『綾部市史』上巻・史料編（綾部市役所、一九七六・一九七七年）
- 『八尾市史 文化財編』（八尾市役所、一九七七年）
- 浜口誠至『在京大名細川京兆家の政治史的研究』（思文閣出版、二〇一四年）
- 馬部隆弘『細川高国の近習とその構成』（『年報中世史研究』四〇、二〇一五年）



奥書部分



巻頭部分



河田基清書状

北野宮再興勸進状

一巻（古文書）

宮津市 個人

（丹後郷土資料館寄託）

法 量 縦二九・四 全長二〇九・五

一紙長五四・〇（第二紙）（単位 センチメートル）

形 状 卷子装、楮紙打紙、四紙、緑青界、界高二・六、九センチメートル、

界幅三・六センチメートル

時 代 室町時代 天文五年（一五三六）

積 文

「勸進沙門 敬白

特請 蒙十方信施御助成ノ丹後国与佐郡府中拜師郷ノ北野宮奉造營之状右当社草創者 人皇七十九代ノ六条院御宇永万元乙酉歲、小松ノ内相府平重盛公、依為当国之任ノ奉勸請之、指其地以号北野、又内府ノ居住所曰小松、爾来至治承・寿永、ノ忠房・師盛郷以下婦敬、異于他靈ノ驗、寔不替本社、凡有祈者無不蒙ノ感応、其地勢、恐無双之靈場也、ノ前湛与謝入海一嶋六里之松樹、ノ天橋立是也、後時数朶之高山三十三所薩埵、成相寺是也、自仁治・弘安之修造、迄乾元・嘉元・元ノ弘・觀応、比年雖修營、退転年尚、ノ又応安之比、当国刺史土佐前司ノ沙弥道政中興造營遷宮云々、ノ熟考之、永万元至今天文五丙申ノ速三百七十余霜也、吁誠一營ノ辱ノ前代既如此、不違記之、粵亦ノ天文三甲午四月廿八日申剋、羅ノ類炎、不遺社内一字、為焦土矣、ノ世以澆季故、都鄙共神祠仏閣敗ノ壞滅亡、雖不限当社、眼前之事ノ不勝悲涙者也、然間社領無恒産ノ国家不安静故、無力企再營、於是ノ沙門某、扣当邦隣邦有縁無縁ノ貴賤 門戸、奉勸大施小施一紙半ノ文舛合杓撮之信施、不日積斧斤ノ之功、再欲拜廟食之營、不恐悅乎、ノ夫此神者、十度宝号、殊以掲焉或ノ号正覺真道如来、或名諸人宝王ノ乘願尊者、抑又本朝連歌元祖也、ノ謂連歌者、末世真言陀羅尼也、ノ誰不信仰之、是故携文道人者、ノ親被風月之神助、祖武門族者、忽違雷霆之威力、加旃昌泰海西ノ左遷、不忘其遺愛、梅飛千里、松ノ生一夜、非情已如此、何況於有情之ノ輩哉、於蒙無実譏言者、還着於ノ本人之誓願、豈恐靈平、各拙莫ノ太之懇志、不憚些子之信施、乘ノ此願力人者、以十一面觀世音之ノ妙智力、速証菩提、依十六万八千ノ眷属之擁護、永保福寿、必矣至ノ祝至禱勸進之旨趣、蓋以如斯

天文五丙申歲二月如意珠日ノ沙門謹白ノ勸進沙門堯覺

説 明

本巻は、天文五年（一五三六）二月に勸進沙門堯覺が同三年四月に焼失した丹後府中の北野宮を再興するため十方に助成を求めた勸進状である。本紙は、厚手の楮紙打紙四紙を継ぎ、天に一・五糎、地に一・〇糎の余白を残して、界高二・六、九糎、界幅三・六糎の緑青界を施し、その間に一行一二から一四文字、一紙一三から一五行、巻頭一行を空け、事書四行、本文四一行、空行一行を置き、奥書三行を恰幅の良い行書の真名で記している。表紙は明末のものとと思われる五彩雲龍文金銀糸入錦、見返しに薄藍地に濃紺と雲母入藍の四菱を摺り出した料紙を用いるが、軸端を漆で塗った軸木とも江戸時代前期の後補である。

北野宮は、現在も宮津市府中地区の字小松に所在する天神神社に該当すると考えられる。当宮は、文龜元年（一五〇一）ないし翌年の制作と推定されている雪舟筆「天橋立図」（国宝）の画中に「北野」の墨書とともに描写されている。また、高野山の正智院文庫目録に、釈論開解鈔の巻第三が応安三年（一三七〇）八月七日「丹州北野談義処」において、巻第四が同年九月廿一日「丹後国府中北野談義所」において「金剛資了吽」によつて書写されたと記されている（『大日本史料』）。関連して、正徳元年（一七一）の秀實著『成相寺旧記』所載「調声次第」の永享八年（一四三六）分に「西東談義所」と見え、「北野談義所」に関連する可能性がある。現地の小字を確認すると、小松地区のほぼ中央から天神神社に向かって北行する直線道路に沿つて「北野」「天神」「天神下」「天神中」「天神上」などの小字が広がる。また、「安国寺」関係の小字群の南に小字「ダギ所」があり、「北野談義所」の遺称である可能性が高い。なお、長祿三年（一五三二）頃の丹後一国の領有関係を記した『丹後国惣田数帳』（重要文化財）には「与佐郡」に「天神堂」と「天満宮」が載るが、当宮に該当するかどうか未詳である。いずれにせよ、現在の天神神社は小祠だが、室町時代の北野宮は、国府・守護所の地であった丹後府中に存し、学僧が聖教書写を行う談義所を伴う神仏習合の様相を呈する相当規模の宮寺であったと考えられる。



巻頭部分



巻末部分

本勧進状については、近世の地誌類にも記述がある。享保一二年（一七二六）刊『丹後国天橋立之図』は図中に「天神社」を描き、「丹後与佐海名勝略記」（「天橋記」とも）の「天神社」の項に本状を引用しながら天神社と小松の地名の由来を記す。また、宝暦一一年（一七六一）『丹後州宮津府志』の「天神社」の項は、「天橋記」の記述を引用したのち、「当村庄官の家に沙門堯覚当社修造勧進の一軸あり」として、長文にわたって本状を引用する。本巻は丹後郷土資料館の調査によって旧小松村の庄屋を代々つとめていた旧家から近年発見されたものであるが、少なくとも享保以前から存在が知られ、宝暦以来同家に伝えられてきたことが確認できる。

本文は、まず当宮の草創を平重盛が「当国之任」にあつたため勧請したものと述べる。永万年元（一一六五）の当宮勧請については他に徴証を得られないが、重盛は実際に治承元年（一一七七）と三年、丹後の知行国主であつたことが知られ、その前後に平氏一門が丹後守に任じられた。小松地区を丹後国衙の候補地とみなす説も近年なされているが、近世地誌類で説かれる丹後府中の重盛伝承が室町時代にま

でさかのぼることが本巻によって明らかとなった。次いで、仁治（一二四〇～三）から観応（一三五〇～二）に至る修造年次を列挙するのは、記述の前提となる棟札や記録類などが存在していたことを推測させる。また、応安（一三六八～七五）のころ当宮を中興したという「沙弥道政」については、応永元年（一三九四）に足利尊氏正室の平登子三三回忌供養のため成相寺惣持院に施入された法華経八巻（京都府指定文化財）の書写奥書に同じ号で署判し、加佐郡河守郷を領した大和氏の足利道政に比定される人物が想起される。道政が「当国刺史」、すなわち丹後守など丹後国司であつた事実は確認されていないが、留意すべき記事である。本文中、特に注目されるのは、天文三年（一五三四）四月二八日、社内一字を残さず焦土となつたとする記事で、本巻作成の二年前、再興勧進の直接の原因でもあり、史実と考えてさしつかえない。「類炎」にかかつたと記され、当宮周辺に広がる大火であつた事態が読み取れる。中世の丹後府中は、たびたび兵火等に見舞われ、小松の東に接する中野地区所在の妙立寺厨子（重要文化財）には永正四年（一五〇七）五月五日、武田・細川勢の侵攻に対して一色氏が府中を自焼させた旨の墨書銘が残る。天文三年の火災については他に所見がなく、丹後府中における大火についての新出史料として貴重である。また、修造年次を詳述するなかで、応安以降、天文三年まで社殿焼失・退転等の記事がないことから、雪舟が「天橋立図」に描いた当宮は、このとき焼失したと考えられる。なお、勧進沙門堯覚については未詳である。

以上、本巻は、雪舟筆「天橋立図」にも描かれた丹後府中の北野宮再興のためにしたためられた勧進状である。室町時代後期における書式・体裁の整った勧進状の遺例として貴重であるのみならず、江戸時代中期以来の伝来や近世地誌への影響も明らかであり、丹後府中の歴史を解明するための資料としても重要である。

（伊藤 太）

主要参考文献

- 『宮津市史』史料編第一巻・通史編上巻・絵図編（宮津市役所、一九九六年～二〇〇五年）
- 伊藤太「麻呂子皇子伝説と丹後国府」（『丹後丹波の薬師信仰』丹後郷土資料館、二〇〇八年）
- 吉野健一「北野社勧進状」について（『丹後郷土資料館調査だより』第三号、二〇一四年）

物集女車塚古墳出土品

(考古資料)

向日市 向日文化財収蔵庫 向日市向日町南山五五

(横穴式石室出土品)

一、金銅冠残欠 一頭分

一、玉類

銀空玉 残欠共 四九点 ガラス小玉 残欠共 一三九六点

ガラストンボ玉 残欠共 一七点 ガラス管玉 三点

碧玉棗玉 残欠共 二点 琥珀棗玉 四点

滑石白玉 一点

一、銀耳環 二点

一、刀剣類

鉄大刀残欠 一括 鉄地銀張振環頭大刀柄頭残欠 一点

金銅三輪玉残欠 一点 鹿角刀装具残欠 二点

銀刀装具残欠 九点 鉄鞘金具 一点

鉄小刀 残欠共 一括 鉄矛 三口

鉄石突 三点

一、鉄鏃 残欠共 三三六点

一、工具類

鉄刀子 鹿角把・残欠共 一括

一、馬具類

鉄地金銅張f字形鏡板付轡残欠 一具分

鉄環状鏡板付轡 一具 鉄形式不明轡残欠 一括

鉄地金銅張劍菱形杏葉 三点 鉄地金銅張楕円形杏葉 一点

鉄地金銅張形式不明杏葉残欠 一括

鉄地金銅張磯金具 一組 鉄地金銅張鞍金具 九点

鉄地銀張飾鋳 四二点 青銅馬鐸 残欠共 三点

鉄地金銅張有脚伏鉢形雲珠 一点 鉄環状雲珠 二点

鉄環状雲珠付属革金具・責金具 八点

鉄地金銅張有脚伏鉢形辻金具 六点

鉄地金銅張革金具組合せ式辻金具 八点

鉄環状辻金具 一点 鉄地金銅張革金具 一点

鉄革金具 四点 鉄鉸具 五点

一、土器類 須恵器 残欠共 八九点 土師器 二点

一、不明鉄地金銅張金具残欠 六点

一、その他鉄製品 不明板状・带状鉄製品 三点 鉄釘 一点

鉄鏃 一点 紐状製品残欠 一点

(墳丘出土品) 一、埴輪 残欠共 一括

一、土器類 須恵器 残欠共 一括 土師器 一点

一、銀耳環 一点

時代 古墳時代

説明

物集女車塚古墳は向日市物集女に所在する六世紀中頃に築造された古式の畿内型横穴式石室を埋葬施設とする全長四八メートルの前方後円墳である。古墳は昭和五九年度に府指定史跡に指定され、平成二八年度には史跡乙訓古墳群を構成する古墳として国指定史跡となった。

横穴式石室内には初葬時の組合せ式家形石棺を含め、六世紀中頃から末葉にかけて、

三回から四回の埋葬が行われたと考えられる。石室は盗掘を受けていたとはいえ、多数の副葬品が出土した。

副葬品の内訳は、大別すると、装身具類、武器類、馬具類、土器類がある。

装身具類には、石棺内から出土した金銅広帯式冠一頭分、ガラス小玉九八一点、ガラス管玉三点、銀空玉四九点、石棺蓋石上から出土したガラス玉三点、石室床面上から出土した冠に装着されていたガラス玉六点、銀耳環二点、碧玉棗玉二点、琥珀玉三点、ガラス小玉三二九点、ガラストンボ玉十一點、滑石白玉一点などがある。

金銅広帯式冠は、三百余りの小片となつて全体像は不明であるが、厚さ〇・五ミリメートルの銅板に鍍金を施している。装飾は打ち込みによる施文、透彫、歩籥、青色ガラス玉により行われる。鑿による打ち込みにより、直線・曲線・円・波状文・列点文を表現する。列点文には先端円形の鑿を、その他の施文には先端三角形の鑿を用いている。これらの文様に三角形、波頭形などの透彫を組み合わせている。歩籥は円形、花形があり銅線で冠本体に綴じ付けられる。ガラス玉は鉄銕により冠本体に装着されるが、銕を打ち込んだ後、融解したガラスを巻き付けている。金銅冠として、府内唯一の出土品である。

石室床面から二点出土した銀耳環は、直径二・三センチメートル、二・五センチメートルを測る。直径四・〇ミリメートル、四・五ミリメートルの銀製の棒を折り曲げて製作した物である。

玉類は、家形石棺内では、銀空玉を用いた物、青色系統のガラス玉を用いた物、紺色系統のガラス玉を用いた物の三種の装身具として用いられたものと分析されている。銀空玉は四〇片余りが確認され、完形品は三点である。直径二・〇ミリメートル前後のもの、直径一・五ミリメートル前後の大小二種類の法量をもつ。空玉の製作に際しては半球状の銀板に内側から紐通し穴を穿孔し、ロウ着していることが分かっている。また、ガラス小玉以外に黄緑色を呈するガラス管玉の破片が三点出土している。

石室床面出土の玉類は黄色系統のガラス小玉を用いた物、紺色系統と黄緑色系統

のガラス小玉を用いたもの、紺色系統の大型ガラス玉に加え、トンボ玉、碧玉製・琥珀製の棗玉を用いた物の三種の装身具が存在したと分析されている。トンボ玉は完形品一一点、残欠六点がある。親玉は青緑色のもの一個体と、濃紺色のもの一〇個体があり、黄色、黄緑色、水色の小玉を充填している。

武器類には、石棺内から出土した鉄刀二片及び刀装具類残欠、石室床面から出土した環頭大刀飾金具一点、鉄刀一口以上、鉄小刀五口、鉄矛三口、石突三点がある。刀装具類残欠には、鹿角刀装具二点、金銅三輪玉一点、銀刀装具九点、鉄鞘金具一点などがある。飾大刀が存在した事が明らかであり、後述する二口の大刀があったことを示している。鉄鏃は一七点以上あるが、その内四点は石室の壁面に挿入された状態で検出されており、奈良県藤ノ木古墳のように、垂幕等を架けるために使用された可能性がある。

石棺内には、石棺外で出土した環頭大刀飾金具、三輪玉を伴う鹿角振り環頭大刀一口と銀製刀装具をもつ大刀一口が存在していたと分析されているが、刀装具、大刀とも盗掘の際に破損している。

鉄矛は石突と鉄矛が各々三点であることから、三組の矛に復元される。矛身は全て刃部が断面菱形を呈し、袋状の基部をもつ。全長三一・二センチメートル、三一・〇センチメートルの大型と、全長二二・五センチメートルの小型のものが存在する。大型の一点には袋状基部に縄目文を打ち出した銀製飾金具が付されている個体があるのが特徴的である。

小刀は形態の判明するもの五口が出土している。全て両刃である。二点存在する完形品は全長二七・六センチメートル、刃部幅二・〇センチメートルのもの、全長二六・八センチメートル、刃部幅一・八センチメートルを測る。

鉄鏃は全て長頸鏃であり、柳葉形で三段の鋸歯状の関のある鏃身をもつもの三十点、柳葉形で直角関をもつもの二五点、柳葉形で短い逆刺をもつもの一〇点、柳葉形で左右に段違いの関をもつもの三五点、片刃式で短い逆刺をもつもの三〇点の五種類の鉄鏃が認められる。

工具類には石棺内出土の刀子が存在する。切先、若しくは切先付近の個体が八点、関、若しくは茎付近の個体が七点存在し、最小で八点の個体が存在した事がわかる。完形に近い個体で、全長一三・三センチメートルを測る。また、刀子装具として、鹿角把二点が出土している。

馬具類は鉄地金銅張の馬具を中心に三群が出土している。

一群は、f字形鏡板付轡、組み合う杏葉は剣菱形のもの三点のほか、形式不明杏葉残欠がある。雲珠は鉄環状雲珠、革金具組合せ式辻金具、鉄環状辻金具、鉄地金銅張の鞍金具、鏡金具に加え、鉄地金銅張の釣舌金具をもつ青銅馬鐸が一組を構成する。

二群は、形式不明轡、楕円形杏葉、有脚伏鉢形雲珠、有脚伏鉢形辻金具から構成される。鞍金具が存在しないが、杏葉、雲珠、辻金具はいずれも鉄地金銅張である。

三群は、環状鏡板付轡、環状雲珠、鞍金具、鉄革金具から構成される。環状雲珠は鉄製の円環に、鉄地金銅張の革金具、鉄地銀張の責金具が伴う。

石室内に供献された土器類には須恵器、土師器がある。須恵器は形態の分かるものとして、杯蓋一六点、杯身二点、無蓋高杯五点、有蓋高杯九点、高杯蓋九点、小型無蓋高杯三点、ハソウ五点、広口壺二点、壺三点、壺蓋四点、有蓋脚付壺五点、直口壺七点、横瓶一点、甕一点、器台三点のほか、脚部の破片七点などがある。土師器は直口壺、広口壺がそれぞれ一点出土している。

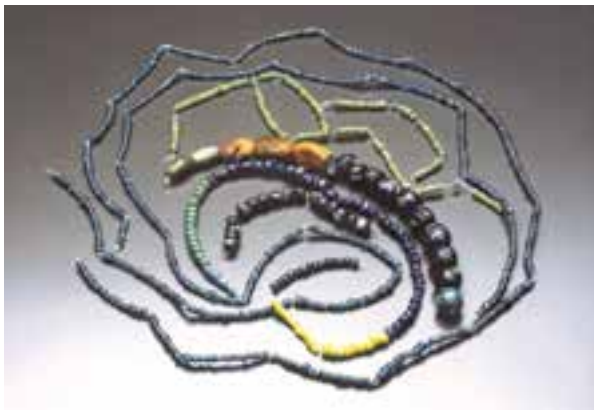
墳丘出土品として、埴輪、土器がある。埴輪には墳丘に樹立された埴輪基部が原位置を保った状態で確認されている。その内訳は、後円部埴頂部七個、墳丘中位平坦面の後円部北側で六個、北くびれ部で七個、前方部北側で六個、また墳丘南裾で三個の計三二個である。また、破片資料であるが、普通円筒形埴輪、朝顔形埴輪の他、衣蓋形埴輪、盾形埴輪などの形象埴輪がある。土器類には、石室前庭部から出土した須恵器杯蓋一点、土師器高杯一点の他、墳丘各所から須恵器杯蓋、杯、無蓋高杯、高杯、ハソウ、壺、甕、器台が出土している。いずれも破片資料であり、本来の員数は不明である。中でも器台には人物小像、鳥小像、円環、小壺が付され

るものがあり、裝飾付器台が首長墓に用いられた事を示す資料として注目される。以上のように、盗掘、攪乱されていたとはいえ、物集女車塚古墳出土品は乙訓地域を代表する首長にふさわしい、金銅冠、環頭大刀、金銅装馬具の他、ガラス玉を中心とした装身具をはじめとする優品から構成される副葬品であり、本府の古墳時代後期を代表する出土品の組合せとして貴重である。

(石崎 善久)

参考文献

向日市教育委員会「物集女車塚古墳」(『向日市埋蔵文化財調査報告書』第三集) 一九八八年



玉類



土器類



金銅製冠残欠



馬具類・武器類

山崎廃寺出土品

(考古資料)

大山崎町歴史資料館 乙訓郡大山崎町大山崎竜光三

(山城国府跡第二十次調査出土品)

- 一、緑釉陶器火舎 一個 一、緑釉陶器釜 一個
- 一、緑釉陶器椀 一個 一、銅地金 六個
- 一、文字瓦 二二点 一、軒丸瓦 一点

(山城国府跡第五十四次調査出土品)

- 一、文字瓦 八七点 一、埴仏 四点
- 一、塑像残欠 三三点 一、彩色壁材残欠 一三点
- 一、軒丸瓦 一〇点 一、軒平瓦 六点

時代 飛鳥時代から平安時代
説明

山崎廃寺は大山崎町字大山崎に所在し、桂川、木津川、宇治川の合流地点を臨む地に造営された飛鳥時代から平安時代の古代寺院である。大山崎町教育委員会が実施した山城国府跡の範囲確認を目的とした調査において、山崎廃寺の寺域を推定することが可能な成果が得られている。

当寺の創建は、飛鳥寺跡東南禅院の創建瓦と同範の軒丸瓦の出土から、七世紀代に遡ることが窺われ、道昭による山崎橋の架橋が造寺の契機であるとの指摘がなされている。また、『行基年譜』によれば、行基は神龜二(七二五)年に橋脚のみとなっていた山崎橋を再び架橋し、天平三(七三一)年に橋の管理を行う拠点として山崎院を建立したと伝えられている。八世紀代の軒瓦に伴って出土する人名等を陰刻した文字瓦と、堺市大野寺土塔出土の人名陰刻瓦との共通性から、行基及びその知識集団との関連性は早くから指摘されており、山崎廃寺を利用して山崎院を整備した可能性は高いと考えられる。

本資料の中心となるのは、発掘調査により出土した山崎廃寺に関連する軒瓦、文字瓦、彩色壁材、塑像、埴仏、平安時代初頭の緑釉陶器火舎、緑釉陶器釜、緑釉陶器碗、銅地金をはじめとする出土品である。

軒瓦は、山崎廃寺創建時の七世紀のもの、行基による山崎院整備に伴う八世紀のもの、そして国家による山崎橋修理に関係し、丹波国・播磨国・讃岐国・伊予国等の諸国から徴発し修造がなされたと考えられる一〇世紀のものである。山崎廃寺創建時の瓦は、YM01素弁八弁蓮華文軒丸瓦一点、YM02素弁八弁蓮華文軒丸瓦一点、YM11重弁八弁蓮華文軒丸瓦一点、YM12重弁八弁蓮華文軒丸瓦一点、YM21単弁八弁蓮華文軒丸瓦一点、YM31複弁八弁蓮華文軒丸瓦二点、YH01三重弧文軒平瓦一点、YH02三重弧文軒平瓦一点である。山崎院整備時の瓦は、YM33a・b複弁八弁蓮華文軒丸瓦各一点、YH21均整唐草文軒平瓦一点、YH22均整唐草文軒平瓦一点である。十世紀の瓦は、YM22単弁八弁蓮華文軒丸瓦一点、YM32複弁八弁蓮華文軒丸瓦一点、YH23均整唐草文軒平瓦一点、YH24均整唐草文軒平瓦一点である。軒瓦は合計一七点である。

文字瓦は一〇八点に及び、人名を陰刻したものがほとんどである。瓦一枚につき一名を記すのが基本であるが、複数名を記すものも散見される。造寺への参加者名を記す知識瓦と理解される。

彩色壁材はいずれも断片であるが、一三点が出土している。表面に薄く施された白土下地に葡萄唐草文、蓮華文、線状文などの彩色文様が確認できるもの、さらに表面に粘土細工を貼り付けたもの、彩色や文様がなく平滑に仕上げたものがある。唐草文様に関しては、激しくうねる躍動的な表現で、正倉院宝物の香印座に描かれたモチーフに近いものである。八世紀前半頃に日本に伝播した文様と評価される。

塑像は断片であるが三三点が出土している。菩薩または天部像の頭髪部、仏像の指、腕や脚の部位が識別できる。七世紀末〜八世紀初頭の特徴を有するものと、八世紀前半の作風を示すものの二者が存在する。

埴仏は四点が出土している。いずれも火頭形三尊埴仏で、中国西安市出土の唐代の埴仏にその源流を求めることが可能である。下半部のみ断片は縦九・四センチメートル、横一〇・四センチメートル、厚さ三・四センチメートル、右菩薩頭光部のみの断片は縦四・一センチメートル、横四・八センチメートル、厚さ二・〇センチメートルを測り、他の二点はそれぞれ底部付近の断片で図様は確認できない。製作年代は七世紀後半と捉えられている。山崎廃寺の建物は、内部を塑像群と壁画で華麗に荘厳しよんげんしていたと考えられる。

緑釉陶器火舎は高さ二六・一センチメートル、口径二三・二センチメートル、胴径三〇・四センチメートル、高台径二四・八センチメートルを測る。胴部上半に火入れ口が穿たれており、その両側と裏側には、縦方向に長方形の透かしが四箇所ずつ設けられている。淡緑色を呈する緑釉が外面全体に施釉され、発色も良好である。残存状況が良好であり、全体の様相を窺うことができる良品である。緑釉陶器釜は残存高一・五センチメートル、口径一二・一センチメートルを測る。肩部から少し下がった位置に水平に罫が付されており、罫から下方は施釉されていない。火舎と比べて緑釉の発色は良好ではなく、淡黄緑色を呈する。罫基部の外径は、火舎口径の内径にほぼ一致する。緑釉陶器碗は高さ五・〇センチメートル、口径一八・一センチメートル、高台径八・八センチメートルを測る。焼成はやや軟質でわずかに内湾する体部を有する。緑釉の発色は淡黄緑色を呈し、剥落が多く見られる。この三点は同一遺構から出土しており、その独特の形態からセットで用いられたと推測される。

銅地金は六個が出土している。一括で出土しており、表面に植物質繊維の痕跡が認められることから紐状のもので束ねられていたと考えられる。直径一九・五センチメートル〜二二・五センチメートル程の不整形円形を呈し、厚さは一・九センチメートル〜二・六センチメートル、重量は一四八〇グラム〜二六八〇グラム程を測る。

山崎廃寺は山崎橋の架橋を契機に創建され、行基による山崎橋再架橋に伴い山崎



彩色壁体片

使用状況を考える上で貴重である。併せて銅地金は古代寺院造営に際して持ち込まれた原材料のあり方を示す上で重要である。以上、これらは山崎廃寺の成立から発展の経過を考える上で重要な資料である。

(奈良 康正)

参考文献

- 大山崎町教育委員会「山崎国府跡の発掘 山城国府跡第二〇次発掘調査略報」『大山崎町埋蔵文化財調査報告書 第七集』一九九〇年
- 大山崎町教育委員会「山城国府跡第五四次(7XYSUD_4地区)発掘調査報告」『大山崎町埋蔵文化財調査報告書 第二五集』二〇〇三年
- 大山崎町教育委員会「大山崎遺跡群出土の銅インゴットについて」『大山崎町文化情報 二〇〇九』二〇一一年
- 古閑正浩「橋寺としての山崎廃寺」『古代寺院と律令体制下の京都府』なぜそこに寺はあるのか〜』二〇一三年



緑釉陶器火舎

院として整備され、その後、国家による管理体制へと組み込まれていったと考えられる寺院であり、軒瓦、文字瓦、彩色壁材、塑像、埴仏等は、古代交通の要衝として整備された山崎橋が、後に寺院が管理を行う施設へと変遷したことを示す重要な資料である。また、緑釉陶器火舎と同一遺構から出土している緑釉陶器釜のセットは、残存状況が良好な優品であることに加え、

石清水八幡宮境内出土品

(考古資料)

宗教法入 石清水八幡宮

八幡市ふるさと学習館 八幡市八幡東浦五番地(旧八幡東小学校)

(護国寺跡出土品)

一、銅輪宝

六個

一、真鍮独鉗杵

六個

時代 江戸時代

説明

石清水八幡宮は、京都盆地の南で桂川・宇治川・木津川三川の合流地点である八幡市の男山丘陵上に立地し、都の守護、国家鎮護の社として篤い崇敬を集めてきた。社の創始は、貞観元年(八五九)に南都大安寺僧の行教が、宇佐八幡宮(大分県宇佐市)の八幡大菩薩をこの男山に勧請したことによるものとされる。この頃には石清水八幡宮護国寺(『日本三代実録』貞観一八年(八七六)条)と称するようになっており、一山に神仏を奉る宗教空間が成立していた。本殿の祭神は、誉田別尊、息長帯比売命、比咩大神の三座とする。

同境内において、男山丘陵の頂部付近に立地する本殿周辺と、その北・東・南側の斜面地は、歴史的に「山上」と呼ばれ、創始以来同宮の主要伽藍群が造営された。また東側山裾の「山下」には、宿院及び社領地が展開していた。

明治に至り、政府による神仏分離政策によって、山上と山下にあった仏教関連施設のほとんどは廃絶を余儀なくされ、山内寺院も廃寺となったが、大塔などの堂塔を含むこれらの跡地の建築遺構の良好な保存状態が、平成一九年〜二三年度にかけての八幡市教育委員会による調査で明らかになり、平成二四年一月には、本殿周辺に加えて山上の領域の概ねの範囲が、石清水八幡宮境内として国史跡に指定されている。

本資料は、本殿に次ぐ重要施設であった護国寺跡旧本堂の基壇上から、平成二二

年度の市教委の発掘調査によって出土したものである。護国寺そのものは貞観年間には成立し、複数時期に建替えがなされているが、本出土品は、文化一三年(一一八二)の本堂再建期の盛土小土坑は、調査では六基を検出しており、八角形に配置されている(二基は調査区外で、未調査)と推定される。輪宝と独鉗杵はそれぞれの底部に埋納されていた。小土坑はどれも直径二二〜二六センチメートル、深さ一七センチメートルほどの平面円形で、銅輪宝一個の中央の孔に真鍮独鉗杵一個を刺した状態で、一基に一組ずつ埋納されていた。

輪宝はどれも純銅製で、輞(外輪)の八方に突出する向かい合う鋒(輞外側の突起)間の長さは約一八・七センチメートル、厚さは約二・二センチメートルである。成形は、厚さ一ミリメートル程の銅板を叩き出し、二枚を合わせ、六カ所(一点のみ八カ所)の鋳で固定している。鍍金はなされていない。中央部には一辺約一・〇センチメートルの方形の穴があり、独鉗杵が差し込まれていた。

文様はすべての輪宝で共通する。両面とも線刻を基本に、一部に魚々子を用いられている。輞(輪の中心)には蓮華文、輻(八本の肘木)には三弁の蓮弁と鋒先、輞には珠文帯、菊弁帯を線刻し、輞と鋒の境には五弁の二重蓮弁を、鋒には三鉗杵の文様を施している。表裏は、鋳の頭が差し込まれている面を表とみることができ、出土時には規則性はなく、区別されていなかった可能性が高い。

独鉗杵はどれも真鍮製で、長さは約一七・八センチメートルを計る。鋒の断面形状と、輪宝中央の方形穴の形状がほぼ一致するため、両者を対で使用する目的で、同時製作された可能性が高い。把の中央には四個の鬼目(珠状の突起)を、その両端には蓮華文を、蓮華文の中央にはくびれがあり、くくり紐を線刻している。

これらが埋納された土坑は、本堂の須弥壇を囲むように八方に配置されていること、輪宝を下に置き、中央に法具を突き立てる修法が密教の「安鎮法」に認められることから、護国寺再建の際の地鎮・鎮壇遺構であると推定される。

なお、密教法具を用いた江戸時代の地鎮遺構の類例としては、智積院祥雲寺方丈殿(江戸前期、京都市)、同院金堂(江戸中期、同前)、金剛峯寺家康御霊屋(江戸

前期、和歌山県高野町）、同寺秀忠御霊屋（江戸前期、同前）、興福寺南円堂（江戸中期、奈良市）などにある。真言系の寺院に多い。

ただし、いずれの遺構でも、輪宝と対の法具には槩が用いられており、独鉈杵を用いる例はない。真言僧覚禪の図像抄である『覚禪抄』などでも、地鎮の修法には輪宝と槩を用いるものと記されていることから、石清水八幡宮護国寺において、従来の修法に新たな解釈を加えた可能性も推測され、本例の独自性が高いことは注目される。

このように石清水八幡宮境内出土品は、製品として優品であるとともに、全国的にも希少であり、江戸時代における地鎮法の一例を伝える資料としても、その価値は高い。

（吹田 直子）

参考文献

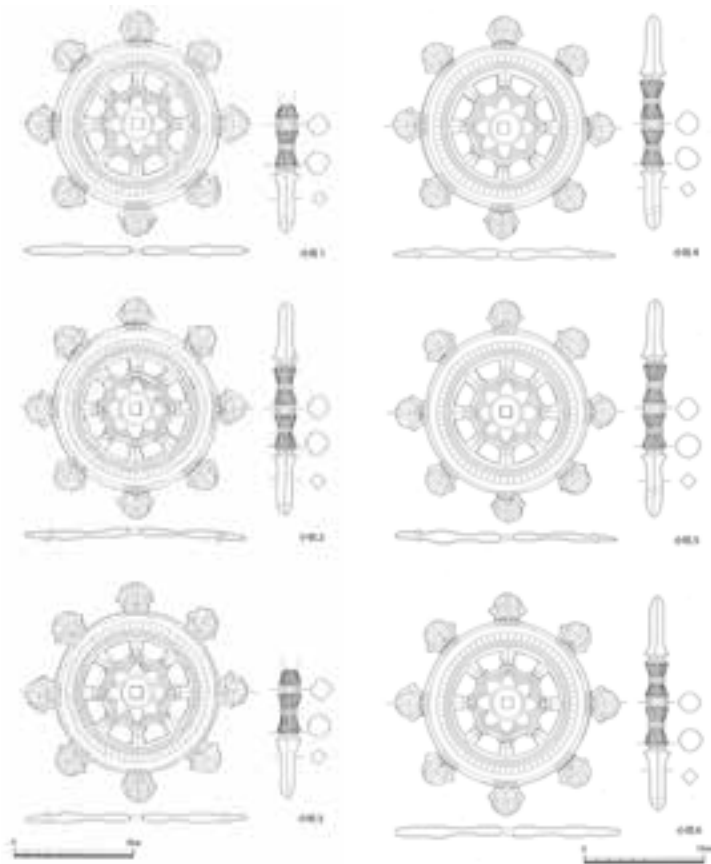
『石清水八幡宮境内調査報告書』八幡市埋蔵文化財発掘調査報告書第五六集
八幡市教育委員会 二〇一一年



出土状況



遺物写真



独鉈杵・輪宝実測図

井手寺跡出土瓦

(考古資料)

井手町

井手町自然休養村管理センター 綴喜郡井手町大字井手小字二本松三一

一、三彩種先瓦 残欠共 二八点

一、軒丸瓦 六点

一、軒平瓦 一点

時代 奈良時代

説明

井手寺跡は綴喜郡井手町大字井手小字栢ノ木・中溝・高月に所在する奈良時代の古代寺院である。木津川右岸、上井手の台地上に立地し、橘諸兄が創建したと伝えられる。井手町教育委員会が実施した範囲確認調査により、寺域は二四〇メートル四方に及ぶことが想定されている。また、伽藍中極部でなされた発掘調査において、寺域中央南寄りで、東西棟建物SB201が検出されている。基壇が〇・三〇〇・六メートル程の高さで残存し、桁行・梁行がそれぞれ三・六メートルを測る礎石据付痕跡四基が検出されている。また、南東側で検出された南北方向の溝SD301は幅三・〇メートル、深さ〇・三メートルを測り、大量の瓦とともに三彩種先瓦が出土している。

本資料は、井手寺跡で出土した瓦類である。出土瓦には軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦などがあるが、なかでも、三彩種先瓦は全国的にも稀な資料である。これまで二八点が出土し、残存状況の良い個体は、一辺約一〇センチメートル、厚さ〇・七センチメートルの正方形板状に復元できる。文様は一条の沈線で周縁を縁取り、対角線方向の重弁三葉花弁四枚に間弁を添えた花文を線描し、濃淡二種類の緑釉、褐釉、透明釉で塗り分ける。側面にも施釉跡が残り、裏面には透明釉が施されている。文様は、四弁の重弁三葉花文を基本形とするが、間弁の表現で細部が異なる三種類が確認されている。中央及び四隅に合計五箇所の円形釘孔を穿つ。

施釉種先瓦は平城京内の大安寺、西大寺、薬師寺でも出土している。大安寺出土例は二彩で、地極用の円形と、飛檐極用の方形とがあり、方形のものは寸法が異なる大小二種類が確認されている。金堂もしくは講堂所用と考えられている。西大寺出土例は地極用の円形と、飛檐極用の方形があり、濃淡二種の緑釉及び褐釉と白釉を塗り分けて、六弁花文を描く。五重双塔の軒先を飾ったと考えられる。薬師寺出土例は無文の方形のみで、表面の周縁扱いを面取りし、全面に緑釉を施している。平城京外では、兵庫県加東市持鹿廢寺で、方形の施釉種先瓦四点が出土している。しかし、文様の痕跡を窺うことはできず、表面にわずかに緑釉が残存する。胎土は精良で、都からの搬入品と考えられている。

井手寺以外の四例は、いずれも筆で直接文様を描いており、線刻で文様を縁取って施釉する施釉種先瓦は、井手寺跡出土品のみである。

井手寺の種先瓦には、平城宮や恭仁宮と同範の軒瓦がともなう。同一遺構から出土している軒瓦には、平城宮6130A型式と同範の単弁十二弁蓮華文軒丸瓦、平城宮6134C型式と同範の単弁十一弁蓮華文軒丸瓦、平城宮6225A型式と同範の複弁蓮華文軒丸瓦、平城宮6320Ac型式と同範の単弁24弁蓮華文軒丸瓦(恭仁宮KM01を改範)、平城宮6691A型式(恭仁宮KH01)と同範の均整唐草文軒平瓦などがある。井手寺の伽藍配置は未解明だが、三彩種先瓦等が出土したSD301の西側で検出されたSB201は、基壇を有する大型の礎石建物で、金堂の可能性がある。三彩種先瓦は、その軒先を装飾していたのだろう。三彩種先瓦が平城京内の大寺以外で出土することはほとんどなく、井手寺跡を代表する軒平瓦・軒丸瓦と合わせて、井手寺の性格を考える上でも貴重な資料である。

(奈良 康正)

参考文献

井手町教育委員会「井手寺跡発掘調査報告書―二〇一〇次(平成十五〜二十三年)度調査―範囲確認調査に伴う発掘調査報告書」『京都府井手町文化財調査報告 第一五集』二〇一四年



複弁蓮華文軒丸瓦



極先瓦



均整唐草文軒平瓦

はにわ
埴輪 (上人ヶ平古墳群・上人ヶ平埴輪
かまあとくんしゆつど)

(考古資料)

梅谷埋蔵文化財収蔵庫 木津川市梅谷宮ノ下
木津川市

説明	時代	古墳時代	数量	種類	数量
(上人ヶ平埴輪窯跡群出土品)					
一、円筒形埴輪			八個	一、線刻埴輪片	二点
一、朝顔形埴輪			三個	一、家形埴輪	一個
一、蓋形埴輪			三個	一、靴形埴輪	一個
一、馬形埴輪			一個		
(上人ヶ平埴輪窯跡群出土品)					
一、円筒形埴輪			四個	一、朝顔形埴輪	一個
一、家形埴輪			一個	一、馬形埴輪	一個

木津川市州見台に所在する上人ヶ平古墳群は、これまでの発掘調査で一七基の古墳が確認されている。中規模の円墳及び小規模の方墳から構成され、この地域の有力者が数世代にわたって造営した古墳群と考えられる。このうち、五世紀後半から六世紀前半にかけて相次いで築造された古墳の墳丘上には、埴輪の樹立が確認されている。

上人ヶ平古墳群から約一〇〇メートル東の地点では、上人ヶ平埴輪窯跡群が検出されている。丘陵斜面をトンネル状にくりぬいた地下式竈窯^{あなほ}三基が、平行に近接して並ぶ。中でも一・二号窯跡では、継続的な埴輪焼成の痕跡が確認されている。一・三号窯跡の前には灰原が広範囲に確認されている。ただし、各窯が近接するたため、灰原出土埴輪がどの窯で焼成されたか不明な点もある。上人ヶ平埴輪窯跡群の操業期間は、上人ヶ平古墳群で埴輪の伴う古墳が造営された期間と重複する。

本件は、両遺跡から大量に出土した埴輪のうち、全形が復元できる良好な資料と、



蓋形埴輪・家形埴輪・靴形埴輪・馬形埴輪・円筒形埴輪・朝顔形埴輪

特徴的な線刻が施された資料から構成される。

円筒形埴輪は、四、五、八号墳から良好な資料が出土した。四号墳出土資料は、外面調整に連続的なヨコハケが認められる。また、突出度の高いタガの形態が特徴的である。さらに、堅緻に焼成された須恵質の埴輪が含まれる。やや小型で、タガは三条である。五、八号墳出土資料は外面調整や焼成の特徴が四号墳と共通するが、四号墳よりは大型で、タガは六条である。四、五、八号墳円筒形埴輪と特徴の共通する埴輪は、一号窯でも出土している。

朝顔形埴輪は、八、九、一六号墳から良好な資料が出土した。各古墳で共存する円筒形埴輪と、法量、焼成、外面調整が共通し、これも上人ヶ平埴輪窯跡群から供給された可能性が高い。

家形埴輪は、一六号墳と一号窯で良好な個体が出土した。裾廻台の形態が共通し、また、屋根部を一体的に成型する特徴も共通する。蓋形埴輪は、一四、一六号墳で良好な個体が出土している。両古墳には若干の時期差があるが、蓋形埴輪の立節部形態や文様構成は共通する。同一の工房で継続的に製作された資料と位置付けられる。靴形埴輪は

八号墳で良好な資料が出土している。矢筒部の上縁を飾る背板部分に相当し、直弧文が描かれる。

馬形埴輪は、一七号墳及び窯跡群灰原で良好な資料が出土している。両資料は、馬装の表現や、目の上縁を肥厚させ、まぶたを忠実に表現する点が共通する。

両遺跡から出土する埴輪のうち、良好な資料が出土した四、五、八、九、一四、一六、一七号墳出土品と一号埴輪窯跡出土品の形態、製作技法、焼成等の特徴が共通することが判明している。この他の両遺跡出土の破片資料にも共通点が認められ、また、両遺跡の埴輪の時期が重複することから、上人ヶ平埴輪窯跡群から上人ヶ平古墳群に埴輪が供給された蓋然性が高い。埴輪の生産地と供給地の関係が認められる事例は、府内では唯一である。

また、五号墳出土埴輪には、舟形等の線刻が外面に施される埴輪片が含まれる。舟形の線刻を有する埴輪は各地の古墳で出土しており、当時の他界観を示す資料と位置付けられる。

全国の事例と比較すると、埼玉県生田古墳群・同窯跡群出土埴輪を代表例として、生産地と供給地が判明した事例は六世紀代が多く、上人ヶ平古墳群・上人ヶ平埴輪窯跡群のように五世紀代までさかのぼる事例は少数である。

上人ヶ平古墳群・上人ヶ平埴輪窯跡群出土埴輪は、五世紀から六世紀の古墳文化と手工業生産の関連を示す、高い価値を有する資料群である。

(古川 匠)

参考文献

- 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府遺跡調査報告書』第一五冊 一九九二年
- 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府遺跡調査概報』第六一冊 一九九五年
- 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府遺跡調査概報』第二四冊 二〇〇七年

草創期縄文土器深鉢
武者ヶ谷遺跡出土

(考古資料)

福知山市

福知山市郷土資料館 福知山市字内記五番地

時代 縄文時代

説明

武者ヶ谷遺跡は、福知山盆地南部の丘陵上に位置する武者ヶ谷古墳群の下層に広がる縄文時代の遺跡である。草創期（紀元前一三〇〇〇年ないし紀元前一〇〇〇年）に属する深鉢のほか、中期から晩期にかけての縄文土器も出土しているが、細片で全形がわかるものはない。

深鉢は、器高八・二センチメートル、口径一〇・四センチメートルの小型品で、尖底ではなく丸底である。底部から口縁部に至る三分の二以上の破片が残る。底部・胴部は、輪積みや巻き上げではなく、粘土板を重ね合わせて成形しており、製作技法も特徴的である。口縁部には幅一センチメートルの隆帯が巡り、その隆帯に上下二帯の列点文が配される。胴部以下は施文していない。

本物件は、京都短期大学の運動場造成時に、古墳時代の遺物が出土したことを契機とする発掘調査にもなつて、包含層から出土した。共存遺物はないが、技法や形態から草創期の土器とすることに異論はない。詳細な時期については、形態や文様の特徴から、草創期で最も古い先隆起線文土器と評価する説と、草創期中頃の花見山式に並行する土器とする説が対立している。多くの論者は前者を支持しており、これが正しいならば、先隆起線文土器としては、全形を知ることができる全国唯一の資料となる。

本資料の価値は、器高八・二センチメートルという小型品である点に求められる。すなわち、我国で土器の製作がはじまった草創期において、土器の大小が目的に応じて使い分けられていたことを意味する。被熱痕跡が認められないことも、通常の

深鉢とは異なる用途とする想定を支持する。

このように、武者ヶ谷遺跡の出土品は、全形を知ることができる唯一の資料であり、その美術史的な価値の高さにとどまらず、我が国における土器の使用という人類史的画期を語る上でも不可欠な資料としても、その歴史的価値は極めて高い。

(藤井 整)



草創期縄文土器深鉢

参考文献

- 渡辺誠・鈴木忠司編『京都府福知山市武者ヶ谷遺跡発掘調査報告書』福知山市教育委員会 一九七七年
- 鈴木正博「『武者ヶ谷式土器』の意義」『古代』第九四号 一九九二年
- 白石浩之「出現期土器群」『総覧縄文土器』二〇〇四年
- 大塚達郎「草創期（隆起線文系土器以前）」『縄文時代』第二〇号 二〇〇五年

たかだやまきよつつかしゆつどひん
高田山経塚出土品

(考古資料)

福知山市

福知山市郷土資料館 福知山市字内記五番地

(経塚2出土品)

一、瓦質筒形外容器

一合

一、青白磁蓋付壺

一合

一、青白磁皿

一個

一、銅銭

二枚

時代 鎌倉時代(青白磁・宋代)

説明

高田山経塚は、旧丹波国北域にあたる福知山市庵我字中の丘陵頂部にある経塚二基及び中世墓一基からなる中世遺跡群である。同地点は、福知山市街地から由良川を挟んで北北東方向の対岸にあたり、福知山盆地が眼下に眺望できる好立地にある。同じ丘陵頂には、古墳時代後期の高田山古墳群が営まれている。

本資料は、府営広域農道建設に伴い、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターが実施した平成三年度の発掘調査によって出土したものである。内容は、経塚二(SX9103)と命名された土坑内から出土した、青白磁蓋付壺一合、青白磁皿一個、蓋付の瓦質筒形外容器一合、銅銭二枚の計五点である。

経塚二は、底部が二段に掘りくぼめられた土坑で、平面形は約一・四×〇・九メートルの不整形な楕円形で、一段目までの深さは約〇・二五メートル、二段目最深部までの深さは約〇・四八メートルである。

埋納時には、まず底部の最深部に直立した状態で蓋をした瓦質筒形外容器を納め、人頭大の礫を充填しながら、その上部、あるいは隙間に青白磁壺と青白磁皿を離して納め、さらに礫を数石積み足して地面近くまで礫を積み上げつつ、別途、一段目の掘方内にはこぶし大の礫を充填していた。銅銭二枚は、一段目掘方内の礫の上部

から出土しており、埋納行為の最終段階で納められたものであった。

瓦質筒形外容器の身と蓋は、瓦質の質感が共通し、かつ身側の受口と蓋側の外径が概ね一致するため、当初から組み合うものとして製作・焼成されたと判断できる。蓋の口径は一七・四センチメートル、器高は三・二センチメートル、身の口径は一五・四センチメートル、器高は二三・八センチメートルである。ほぼ寸胴形の身の最大径は一六・〇センチメートルで、内外面ともに粘土積み上げの痕跡を残し、ナデ消していないのが特徴的である。一方、蓋は外側の粘土積み上げの痕跡はナデ消し平滑に仕上げている。焼成は瓦質ながらやや軟質で、淡黒色を呈している。外容器内部からの出土品はなく、経筒等の痕跡は確認されていない。

中国製の青白磁蓋付壺は、口径約六・四センチメートル、壺の最大径約九・四センチメートル、器高約五・六センチメートルを計り、同時代の青白磁小壺のなかでは比較的大型品で、釉薬の発色もよい優品である。蓋の天井部には型押しによる草花文、壺の肩部にも型押しによる草花文が施され、壺の下半部には放射状の印花文が同じく型押しされている。青白磁皿は、口径約六・二センチメートルと小型で、内面には型押しによる一二葉の花弁文が施されている。銅銭は一枚が熙寧元宝(初鑄一〇六八年)、もう一枚は、元豊通宝(初鑄一〇七八年)である。以上は青白磁壺・皿の特徴などから概ね二三世紀代(鎌倉時代)に埋納された一群と考えられる。

高田山経塚のような粘土積み上げ痕跡が顕著に残る筒形外容器と形態・法量のよく似た例は、土師質で製作されたものが丹後半島全域に広く認められる。一方、瓦質の筒形容器を持つ経塚は、旧丹波国内では上板井経塚(兵庫県篠山市、平安時代後期)、向河原経塚(南丹市園部町、鎌倉時代前期)などの例があり、丹後半島の製作技術上の影響を受けながらも、地域の伝統を継承した特有の製品である可能性がある。

このように、高田山経塚出土品は、同時期の類品中でも比較的大型で優品である青白磁を持つこと、また瓦質筒形外容器は京都府北部における経塚出土品の生産技術の展開を知る上で貴重であり、一群として高い価値を有している。



高田山経塚出土品



青白磁蓋付壺・青白磁皿

参考文献

「高田山古墳群（付高田山中世墓・経塚群）発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報第四九冊』財団法人京都市理蔵文化財調査研究センター 一九九二年

（吹田 直子）

ひろくちつぽ かいせいひん
広口壺及び貝製品 したかいせきしゅつど
志高遺跡出土

（考古資料）

舞鶴市

舞鶴市郷土資料館 舞鶴市南田辺一番地

時代	説明	数量
弥生時代	一、弥生土器広口壺	一個
	一、タカラガイ製品	三点

志高遺跡は、舞鶴市志高に所在する弥生時代の集落遺跡である。その初現は前期中葉にあるが、集落として最も拡大する時期は中期後葉で、竪穴建物群とともに、方形周溝墓や貼石墓なども確認されている。居住域と墓域の対応関係が明らかになる事例は府内でも少なく、弥生社会を理解する上でも重要な遺跡といえる。

本件は、昭和六一年度に実施された第六次調査で検出した竪穴建物の近くの未発掘地で、工事中に発見された弥生土器広口壺と、その中に納めたタカラガイ製品三点である。聞き取り調査によると、発見当時は壺に水が溜まり、相当量の貝が土と混じり合っていたというが、現存するのは三点のみである。

広口壺は、器高二八・七センチメートル、口径一一・三センチメートル、体部最大径二八・四センチメートルの中型品である。口縁部と頸部には凹線文が、胴部には波状文と直線文を交互に配したのち、体部最大径付近に列点文を施す。弥生時代中期後葉の特徴をよく備えた土器である。壺の肩部には一对の把手を取り付ける。胎土は精緻で大粒の岩石粒はほとんど目立たない。また、焼成は良好で、明黄褐色を呈する。体部最大径と比して小さな口径という形態的特徴に加え、精緻な胎土や色調は、丹後地域のものではなく、播磨地域からの搬入品である可能性が高い。

広口壺の中に納められた貝は、矩形の平面形を有することから、キイロダカラと考えられる。現在は風化により白色となっていて色調を確認することはできない。キイロダカラは、現在も本州南部以南の岩礁のごく浅い場所に生息する小型種で、

本資料の殻長三センチメートルはキイロダカラとしては大型の部類に入るものである。

タカラガイ製品は、いずれも背面が除去されて円盤状に加工されている。同様に加工されたものとして、古代中国の貝貨がある。使用される貝の種類や製品としての類似性は高く、その関係性について指摘する研究もあるが、同様の事例は、縄文時代後期の関東から北海道にかけての貝塚などでも出土しており、形態的類似性だけを根拠として貨幣としての役割を担ったものと断定することは難しい。

このように志高遺跡出土品は、非在地の土器に南海産の貝製品が入れられて埋納されているという状況から、弥生時代における地域間交流や精神世界を知る上で重要なだけでなく、容器や貝製品の遺存状況も良好な資料として美術的価値も高い、本府の歴史を知る上で欠かせない資料であるといえる。

(藤井 整)

参考文献

高野陽子・田代弘「弥生中期の交易拠点における遠隔地地域間交流の一例」(公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター編『京都府埋蔵文化財情報』第一一六号) 二〇一一年



廣口壺・タカラガイ製品



廣口壺内部

成相寺旧境内出土品

(考古資料)

宗教法人 成相寺

みやづ歴史の館 宮津市宇鶴賀二一六四

(土器埋納遺構出土品)

一、土師質筒形容器身

一個

一、須恵器甕

一、古瀬戸鉄釉瓶子

一個

一、青磁皿

一個

一、青磁皿

二個

時代 室町時代(青磁皿…宋代)

説明

成相寺は、慶雲元年(七〇四)の創建と伝える寺院で、宮津市の天橋立と阿蘇海の北側に位置する成相山中腹に所在する。平成二八年に成相寺旧境内として国史跡に指定されている。

本土土品の内訳は、土師質筒形容器身一個、須恵器甕一個、古瀬戸鉄釉瓶子一個、青磁皿二個である。旧本堂跡から東に延びる尾根上にある平坦面の埋納遺構からまとまって出土した。周辺からは五輪塔や板碑などの石造物とともに火葬骨の納められた陶器壺、瓶子などが確認されたことから、埋納遺構一帯は古墓群である可能性が高い。土師質筒形容器身は、丹後地域の経塚に多い外容器で、内面に輪積み痕が明瞭に残る。外面には、「南無一乗妙法蓮華経」の墨書がある。「南無一乗妙法蓮華経」は、法華経のみが正しい教えとの意である。梵字「南無」も「ア」を表し、胎蔵界大日如来をはじめとする諸仏の種字であるが、墨書した意図は不明である。また、実年代は観應二年(一三五二)に特定できる。元来は経塚

に用いる土師質筒形容器ではあるが、墓に副葬された例が多い青磁皿が共伴したことから、経塚から墓へ転用した可能性がある。

須恵器甕は、口縁部が大きく開き、端部には、面をもつ束播系の須恵器甕である。口縁部上面には沈線を一条施す。外面は平行叩き目調整を綾杉状に施し、内面は格子叩き目調整を施した後にナデ調整を施しており、底部と肩部内面に格子叩き目調整がわずかに残る。肩部には直径三ミリメートルの焼成前穿孔を一孔施す。

古瀬戸鉄釉瓶子は、外面に鉄釉を厚く施し外面を印花文や画花文で飾る。釉薬は流しがけで施釉しており、一部は剥離している。文様は、胴部下半に画花文、胴部最大径に二条の直線文、胴部上半に印花文、肩部に貼花文、頸部下半に縦方向の波状文を施す。頸部以上は欠損しているが、意図的に打ち欠いた可能性が高い。鉄釉の使用や画花文、印花文、貼花文といった文様を多用することから、一三世紀末から一四世紀中葉の古瀬戸中期に位置づけられる優品である。

青磁皿は二個あり、いずれも中国産の同安窯系青磁で、見込みに画花文を施し畳付以下は露胎である。直径一〇センチメートルの個体は完形品で釉色はやや緑みを帯びる。直径一一センチメートルの個体は一部が欠損しており、釉色はやや白みを帯びる。これらの青磁皿は、一二世紀前半から一三世紀にかけて生産されて輸入されたものである。他の遺物の時期と比べて古く位置づけられる遺物であり、伝世したものと考えられる。

束播系須恵器は兵庫県播磨地域の東部で生産された須恵器で、西日本を中心とした中世遺跡から多く出土する傾向にある。一方で古瀬戸鉄釉瓶子は、東日本の都市遺跡、港湾遺跡、館跡を中心に出土する傾向にある。本資料は、東西日本にそれぞれ分布する傾向のある遺物が一括して出土しており、東西日本の結節点としての丹後地域の特色をよく示している。

本資料は、東西日本の交流を物語る優品が一括埋納されたもので、かつ埋納年が特定できる京都府を代表する資料である。

(中居 和志)



右上：土師質筒形外容器身
右下：古瀬戸鉄釉瓶子
上：成相寺旧境内出土品



参考文献

宮津市教育委員会『成相寺境内』宮津市文化財調査報告第四三集 二〇一五年
静慈園『梵字悉曇』朱鷺書房 一九九七年
角川学芸出版『角川日本陶磁大辞典普及版』二〇一一年

はじめてふんしゅつどひん
波路古墳出土品

(考古資料)

宮津市

みやづ歴史の館 宮津市字鶴賀二一六四

一、武器類

鉄槍 漆塗柄残欠共 一口

鉄剣 一口

一、武具類

漆塗弓 一張

漆塗鞆 鉄鏃共 一背

一、不明鉄製品

一、玉類

硬玉勾玉 二点

ガラス小玉 三点

一、土器類

土師器壺 一個

時代 古墳時代

説明

波路古墳は宮津湾の東岸、標高三四メートルの丘陵上に位置する古墳である。昭和六二年に宮津市教育委員会が発掘調査を行った。墳丘は中世の山城に利用されて改変されているが、直径約三〇メートルの円墳であったと推定されている。

埋葬施設は二基検出しており、中心的な埋葬施設である第一主体部は東西に長辺をとり、長辺九・二メートル、短辺四・七メートルから五・四メートルの長大な墓壙を有する。内部には長さ約三メートルの割り貫き式の木棺をえており、片側の小口は両側に突起を有する。第二主体部は、第一主体部の南で検出した、長辺二・

一三メートル、短辺〇・四五メートル、深さ〇・四三メートルを測る小規模なもので、箱式木棺を直葬していたと考えられる。第二主体部から遺物は出土していない。

第一主体部からは、鉄槍一口、鉄剣一口、漆塗弓一張、鉄鏃を納めた漆塗鞆一背、不明鉄製品一点、硬玉勾玉二点、ガラス小玉三点、土師器壺一個が出土した。西側を中心に棺底には赤色顔料の塗布が認められる。出土状況から、硬玉勾玉およびガラス小玉は棺内の副葬と考えられるが、他の遺物は棺外に配置されたものが、棺が腐朽して棺内に落ち込んだ可能性がある。鞆や弓などの漆塗製品を土ごと固定して取り上げたため、詳細部分を観察できない遺物もあるが、そのため副葬状態がよくわかる一括資料となっている。

漆塗鞆は、棺内中央北側で鉄鏃を矢筒に納めた状態で出土した。矢筒本体は綾杉文様をもつ繊維製であり、漆膜のみが残存する。革製と推定される横帯が口縁部、胴部の上位・下位、底部付近の四箇所めぐり、胴部下位の横帯には編物製の紐通し孔が認められる。箱底部は木製のため腐朽しているが、漆膜に直弧文を施した痕跡が残る。また、口縁部付近には蓋の可能性のある漆膜が認められ、櫛歯文を施した痕跡が残る(注二)。鉄鏃は矢筒に入った状態で出土しており、少なくとも一二本以上ある。鉄鏃の種類は柳葉式が多いが、定角式も含む。不明鉄製品は棺中央部、漆塗鞆・鉄槍の南側で出土したもので、鉄鏃の可能性がある。

漆塗弓は漆塗鞆の南から出土しており、漆膜が明瞭に残る。全長約一二五センチメートルである。

鉄槍は切先を東に向けた状態で出土しており、柄の漆膜が良好に残存する。槍身は長さ約四〇センチメートル、柄を含めた全長は約二メートルと考えられる。柄と槍身との接合方法は糸巻き頂点型(注二)に分類でき、古墳時代前期でも前半期の特徴をもつ。鉄剣は鉄槍と切先の方を違えて出土したもので、全長約三〇センチメートルである。柄装具が残存しないため槍であった可能性も残るが、茎の長い短剣は弥生時代後期後半から古墳時代前期前半にかけて近畿北部地域を中心に多く見られる型式であり、剣と判断できる。剣身部には繊維の痕跡や鞘と思われる有機質

が付着する。

玉類は、硬玉勾玉二点が漆塗靴の下から、ガラス小玉三点が棺西部の赤色顔料中から出土した。勾玉は透明度の高い硬玉製であり、そのうち一点には頭部の二箇所
に穿孔がある。ガラス小玉はいずれもやや不透明な淡青色である。

土師器壺はやや下ぶくれの体部を持つ広口壺であり、棺小口部分に正置した状態で出土した。底部には焼成後に穿孔した径約〇・四センチメートルの小孔が三箇所
に認められる。本土師器壺は古墳時代初頭から前半期に属し、古墳の直接的な年代
を示す資料として重要な意義を持つ。

波路古墳出土品は古墳時代前期でも前半期の特徴を示す良好な一括資料である。
遺物自体の残存状況も良好であり、特に漆塗靴、鉄棺の漆塗柄、漆塗弓といった漆
塗製品がほぼ完全な形で残されていることの意味は大きい。これらの遺物は丹後の
古墳出現期を考える上で重要な資料であるのみならず、前期古墳の副葬品の構成を
知りうる、全国的にも稀有な資料であるといえる。

(桐井 理揮)

注：

(一) 杉井健「漆塗り製品」『古墳時代の考古学四 副葬品の型式と編年』同成社 二〇一三年

(二) 豊島直博「古墳時代前期におけるヤリの編年と流通」『東国史論』第二二号群馬県考

古学研究会 二〇〇八年

参考文献

豊島直博「古墳時代の剣装具」『王権の武器と信仰』同成社 二〇〇八年

宮津市教育委員会『波路古墳・波路城跡・荒神社跡』宮津市文化財調査報告第一六集

一九八八年

宮津市史編さん委員会『宮津市史』通史編上巻 二〇〇二年



玉類



土師器壺



漆塗靴

左坂経塚出土品

(考古資料)

京丹後市立古代の里資料館 京丹後市丹後町宮一〇八
京丹後市

(第一経塚出土品)

- 一、土師質筒形外容器 一合
- 一、鉄経筒 一合
- 一、銅銭 一三枚

(第二経塚出土品)

- 一、土師質筒形外容器 一合

(第三経塚出土品)

- 一、土師質筒形外容器 一合

(第五経塚出土品)

- 一、土師質筒形外容器 一合
- 一、銅経筒 一合
- 一、銅銭 三枚
- 一、青白磁合子身 一点
- 一、網代双鳥鏡 一面

時代 平安時代から鎌倉時代(青白磁・宋代 銅銭・唐代から宋代)
説明

左坂経塚は、京丹後市大宮町字周積の丘陵上に所在する。丘陵は竹野川流域に延びる南北に細長い盆地の東側に位置し、山地から派生して盆地がある西側へと突き出ている。平成五年度に同丘陵上で実施した左坂古墳群の発掘調査において、B一・B二号墳の墳頂部で五基の埋納遺構からなる経塚が検出された。

第一経塚は直径約一・二メートル、深さ約〇・三メートルの円形土坑に小横穴を

伴う。第二経塚・第三経塚に切られており、これらより古いことがわかる。小横穴は角礫で閉塞され、中から鉄経筒を埋納した土師質筒形外容器が出土した。また、円形土坑の底面からは渡来銭が出土している。

第一経塚の出土品には、土師質筒形外容器一合、鉄経筒一合、銅銭二三枚がある。土師質筒形外容器の身は縦長の円筒形で、粘土紐を積み上げた後、ヘラケズリ調整をしている。口縁には受け部をつくりだしている。蓋は天井部がゆるやかな丸みを持ち、内面にヘラ書きの線が見られる。鉄経筒は錯によって身と蓋が接着しており、内部の様子は不明である。身は鉄板を円筒形にまるめ、底板をはめ込んだ後、端部を折り曲げて底が抜けないようにつくる。蓋には宝珠形つまみが付く。銅銭は多くが北宋銭で、唐銭と南宋銭を含む。最新の銭種は南宋の淳熙元寶(初鑄一一七四年)であり、経塚がそれ以降に築造されたことがわかる。また、銭には紙のこよりが付着しているものがあり、本来は銭差しで束ねていた可能性が考えられる。

第二経塚・第三経塚は小横穴のみの埋納遺構である。それぞれに土師質筒形外容器が一合ずつ埋納し、外側から礫で閉塞している。

土師質筒形外容器はいずれも粘土紐積み上げによってつくられており、顕著な調整は見られない。蓋は天井部にゆるやかな丸みを持ち、身よりも口径が一回り大きい。副納品はない。

第四経塚は直径約〇・八メートルの円形土坑に小横穴が伴う。小横穴は一枚岩で閉塞されており、内側からは粘土塊が見つかった。出土遺物はないが、木製経筒が埋納されていた可能性がある。

第五経塚は直径約一・三メートル、深さ約〇・六メートルの円形土坑に小横穴が伴う。横穴内から銅経筒を埋納した土師質筒形外容器が出土している。礫による横穴部の閉塞は確認されていない。また、円形土坑の底面から銅銭と青白磁合子身が、土坑の上面からは網代双鳥鏡が出土した。

第五経塚の出土品には、土師質筒形外容器一合、銅経筒一合、銅銭三枚、青白磁



網代双鳥鏡



銅経筒



鉄経筒



土師質筒形外容器

左坂経塚出土品の特徴として、金属製経筒や丹後地域で多くみられる土師質筒形外容器だけではなく、多彩な副納品を伴うことが挙げられる。特に銅銭は、第一経塚から二三枚、第五経塚から三枚出土しており、丹後地域で見つまっている他の経塚と比較しても群

合子身一点、網代双鳥鏡一面がある。土師質筒形外容器の身は縦長の円筒形で、外面は縦方向、内面は横方向に、密にハケメを施す。蓋は天井部が扁平で、内面にハケメ、外面にユビオサエがみられる。銅経筒の身は、一枚の銅板を円筒形にまるめて、銅鋳で留めている。底部は底板をはめ込んだ後、端部を折り曲げて底が抜けないようにしている。蓋には八弁花形つまみが付く。銅銭はすべて北宋銭であり、最新の銭種は元祐開寶（初鑄一〇八六年）である。青白磁合子は全体の三分の一程度が残存している。網代双鳥鏡は、鏡背面の外区と内区の下上に網代文をあしらう。中央の鈕は円形で、これを挟んで一对の鳥が左右に表現される。また、鏡背面に「南無阿弥陀佛」の文字が三行墨書されている。

を抜いて多い。また、網代双鳥鏡にみられる「南無阿弥陀佛」の墨書は、経塚に関する当時の信仰の一端が窺えて興味深い。経塚の埋納年代を直接示すものはないが、相伴している銅銭の銭種から一二世紀末～一三世紀初頭頃の年代が推定される。そのほかの出土品についても、この年代観に矛盾するものではない。丹後地域では比較的古い年代に属する資料である。このように左坂経塚出土品は、この地域で見つまっている経塚出土品と比較して、質・量ともに優れているといえる。また、出土状況が明瞭であり、年代が推定できることから、資料的にも高い価値を有していると評価できる。中世の丹後地域における経塚にまつわる歴史・信仰を考える上でも欠かせない資料である。

(岡田 健吾)

参考文献

- 石崎善久「大宮町左坂古墳群の経塚状遺構」財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター編『京都府埋蔵文化財情報』第七六号 二〇〇〇年
- 京丹後市立丹後古代の里資料館編『平成十九年度丹後古代の里資料館特別展示 京丹後市の経塚』二〇〇八年

有形民俗文化財

丹波・丹後の製紙用具及び製品

京都市上京区

京都府（府立丹後郷土資料館保管）

説 明

本資料群は、綾部市や福知山市、宮津市などで製紙業を営んでいた地域から府立丹後郷土資料館が開館以来収集、整理してきた製紙用具と製品である。

丹波・丹後における製紙の歴史は、古代租税として上納していたことに遡る。律令国家の時代、国史編纂のために設置された図書寮で製紙を行うとともに、各地から漉いた紙を租税として納めさせた。宝龜五年（七七四）の正倉院文書「図書寮解」によると産地は全国十九カ国に及び、その中に丹後が登場する。延長五年（九二七）の『延喜式』になると、租税として紙を上納する国は丹波・丹後両国を含む四四カ国に拡大していった。中世の丹波・丹後における製紙状況は詳らかではないが、その技術は紙の需要が増大した近世になって各藩の奨励策によって発達したものが多く、各地に紙漉きを生業とする村が形成されていった。

安永六年（一七七七）、京都の木村青竹が『新撰紙鑑』を編纂刊行した。同書は、諸国で生産される和紙の種類・寸法・単位枚数などを記したもので、丹後紙として大鷹類・奉書・杉原・尺永（尺長）が、丹波紙として尺永が紹介されている。特に丹波紙の尺永は「綾部より出、越前に次ぐ上品なり」という添書きがあるなど、上質の紙を生産していたことがわかる。

丹波・丹後では、主に農家の副業として紙漉きが行われてきた。和紙を生産する村の多くは耕地の少ない山間部に位置しており、雪に覆われる冬期に生計を立てる手段として手漉きが欠くことのできない生業となった。やがて、近代になると紙の

需要は急増したものの、洋紙の登場と急速な普及によって、生産量やコストの面で手漉き和紙の生産者は苦境に立たされ、大きな転機を迎えることになった。生産者の多くが零細な経営であったため、産地で共同組合の結成など組織化を図るとともに、他地域の事例に学びながら原料の処理に薬品や機械を導入して作業の効率化を図るなど、改革に着手した。しかし、一方で品質の低下を招いたり、伝統的な技術の伝承が難しくなるなど、近代化による弊害ももたらした。それでも、地誌などから近代以降も和紙の生産地として確認できる地域は、実に五〇カ所を数える。畑、上世屋、日置（宮津市）、栃谷、河梨（京丹後市）、本坂（伊根町）、伊佐津、真倉（舞鶴市）、北原、河守、内宮（福知山市）などは昭和五〇年代まで、神谷（京丹後市）、毛原、仏生寺、二箇（福知山市）などは昭和二〇年代まで、白漉、岸谷、上根（舞鶴市）、牧、大原、友測（福知山市）、於与岐、梅迫（綾部市）などは明治期まで生産が行われていたと考えられる。そして、現在もなお手漉き和紙の生産を続けているのは、黒谷（綾部市）と二俣（福知山市）の二カ所のみである。

次に製紙工程であるが、和紙の原材料となる楮などの栽培に始まり、それらを収穫して紙漉きができるように加工した後、漉いた紙を乾燥させて商品として整えて出荷できる状態にするまでの作業がある。

和紙の原料は楮、三椏、雁皮といった韌皮繊維の長い植物を用いることが多いが、丹波・丹後地域では「カゴ」と呼んでいる楮を主な原料とする。春、昨年刈り取った株から新芽が出ると、施肥、除草、芽欠きなどの手入れを行い、秋二〜三メートルほどに成長して葉が落ちると根元を残して刈り取る。また、紙漉きに必要な植物性粘液を採取するトロロアオイは、五月に種まきをして秋に収穫する。

続いて紙漉きの準備は、①カゴカリ（刈り取り）、②枝打ち（小切り）、③カゴムシ（楮蒸し）、④カゴヘギ（楮の皮剥ぎ）、⑤カゴモミ（楮採み）、⑥カゴナゼ（楮撫せ）、⑦川晒し（煮こしらえ）、⑧カゴニ（楮煮）、⑨チリヨリ（除塵）、⑩カゴウチ（叩解）と呼ばれる作業を行う。まず、カマやナタで楮を刈り取るカゴカリをして、山行棒という天秤棒より長い棒を用いて集落まで運ぶ。枝を払い、使用するコシキ

(桶)の長さにあわせて切り揃え、四〜五貫を一束にして束ねる。そして、一四〜五束分の楮を大型の羽釜に入れて上からコシキをかぶせて蒸す。これをカゴムシという。蒸し上がると、一本ずつ一気に表皮を手作業で剥いで乾燥させる。これをカゴヘギというが、作業は冷めるまでの短時間で行う必要があるため、近所から手伝いに来てもらうことが多い。乾燥させた楮の皮の束は川に浸してやわらかくなると足で踏み、黒皮を取り除く。これをカゴモミという。そして、カゴナゼ包丁を使って黒皮と甘皮を取り除き白皮だけにするとともに、カゴモミで取り除けなかったチリなどを削り取る。これをカゴナゼという。その後、白皮にした楮の皮を再び川に浸たして、繊維の強さと美しさを引き出すと、アルカリ性薬品を加えて煮る。これをカゴニといい、カミタキ棒でかき混ぜながら不純物を取り除く作業を行う。続いて、楮の皮を釜から上げて水槽に移して、アクを洗い流すとともに塵などの不純物を取り除く作業を行う。この精選作業をチリヨリといい、黒谷ではオイドコという竹籠の中に入れてまま浸して作業をする。さらに繊維をほぐすため、木製のウチバンという叩き板の上に白皮を載せて、バイという木製の棒で叩く。これをカゴウチというが、明治以降、叩解機を導入して機械化を進める地域も多かった。

次に、紙漉きから商品として出荷するまでの工程となる。その作業は、①紙漉き、②オシカケ(压榨)、③カミツケ(乾燥)、④カミタチ(裁断)、⑤紙こしらえがあり、出荷となる。紙漉きは、スキブネに水と紙料、シャナを入れてエンブリやマグワで攪拌した後、桁に簀をはさんだ簀桁に紙料液を広げて紙層を作る。シャナとは、トロアオイの根から抽出する粘液のことで、桁と簀は紙の規格にあわせてさまざまな寸法のものが必要であった。漉き上がると、ザイタに積み重ねて一晚放置した後、ジャッキを使って脱水する。これをオシカケといい、かつては梃子棒と重石を使った压榨を行っていた。压榨後、湿った紙を一枚ずつ干し板にカミツケ簀を使って張り付け、野外に並べて天日干しをする。これをカミツケという。明治時代になり火力乾燥機が普及し、季節や天候に左右されることなく作業ができるようになった。乾燥させた紙は、一定量重ねて板や紙裁ち台に載せて、カミタチ包丁で規格の寸法



丹後・丹波の製紙用具

に裁断する。これをカミタチという。最後に、品質確認を行い一束分の枚数を数えて出荷の準備を行う。これを紙こしらえという。商品は、行商による販売と組合による販売があるが、行商人は張子やブリキ箱に入れて売り歩いた。

このように、丹波・丹後地域では障子紙や傘紙、提灯紙といった生活用品、火薬包装紙や風船爆弾用紙などの軍需品、さらには縮緬の包装紙や養蚕の繭袋など地場産業の需要と結びついた多種多様の紙が生産されていた。現在、手漉き和紙の伝統的な技術を保持しながら生産を続けている地域は黒谷と二俣のみであるが、いずれも国産原料の確保や後継者不足、技術伝承の難しさに直面しながら、新たな需要の掘り起こしに努力している。

本資料群は、府立丹後郷土資料館が開館当初から、綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、与謝野町の製紙業を営んでいた個人や事業者の理解と協力を得て、明治時代から昭和末期頃まで使用された製紙用具を中心に、総合的網羅的に収集整理したもので、製紙用具七三点、製品三六点である。近代以降、洋紙の普及と需要の減少により、手漉き和紙が急速に変容消滅していく現状にあつて、失われつつある丹波・丹後地域における製紙工程を具体的かつ網羅的に知ることができる欠くことのできない貴重な資料群である。

(向田 明弘)

参考文献

京都府立丹後郷土資料館『紙をすく村』一九八〇年

京都府立丹後郷土資料館『丹後の紙漉き―和紙と生きる人びとのあゆみとゆくえ―』

二〇一六年

無形民俗文化財（風俗習慣）

湯屋谷の灯籠行事ゆやだに とつろつぎようじ

宇治田原町湯屋谷

湯屋谷区

説明

湯屋谷の灯籠行事は、毎年八月二三日前後の日曜日に宇治田原町湯屋谷で行われる、灯籠制作を中心とする地蔵盆の民俗行事である。

この行事が行われる綴喜郡宇治田原町湯屋谷は、町の南東部に位置し、鷲峰山じゆふせん（六八一メートル）の北側、田原川上流域の谷筋に点在する集落である。湯屋谷の名は、かつて集落のところでどこで温泉が湧き出たとする伝承に由来し、現在も冷泉が湧き出している。元文三年（一七三八）若しくは四年、同地の篤農家であった永谷宗円ながたにむねえんが宇治製煎茶を発明したと伝えられている。宇治製煎茶とは、露地茶園の葉を摘んですぐに蒸して殺青し、焙炉の上で揉みながら乾燥させる製法で、湯屋谷から全国各地に伝えられたとする伝承がある。また、宗円の生家とされる屋敷跡が現在も地域の人びとによつて保存されるとともに、氏神の大神宮社境内に宗円の功績をたたえて茶祖明神社を祀る。現在も茶問屋や茶農家など茶に携わる人びとの信仰を集めている。

現在の灯籠行事は、午前中に区民総出で道路や河川の清掃をするミチツクリ（道作り）をした後、午後から湯屋谷区ゆやたにの四集落（塩谷、中谷、西谷、石詰）でそれぞれトウヤ（当家／当屋）に集まって灯籠を制作し、それを西谷の長福寺（浄土宗）に持ち寄つて境内に並べる。夕方、法要が行われた後、境内中央に設置された櫓を中心に盆踊りを踊る。

トウヤは家順に廻り持ちで務め、昨年の行事終了後から一年間灯籠の枠木など必要な用具や部材を管理するとともに、当日に向けた準備や参加者への接待を行う。

灯籠は、四集落すべてで二種類のを一対として制作する。この灯籠を制作することを「トウロウハリ（灯籠張り）」という。一つは、柄の上部に縦長の灯籠を付けた高さ二メートルほどのもので、灯籠の上に紅白の御幣を取りつける。灯籠は梓木に白紙（障子紙など）を貼り、正面に「奉納／南無地藏尊」と墨書した縁に、山形状にした朱の色紙を張り付ける。さらに、向かって右横に「〇〇（集落名）中」、向かって左横に「今月今夜」と墨書する。もう一つは、柄の上部に縦長の灯籠を付けた高さ一・八メートルほどのもので、灯籠の上には野菜で作った造り物を取り付ける。灯籠は同じく梓木に白紙を貼り、正面から時計回りに時局や世相を織り込んだ豊作祈願の文言を墨書するとともに、向かって右横に「（集落名）中」、空きスペースに「今月今夜」と墨書する。造り物は、その年の干支にちなんだ動物などを野菜で作る。野菜は、カボチャ、ウリ、ナス、シシトウ、ネギ、ピーマン、オクラ、トマト、ゴーヤなど、この時期に畑で収穫できる作物を使用する。トウヤが事前に集落の農業従事者に依頼して集めたり、各自持ち寄るなどして準備する。また、この日は造り物に必要な作物は自由にこの畑からでも獲ってもよいとされた。平成二九年は、酉年にちなんで各集落でニワトリを作った。野菜を切ったり、掘り抜いたり、竹串で接合するなどして複数羽作る集落もあれば、一羽のみの集落もあり、それぞれ出来栄を楽しむ。出来上がると、横長の灯籠の上部に載せて結束バンドなどで括り付けるとともに、一握り分の稲穂を中央に立てる。

また、横長の灯籠に書き入れる文言は、昭和三〇年代の事例などから七五調を基に毎年新たに創作する。現在は、必ずしもその形式にあてはまらないものもあるが、韻律のある文言となるよう意識されている。内容は世相を反映した内容であるが、基本的には時事批評を書くというのではなく、豊作や好景気を祈願する内容を書くという。

出来上がった灯籠はしばらくトウヤの家に飾り、午後六時すぎまでにトラックなどで長福寺に運び込む。長福寺に運んだ灯籠は、境内の堀沿いに並べて立てるが、早く持ち込んだところから奥に立てる。また、境内では消防団有志によって盆踊り

の準備を行う。境内中央に櫓を設置するとともに、軒下に提灯や「シュカ（守花）」を吊すなど飾り付けを行う。シュカは、色紙で作った花で、盆踊りが終わると参加者は持ち帰ってお守りとする。盆踊りは江州音頭で、近年はバンドの生演奏によるロック調のリズムで踊る。

お盆は、正月と並んで火にまつわる民俗行事が集中して行われる。五山送り火、京都市以北に広がる松上げ、久多の花笠踊などがよく知られているが、いずれも神霊の送迎や、それに関わる清め、供養といった火に込められた機能に基づくものである。京都における盆の火の行事は、主に次の二つのタイプへと展開していった。一つは、五山送り火へと展開した万灯籠であり、もう一つは贈答品として風流化していった盆灯籠である。そもそも万灯、万灯籠とは、数多くの灯火をもって供養することを意味する。盆を中心に行われる様々な松明行事は、松明を十二灯型にしたものから、文字や図として趣向をこらしたもので、さらには巨大化とともに山の地面で火を焚く形へと展開したもので、京都近郊における惣村の発展を背景に地域共同体の盆の行事として今日まで受け継がれてきた。

一方、盆灯籠はもともと民間ではじまった習俗といわれ、室町時代には高灯籠から軒先に掛ける形態となり、お盆に点して供養する風習が盛んになり、灯籠見物として盆行事の一つに定着した。やがて灯籠を贈る習俗は公家社会にも広がりをもせ、禁裏や本願寺など寺社で灯籠を展観する行事が催されると、次第に趣向をこらした灯籠が人目を集めた。趣向をこらした灯籠（風流灯籠）は、灯籠本体に細工を施す単体型と、灯籠の上に造り物を飾る組合せ型の二つのタイプとして展開するとともに、盆踊りと密接にかかわりながら地域共同体の行事として受容され、現在も京都近郊の集落で伝承されている。当行事においても、野菜で干支に見立てた造り物を飾る風流灯籠を地域の寺院に持ち寄って展観する風習などから、中世以来京都市中及び近郊で行われてきた盆灯籠の系譜につながるものである。また、近世後期に大坂など大都市で流行した駄洒落を旨とする俄や狂歌を造り物に持ち込んで自ら創作して楽しむ文化を取り入れるなど、独自の展開を見せながら現在に至る。



写真2



写真1



写真3



写真4

本行事は、地藏盆の時期に農村地域において五穀豊穡を願って野菜による造り物を載せた灯籠を製作する行事で、中世以来の広がりをもせた風流灯籠が受容され、近世後期になり当地発祥の宇治製煎茶が流通する中、大坂周辺の庶民文化として流行していた俄や狂歌を取り入れた府内では他にない展開を遂げながら定着し、現在に至るまで傳承している貴重な民俗行事といえる。

(向田 明弘)

史跡名勝天然記念物

牧正一古墳まきしやういちこふん

(史跡)

牧生産森林組合、吉備神社

福知山市字牧小字中筋三一二番、一四七七番
(実測：二九五六、四八平方メートル)

説明

牧正一古墳は、福知山盆地の北端、由良川とその支流の牧川が合流する地点に立地する。当該地点は、現在も丹後、但馬地域との結節点として重要な場所である。古墳は、牧川左岸の丘陵裾に築かれ、陸路と水路の両方を見渡すことができる位置を占めている。古墳の南には正一位吉備神社が存在し、古くから地元で「正一さん」と呼ばれていたことが古墳の名称の由来である。

本墳は、昭和一〇年の里道拡幅工事に横穴式石室が発見されたことを受け、京都帝国大学の梅原未治氏らによって発掘調査が行われた古墳である。当初、直径一二〜一五メートル程度の円墳二基が重なった双円墳との評価を受けたが、平成八年までに、福知山市教育委員会による発掘調査によって六世紀末に築造された全長約三七メートルの前方後円墳であることが明らかとなった。

墳丘は、下半部は旧地形を利用し、上半部を盛土で成形しており、推定後円部高は五メートル程度と考えられる。外表施設としての埴輪や段築等は確認できないが、葺石が部分的に存在した可能性が指摘されている。

本墳の特徴として、後円部と前方部そとくびれ部後円部側に各一基ずつ配された、合計三基の横穴式石室の存在が挙げられる。最も規模の大きい両袖式横穴式石室である後円部の第一石室は、石室全長が一二メートル、玄室幅三メートル、玄室長四・七メートル、羨道幅〇・八メートル、羨道長七・三メートルの規模である。

前方部の第二石室は、左片袖式横穴式石室で、石室全長が九・五メートル以上、玄室幅二・七メートル、玄室長五・〇メートル、羨道幅一・五メートル、羨道長四・五メートル以上である。最も小さい無袖式横穴式石室の第三石室については、未調査のため詳細が不明であるが、全長約七メートル、幅一・五メートルの規模であることが分かっている。断面観察から、六世紀末に第一、第二の二基の石室を持つ前方後円墳が築造され、その後第三石室が築造されたと考えられる。

副葬品として、第二石室から出土した鉄地金銅張雲珠一点、鉄地金銅張杏葉一点、金環二点、刀子一点、鉄鏃八点以上がある。共伴した須恵器から、六世紀末に築造された第二石室においては、少なくとも七世紀中葉まで追葬が行われていたことがわかっている。

本墳は、前方後円墳の築造が終息していく最終段階の前方後円墳であり、交通の要衝に築造された六世紀末における福知山盆地の首長墳と考えられる。この古墳の価値は、その規模や築造時期のみならず、一古墳に三基の横穴式石室が設けられているという特徴にもある。同様の事例は、全国的にも少なく、本府ではこの牧正一古墳のみである。我が国における古墳時代後期の埋葬に関する思想や習俗を知る上でも重要な古墳であるといえよう。

(藤井 整)

参考文献

- 梅原未治「牧の石室墳」『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告書二〇』京都府 一九四〇年
- 東京都立博物館『東京都立博物館収蔵品目録』(考古) 一九五六年
- 京都国立博物館『京都国立博物館蔵品目録』(考古編) 一九九五年
- 福知山市教育委員会『牧正一古墳』(福知山市文化財調査報告書第三四集) 一九九七年



牧正一古墳 指定範囲図



牧正一古墳 墳丘全景

立岩

たていわ

(天然記念物及び名勝)

京都府 (海岸管理者)

京丹後市丹後町立岩

説明

京都府の最北端にあたる丹後半島は、近畿においては最北端の緯度であり、日本海に北東に向けて四角く突出する。立岩は、この丹後半島の北東端、京丹後市間人の竹野川河口先の海中に位置している自然の岩石である。

丹後半島の汀線は自然海岸延長が長く、景観は変化に富み、多くの特徴的な地形や現象が観察できる。例えば、標高差一〇〇メートル以上の急斜面になる海岸段丘や海食崖、海食洞、離れ岩、波食棚、砂浜、ポケットビーチ、海岸砂丘、砂洲、ラグーン (海跡湖、潟湖)、鳴き砂などが挙げられるが、立岩と周辺は、そのような地形・地質の代表的な場所である。

立岩は、普通輝石安山岩からなる柱状節理が発達した岩床である。海面からの高さは約二三〜一八メートル、外周約六五〇メートルを計り、海岸側から見ると横長で台形の立方体を呈する。上空から俯瞰した平面形は不整形で、海岸側から見ると汀線は比較的直線的であるが、日本海側は波食が進み、触手状に大きく屈曲している形状である。

立岩周辺の間人地域には、同様の岩床が断続的に分布しているが、これらは約一五〇〇万年前 (カリウム・アルゴン法による測定) に、地下のマグマが上昇し、碎屑岩帯の地層面に水平に貫入して冷え固まったものである。このときに柱状節理が形成され、周囲の堆積岩類が波食によって削られて、現在のように安山岩の柱状節理が露頭した。これらはいわば、太古の火山活動の痕跡が現在に残されているものである。

この立岩の岩床と、陸地である砂浜海岸とは近接しており、二級河川竹野川が運

んできた、白く粒子の粗い花崗岩質の砂によって形成されたトンボロ (陸繋砂州) でつながっている。トンボロは、竹野川河口の西側にあたる後ヶ浜海岸と、東側にあたる竹野側の海岸から立岩に向かって嘴状に二筋伸びている。それぞれ長さは約三〇メートルである。立岩とは通常、どちらか一方が途切れどちらか一方が繋がる状態を繰り返している。

このような、主陸地から海側に伸びるトンボロ地形と、柱状節理の岩床からなる陸繋島のセットは、京丹後市丹後町平付近でも認められ、京都府の丹後半島沿岸を代表する海岸地形のひとつである。また日本列島の地質的な成り立ちの一部を現在に示すものであり、地質学上の価値が評価できるものである。さらに間人と竹野の両側から円弧状に繋がる海岸線と海面、黒い岩と白い砂州の対比とよる美しい景観は、風致景観上の優れた価値を有している。

このような、丹後半島の多様な自然的価値は、環境上の観点からは評価されており、京丹後市・伊根町域の海岸線が国定公園「丹後天橋立大江山国定公園」(平成一九年八月三日) に指定されているほか、同市久美浜町から経ヶ岬間は「山陰海岸ジオパーク」の一部として認定されている(平成二二年十月、世界ジオパーク認定)。また立岩周辺は、自然の魅力を守り地域資源を活かした活動の促進を目指すため、京丹後市及び地域団体からの申請により、府の景観資産にも登録されている(平成二〇年一月)。

そのほか立岩は、歴史的にも地域にとつて象徴的な存在であったことが中世伝承の舞台になっていることから知られる。丹後及び北丹波地域一円の複数の寺社縁起に記される麻呂子親王伝説は、用明天皇の第三皇子として登場する麻呂子(麿子・丸子とも)親王が、勅命により三上ヶ岳(大江山)に住む鬼を、神仏の加護を得て退治する物語で、三上ヶ岳から徐々に丹後半島まで追い詰め、残る一鬼を大岩(立岩)に封じ込めたことで、退治が成就したと伝わっている。また竹野神社の神主と宮衆によって、この伝承にまつわる鬼祭りが旧一一月の丑の日に近年まで行われていた。

以上のように、立岩周辺の地質・地形は、京都府北部を代表する天然記念物及び名勝の価値を有している。

参考文献

- 『近畿北部、京丹後市における未固結の碎屑岩に貫入した岩床の供給岩脈』（『地球科学』八四巻 九三～九四）小滝篤夫・京都地学教育研究会 二〇一〇



立岩 指定範囲図

- 『図説 京丹後市の自然環境』京丹後市史本文編 京丹後市 二〇一五
『京丹後市の伝承・方言』京丹後市史資料編 京丹後市 二〇一二
『京丹後市の民俗』京丹後市史資料編 京丹後市 二〇一四



立岩 全景

平成二十九年指定文化財一覧

(一) 建造物

名称及び員数	構造及び形式	建立年代	所有者	所在の場所	指定書番号
<p>清瀧宮本殿 一棟</p>	<p>一間社流造、銅板葺 附 棟札（二七枚）</p> <p>慶長戊申拾参年捌月廿二日の記があるもの 一 正徳六丙申歲潤二月十五日の記があるもの 一 享第九甲辰歲三月十六日の記があるもの 一 元文二丁巳天三月廿五日の記があるもの 一 宝曆辛卯之歲四月吉祥日の記があるもの 一 文化元年甲子極月吉辰の記があるもの 一 天保十四癸卯歲三月朔日の記があるもの 一 昭和四十一年九月二十三日の記があるもの 一 昭和五十七年九月の記があるもの 一 板札（一枚） 平成四年九月一日の記がある</p>	<p>享保九年（一七二四） 〔棟札〕</p>	<p>清瀧宮（宇治市東笠取平出四七）</p>	<p>宇治市東笠取平出</p>	<p>府指建 第百二十八号</p>
<p>清瀧宮本殿 一棟</p>	<p>一間社流造、檜皮葺 附 棟札（三枚）</p> <p>元禄九丙子十二月十七日の記があるもの 一 昭和六十年三月三十一日の記があるもの 一 末社御霊社（一棟） 一間社流見世棚造、こけら葺 末社御霊社棟札（一枚） 文化七庚午年臘月の記がある</p>	<p>元禄九年（一六九六） 〔棟札〕</p>	<p>清瀧宮（宇治市西笠取黒出三六）</p>	<p>宇治市西笠取黒出</p>	<p>府指建 第百二十九号</p>

宇治神社末社 春日社本殿 一棟	一間社流見世棚造、銅板葺	一六世紀後期	宇治神社(宇治市宇治山田) 治市宇治山田(一)	府指建 第三百十号
岡田鴨神社 三棟 本殿及び摂社天満宮本殿 宮本殿	本殿及び摂社天満宮本殿より成る 各一間社春日造、檜皮葺、各殿間塀附属 附 棟札(一三枚) 宝曆三癸酉年四月七日の記があるもの 一 安永五丙申天二月二十二日の記があるもの 一 文化五龍舎戊辰三月十三日の記があるもの 一 弘化四丁未二月三日の記があるもの 二 明治九年五月四日の記があるもの 二 明治三十二年四月十五日の記があるもの 二 大正十五年十月十三日の記があるもの 二 平成元年十一月三日の記があるもの 二 一間社春日造、銅板葺 附 棟札(三枚) 明治三十二年四月十五日の記があるもの 一 大正十五年九月の記があるもの 一 大正十五年十月十三日の記があるもの 一 末社三十八社神本殿 (一棟) 一間社春日見世棚造、銅板葺 末社三十八社本殿棟札 (二枚) 明治二十六年十月十五日の記があるもの 一 大正十五年十月十三日の記があるもの 一	元禄九年(一六九六) 〔棟札〕 (木津川市加町北鴨村 茂町北鴨村 四四)	岡田鴨神社 木津川市加茂町北鴨村	府指建 第三百三十一号
天王神社本殿 一棟	一間社春日造、銅板葺	一七世紀前半	天王神社(木津川市木津清水) 清水(一)	府指建 第三百三十二号
宮垣神社本殿 一棟	一間社流造、とち葺 附 棟札(二枚) 寛永二年三月吉日の記があるもの 一 昭和三十一年丙申二月吉日の記があるもの 一 板札(二枚) 昭和参拾四己亥歳一月吉祥日の記があるもの 一 昭和卅四年一月吉祥日の記があるもの 一	寛永二年(一六二五) 〔棟札〕	宮垣神社(龜岡市千代川町川関宮ノ前) 町川関宮ノ前(一〇)	府指建 第三百三十三号

千手寺開基堂(旧観音堂)	一棟	桁行三間、梁行三間、一重、寄棟造、鉄板葺、向拝三間、棧瓦葺 附 棟札(四枚)	寛永一五年(一六三八)	千手寺(亀岡市禰田野)	府指建	第百三十四号
教傳寺観音堂	一棟	桁行正面一間、背面三間、梁行二間、一重、宝形造、向拝一間、棧瓦葺、一部本瓦葺 附 棟札(二枚)	寛延四年(一七五二)	教傳寺(南丹市園部町)	府指建	第百三十五号
		寛延第四龍次辛未八月十六日の記がある		丹市園部町 小山東町今 小山東町今 北一七)		
		寛永十五戌寅年霜月十八日の記があるもの 延宝五丁巳年三月吉日の記があるもの 延宝五丁巳年三月十二日吉日の記があるもの		町鹿谷大々 ワ七)		

(二) 美術工芸品

種別	名称及び員数	製作年代	所有者	所有者の住所	指定書番号
絵画	絹本着色南浦紹明像 徳治二年初冬の自賛がある	鎌倉時代	酬恩庵	京田辺市薪里ノ内 一〇二	府指絵 第六十七号
絵画	絹本着色一休宗純像 自賛がある	室町時代	酬恩庵	京田辺市薪里ノ内 一〇二	府指絵 第六十八号
絵画	絹本着色一休宗純像(朱太刀像) 自賛がある	室町時代	酬恩庵	京田辺市薪里ノ内 一〇二	府指絵 第六十九号
彫刻	木造阿弥陀如来立像 附 像内納入品 一、紙本墨書願文 弘安八年正月廿七日、有□の記がある 一、紙本墨書修理記 延文五年、満一房、道阿の記がある	鎌倉時代	正法寺	八幡市八幡清水井 七三	府指彫 第五十五号
工芸品	九条袈裟 春屋妙葩所用	室町時代	曇華院	京都市右京区嵯峨北 堀町二五	府指工 第四十五号

書跡・典籍	<p>法華經 細川高国筆 大永五年六月日沙弥道永の書写奥書がある 附 河田基清書状</p>	室町時代	安国寺	綾部市安国寺町寺の 段一	府指書 第十七号
古文書	<p>北野宮再興勸進状 天文五年二月勸進沙門堯覚の奥書がある</p>	室町時代	個人	宮津市	府指文 第四十七号
考古資料	<p>物集女車塚古墳出土品 (横穴式石室出土品)</p> <p>一、金銅冠残欠 一、玉類</p> <p>銀空玉 残欠共 四九点 ガラストンボ玉 残欠共 一七点 碧玉棗玉 残欠共 二点 滑石白玉 一点</p> <p>一、銀耳環 一、刀剣類</p> <p>鉄大刀残欠 一括 金銅三輪玉残欠 一点 銀刀装具残欠 九点 鉄小刀 残欠共 一括 鉄石突 三点</p> <p>一、鉄鏃 残欠共 三三六点 一、工具類</p> <p>鉄刀子 鹿角把・残欠共 一括 馬具類</p> <p>鉄地金銅張f字形鏡板付轡残欠 一具分 鉄環状鏡板付轡 一具</p>	古墳時代	向日市	向日市寺戸町中野 二〇	府指考 第二十四号

考古資料	<p>山崎廃寺出土品 (山城国府跡第二〇次調査出土品)</p> <p>一、緑釉陶器火舎 一個 一、銅地金 六個</p> <p>一、緑釉陶器釜 一個 一、文字瓦 二二個 一、軒丸瓦 一個</p> <p>一、埴輪 残欠共 一括 一、土器類 一括 須恵器 残欠共 一括 土師器 一括</p> <p>一、銀耳環 一点</p> <p>(墳丘出土)</p> <p>一、埴輪 残欠共 一括 一、土器類 一括 須恵器 残欠共 一括 土師器 一括</p> <p>一、不明鉄地金銅張金具残欠 八九点 一、その他鉄製品 八九点 不明板状・带状鉄製品 三点 鉄釘 一点 鉄鏝 一点 紐状製品残欠 一点</p> <p>一、土器類 一括 須恵器 残欠共 八九点 土師器 二点</p> <p>一、不明鉄地金銅張金具残欠 六点 一、その他鉄製品 六点 不明板状・带状鉄製品 一点 鉄釘 一点 鉄鏝 一点</p> <p>鉄鉸具 一点 鉄地金銅張革金具 一点 鉄地金銅張革金具 一点 鉄鉸具 一点 鉄地金銅張有脚伏鉢形雲珠 一点 鉄環状雲珠付属革金具・責金具 八點 鉄地金銅張革金具組合せ式辻金具 八點 鉄環状辻金具 一点 鉄革金具 一点 鉄鉸具 一点 鉄地金銅張有脚伏鉢形辻金具 六點 鉄環状辻金具 一点 鉄革金具 四點</p> <p>鉄形式不明轡残欠 一括 鉄地金銅張楯凹形杏葉 一点 鉄地金銅張礮金具 一組 鉄地銀張飾鉾 四二点 鉄地金銅張有脚伏鉢形雲珠 一点 鉄地金銅張有脚伏鉢形辻金具 八點 鉄環状雲珠 二点 鉄地金銅張有脚伏鉢形辻金具 六點 鉄環状辻金具 一点 鉄革金具 四點</p> <p>鉄地金銅張劍菱形杏葉 三点 鉄地金銅張形式不明杏葉残欠 一括 鉄地金銅張鞍金具 九點 青銅馬鐸 残欠共 三点</p>
飛鳥 平安時代	
大山崎町	
乙訓郡大山崎町字円 明寺小字夏目三	
府指考 第二十五号	

考古資料	高田山経塚出土品 (経塚2出土品) 一、瓦質筒形外容器 一合 一、青白磁蓋付壺 一合 一、青白磁皿 一個 一、銅銭 二枚	縄文時代	舞鶴市	舞鶴市字北吸 一〇四四	府指考 第三十一号
考古資料	草創期縄文土器深鉢(武者ヶ谷遺跡出土) 一個	鎌倉時代 (青白磁・宋代)	福知山市	福知山市字内記一三 の二	府指考 第二十九号
考古資料	埴輪(上人ヶ平古墳群・上人ヶ平埴輪窯跡群出土) (上人ヶ平古墳群出土品) 一、円筒形埴輪 八個 一、線刻埴輪片 二点 一、朝顔形埴輪 三個 一、家形埴輪 一個 一、蓋形埴輪 三個 一、靴形埴輪 一個 一、馬形埴輪 一個 (上人ヶ平埴輪窯跡群出土品) 一、円筒形埴輪 四個 一、朝顔形埴輪 一個 一、家形埴輪 一個 一、馬形埴輪 一個	古墳時代	木津川市	木津川市木津南垣外 一一〇の九	府指考 第二十八号
考古資料	井手寺跡出土瓦 一、三彩榼先瓦 残欠共 二八点 一、軒丸瓦 六枚 一、軒平瓦 一枚	奈良時代	井手町	綴喜郡井手町大字井 手小字南玉水六七	府指考 第二十七号
考古資料	石清水八幡宮境内出土品 (護国寺跡出土品) 一、銅輪宝 六個 一、真鍮独鈷杵 六個	江戸時代	石清水八幡宮	八幡市八幡高坊三六	府指考 第二十六号
考古資料	(山城国府跡第五次調査出土品) 一、文字瓦 八七点 一、埴仏 四点 一、塑像残欠 三三三三 一、彩色壁材残欠 一三三三 一、軒丸瓦 一〇点 一、軒平瓦 六枚				
考古資料	広口壺及び貝製品(志高遺跡出土) 一、弥生土器広口壺 一個 一、タカラガイ製品 三枚	弥生時代	舞鶴市	舞鶴市字北吸 一〇四四	府指考 第三十一号

考古資料	<p>成相寺旧境内出土品 (土器埋納遺構出土品)</p> <p>一、土師質筒形容器身 一個 觀應二年の墨書がある</p> <p>一、須恵器甕 一個</p> <p>一、古瀬戸鉄釉瓶子 一個</p> <p>一、青磁皿 一個</p> <p>二、青磁皿 二個</p>	室町時代 (宋代)	成相寺	宮津市字成相寺 三三九	府指考 第三十二号
考古資料	<p>波路古墳出土品</p> <p>一、武器類</p> <p>鉄槍 漆塗柄残欠共 一口 鉄劍 一口</p> <p>一、武器類</p> <p>漆塗弓 一張 漆塗鞆 鉄鏃共 一背</p> <p>一、不明鉄製品 一点</p> <p>一、玉類</p> <p>硬玉勾玉 二点 ガラス小玉 三点</p> <p>一、土器類</p> <p>土師器壺 一個</p>	古墳時代	宮津市	宮津市字柳繩手 三四五の一	府指考 第三十三号
考古資料	<p>左坂経塚出土品</p> <p>(第一経塚出土品)</p> <p>一、土師質筒形外容器 一合 一、鉄経筒 一合 一、銅錢 二三枚</p> <p>(第二経塚出土品)</p> <p>一、土師質筒形外容器 一合</p> <p>(第三経塚出土品)</p> <p>一、土師質筒形外容器 一合</p> <p>(第五経塚出土品)</p> <p>一、土師質筒形外容器 一合 一、銅経筒 一合 一、銅錢 三枚</p> <p>一、青白磁合子身 一個 一、網代双鳥鏡 一面</p>	平安～ 鎌倉時代 (青白磁) 宋代、 銅錢… 唐(宋代)	京丹後市	京丹後市峰山町杉谷 八八九	府指考 第三十四号

(三) 有形民俗文化財

名称及び員数		所有者	所有者の住所	指定書番号
丹波・丹後の製紙用具及び製品一〇九点		京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	府指民 第二十六号

(四) 無形民俗文化財（風俗習慣）

名称		所有者	保護団体	指定書番号
湯屋谷の灯籠行事		宇治田原町	湯屋谷区	府指民 第二十七号

(五) 史跡名勝天然記念物

種別	名称	所在地	地域
史跡	牧正一古墳	福知山市 字牧小字中筋	三二番、一四七七番のうち実測二、九四五・四八平方メートル
天然記念物 及び名勝	立岩	京丹後市 丹後町間人	<p>平面直角座標系（平成一四年国土交通省告示第九号）の第IV系を基準とする</p> <p>座標点A X座標一八〇八八〇・九九五メートル、Y座標一七九二九・一八五メートル</p> <p>座標点B X座標一八〇七六六・六二〇メートル、Y座標一七八〇九一・六八五メートル</p> <p>京都府公報第五四八〇号（昭和五五年九月一六日）京都府告示第六六八号に記載された</p> <p>基点九五八号 京丹後市丹後町間人小字花下り六八番地先の標柱</p> <p>補助点九五八号の一 基点九五八号から三二〇度二〇〇メートルの点を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲</p>

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

種別 区分	年度	有形文化財											無形文化財	無形民俗文化財					記念物					合 計	文化財 環境保全 地区	選定 保存 技術	文化的 景観 (選定)	総 計	
		建造物		絵 画	彫 刻	美術		工 芸	書 跡	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料		小 計	風 俗 慣 習	民 俗 芸 能	小 計	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	及 天 然 記 念 物 勝 跡	及 史 勝 跡	小 計						
		棟 (基) 数	数			工 芸	典 籍																						書 典
指 定	57	△2 9	△6 16	2	4	7	△1 1	△1 1				△2 15			△1 1	△1 3	△2 4	6	3	2			△0 11	△6 40	15			△6 55	
	58	△2 9	△3 22	6	4	4		△1 2	1			△1 17			2	4	△0 6	2	3	1			△0 6	△3 38	9			△3 47	
	59	△1 7	△3 18	△1 3	3	2			1	1		△2 10		1	1	△1 6	△1 7	△1 2	△1 3	1			△2 6	△6 31	11			△6 42	
	60	△2 7	△4 11	3	3	2		△1 2	1			△1 11					△0 0	2	1	2			△0 5	△3 23	4			△3 27	
	61	△1 10	△15 39		1			1	1			△0 3					△0 0	△1 2	1	△1 2			△2 5	△3 18	5			△3 23	
	62		3	8	3	3			△1 4	2		△1 12					△0 0	1	1	1			△0 3	△1 18	4			△1 22	
	63	△1 3	△6 11	3	3	1			3	1		△0 11					△0 0		1	1			△0 2	△1 16	1	(認定2)		△1 18	
	元	4	9	2	1				△1 2	1	1	△1 7	(認定1)	△1 2	△1 1		△0 0		1	1			△0 2	△3 16	1			△3 17	
	2	1	1	1	△1 1	4			5	1		△1 12			3		△0 3		1	1			△0 2	△1 18	2	(認定2)	△2 2	△3 22	
	3	6	△1 12	3	2	4	2	1				△0 12	(認定4)	△3 4			△0 0						△0 0	△3 22		(認定1)	△1 1	△4 23	
	4	△1 4	△4 16	1	1					1		△0 3					△0 0	1		1			△0 2	△1 9	1			△1 10	
	5	5	13	1	1	1	1	1	1	1		△0 5					△0 0		1				△0 1	△0 11	1			△0 12	
	6	2	9	2	2	1		3		1		△0 9	(認定2)	△1 2			△0 0	△1 1					△1 1	△2 14	1			△2 15	
	7	△1 2	△5 6		△1 2	2		2	1	2		△1 9	(認定2)	△1 1			△0 0						△0 0	△3 12	1			△3 13	
	8	3	6	2	△1 2	1		2		2		△1 9	(認定2)				△0 0						△0 0	△1 12	2	(認定2)	△1 2	△2 16	
	9	3	9	1	1	1	1	2	1	1		△0 8	(認定2)	1			△0 0	1					△0 1	△0 13	1			△0 14	
	10	3	14	2	1	1		1	1	2		△0 8					△0 0			1			△0 1	△0 12	1			△0 13	
	11	2	17	2	2		1		1			△0 6					△0 0		1				△0 1	△0 9	1			△0 10	
	12	△1 3	△1 12	△1 2	△1 1	1		2	1	1	△1 1	△3 8					△0 0	1					△0 1	△4 12	1	(認定1)	△1 1	△5 14	
	13	5	20	2	1	1	1	1	1	1		△0 7					△0 0	1					△0 1	△0 13	1			△0 14	
	14	4	11	1	△1 1	△1 1	1	1	1	1	1	△2 7					△0 0	1					△0 1	△2 12	1			△2 13	
	15	3	10	△1 1	1	△1 2	△1 2		2			△3 8					△0 0			1			△0 1	△3 12	1			△3 13	
	16	△1 3	△4 8	1	1	1	2	2		1		△0 8	(認定1)	1			△0 0			1			△0 1	△1 13	1			△1 14	
	17	3	3	2	1	1		1	1			△0 6	(認定2)	△1 1			△0 0	1					△0 1	△1 11	1			△1 12	
	18	2	11	△1 3	1	2	1		1			△1 8					△0 0		1				△0 1	△1 11				△1 11	
	19	2	4	2	1		2					△0 5			1		△0 1						△0 0	△0 8	1		3	△0 12	
	20	1	4	1	1	△1 1		1	1			△1 5	(認定3)	△1 3			△0 0	1					△0 1	△2 10			2	△2 12	
	21	2	10	2	1				1	1		△0 5					△0 0						△0 0	△0 7			2	△0 9	
	22	2	2	2	1	1		1				△0 5	(認定4)	△1 2			△0 0	1					△0 1	△1 10			1	△1 11	
23	1	9	1	1			1				△0 3					△0 0						△0 0	△0 4			1	△0 5		
24	4	6	1	1	1			1			△0 4	(認定1)	1			△0 0						△0 0	△0 9				△0 9		
25	2	4	2	1		3					△0 6			1								△0 0	△0 9				△0 9		
26	3	4	1	1							2	(認定1)											5			1	6		
27	2	3	2	1	1						4												6				6		
28	2	6	3	1		1					5			1		1		2				2	10				10		
29	8	10	3	1	1	1	1	1	1		18			1	1	1	1	1	1	1		2	30				30		
計	△13 135	△52 374	△4 69	△5 55	△3 45	△2 17	△5 47	△1 34	△1 14	△1 281	(認定24)	△9 19	△1 4	△1 10	△2 13	△3 23	△3 25	△1 20	△1 16	△0 1	△0 0	△5 62	△52 524	△0 68	(認定8)	△5 7	△0 10	(認定30)	△57 609

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

種別	年度	有形文化財											無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財					記念物					合計	（文化財環境保全地区）	（選定保存技術）	（文化的景観）	合計		
		建造物		絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計	風俗慣習			民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	天然記念物及び名勝	名勝	小計									
		件数	棟（基）数																												
登録	57	▲2 25	▲7 44	5	▲2 2	4		1				▲2 12								▲0 6							▲0 43				▲4 43
	58		7 11		2 1							▲0 3									▲0 4						▲1 5	▲1 19			▲1 19
	59	▲1 11	▲1 15		2							▲0 2					1				▲0 5						▲0 1	▲1 19			▲1 19
	60		5 11		2							▲0 2		1	1	5					▲0 6							▲0 14			▲0 14
	61		6 9	1	1	2		2	1	1		▲0 8									▲0 3	6	3					▲0 23			▲0 23
	62		4 10			2		2				▲0 4		2	5	1					▲0 6							▲0 16			▲0 16
	63		1 5									▲0 0									▲0 5							▲0 6			▲0 6
	元		2 8		1							▲0 1		4	2	3					▲0 5							▲0 12			▲0 12
	2		2 2	2	2							▲0 2		1		3					▲0 3							▲0 8			▲0 8
	3		1 1									▲0 0				2					▲0 2							▲0 3			▲0 3
	4	▲1 4	▲1 5						3			▲0 3				2					▲0 2							▲0 9			▲1 9
	5		1 1									▲0 0				2					▲0 2							▲0 3			▲0 3
	6		2 3									▲0 0				1					▲0 1							▲0 3			▲0 3
	7		2 3									▲0 0									▲0 1							▲0 3			▲0 3
	8		1 1									▲0 0			1	1					▲0 2							▲0 3			▲0 3
	9		1 4									▲0 0				2					▲0 3							▲0 4			▲0 4
	10		1 2									▲0 0		2		1					▲0 1							▲0 4			▲0 4
	11		1 1					1				▲0 1		2		1					▲0 1							▲0 5			▲0 5
	12		1 1									▲0 0				1					▲0 1							▲0 2			▲0 2
	13		1 1									▲0 0			1						▲0 1							▲0 2			▲0 2
	14		1 1									▲0 0				1					▲0 1							▲0 2			▲0 2
	15		1 1									▲0 0			1						▲0 1							▲0 2			▲0 2
	16		1 1									▲0 0									▲0 0							▲0 1			▲0 1
	17		2 3									▲0 0									▲0 0							▲0 2			▲0 2
	18											▲0 0			1						▲0 1							▲0 1			▲0 1
	19		1 1									▲0 0									▲0 0							▲0 1			▲0 1
	20		1 1									▲0 0									▲0 0							▲0 1			▲0 1
	21											▲0 0				1					▲0 1				1			▲0 2			▲0 2
	22											▲0 0									▲0 0							▲0 0			▲0 0
23		1 3									▲0 1									▲0 0				1			▲0 3			▲0 3	
24		1 2									▲0 0									▲0 0							▲0 1			▲0 1	
25		2 4			1						▲0 3									▲0 3							▲0 3			3	
26																														0	
27																														0	
28																														0	
29																														0	
計		▲4 90	▲9 155	▲0 8	▲2 11	▲0 9	▲0 1	▲0 8	▲0 1	▲0 2	▲2 40	(認定0) ▲0 0	▲0 12	▲0 24	▲0 46	▲0 70	▲0 0	▲0 1	▲1 7	▲0 0	▲0 0	▲0 0	▲1 8	▲7 220	▲0 0	(認定0) ▲0 0	▲0 0	(認定0) ▲0 0	▲7 220		

暫定登録	29	548	548	167	48		20	43	108	11	397		45		0	22	2				2	26	1016						1016
	計	△0 548	△0 548	△0 167	△0 48	△0 0	△0 20	△0 43	△0 108	△0 11	△0 397	△0 0	△0 45	△0 0	△0 0	△0 22	△0 2	△0 0	△0 0	△0 0	△0 2	△0 26	△0 1016	△0 0	△0 0	△0 0	△0 0	△0 0	△0 1016
合計		△13 ▲4 △0 773	△52 ▲9 △0 1077	△4 ▲0 △0 244	△5 ▲2 ▲0 114	△3 ▲0 △0 54	△2 ▲0 △0 38	△5 ▲0 △0 98	△1 ▲0 △0 143	△1 ▲0 △0 27	△21 ▲2 △0 718	(認定24) ▲9 ▲0 ▲0 19	△1 ▲0 ▲0 61	△1 ▲0 ▲0 34	△2 ▲0 ▲0 59	△3 ▲0 ▲0 93	△3 ▲0 ▲0 47	△1 ▲1 ▲0 23	△1 ▲1 ▲0 23	△0 0	△0 2	△5 ▲1 ▲0 96	(認定24) △52 ▲7 ▲0 1760	△0 0	(認定0) ▲5 ▲0 ▲0 68	△0 0	(認定0) ▲5 ▲0 ▲0 7	△0 0	(認定32) ▲57 ▲0 ▲0 1845

平成二十九年京都府暫定登録文化財一覽

※文化財の名称には一部略称を使用した。

〔建造物〕 ※員数は一棟のもの以外は括弧書きで標記

【京都市】▽賀茂別雷神社摂社奈良神社本殿、摂社大田神社本殿・拝殿、摂社賀茂山口神社（沢田神社）本殿・拝殿、摂社久我神社本殿・拝殿、校倉、日供門、新宮門 ▽常照寺本堂、経蔵、山門 ▽真如寺法堂、客殿及び庫裏、総門 ▽等持院方丈、庫裏、鐘樓 ▽養徳院本堂、玄関、庫裏 ▽雲林院観音堂 ▽黄梅院書院、鐘樓、表門 ▽報恩寺本堂、玄関、庫裏、表門、石橋（一基） ▽長圓寺本堂、山門 ▽興徳寺本堂、大玄関 ▽本満寺鐘樓、西門 ▽法華寺本堂、客殿 ▽華光寺本堂、鐘樓、山門 ▽本禅寺本堂、釈迦堂、客殿、中玄関、廊下（本堂客殿間）、廊下（釈迦堂中玄関間）、三十番神堂、鐘樓、中門、山門 ▽妙蓮寺本堂、方丈、表書院及び玄関、鐘樓、山門 ▽慈照院客殿、折玄関、庫裏、書院、大玄関（式台）、表門 ▽本降寺客殿、鐘樓、表門、東門、西門 ▽廬山寺客殿、御尊牌殿、大玄関、元三大師堂、鐘樓堂、手水屋、高麗門、薬医門 ▽京都府立鴨沂高等学校正門 ▽北野天満宮校倉、北門、手水舎（南）、手水舎（北）、火之御子社本殿、白太夫神社本殿、文字天満宮本殿、地主神社本殿、老松社本殿、十二社本殿、八社本殿、七社本殿、四社本殿、神明社本殿、一夜松社本殿 ▽熊野神社 本殿、旧拜殿 ▽賀茂御祖神社摂社河合神社本殿・祝詞屋・幣殿・東渡廊・西渡廊・御料屋・拝殿・四脚中門・四脚中門東透塀・四脚中門西透塀・高麗門、摂社貴布禰社本殿、末社任部社本殿、末社六社本殿、末社三塚社本殿、摂社出雲井於社中門・拝殿、末社井上社本殿・須屋、末社相生社本殿、大炊殿透塀、摂社御蔭神社東本殿・西本殿・割拜殿 ▽曼殊院玄関、護摩堂、上台所、唐門、表門、天満宮、弁天堂 ▽大光寺本堂 ▽善正寺鐘樓 ▽寂光寺山門、鐘樓 ▽金地院開山堂、明智門、東照宮樓門、御透門 ▽聞名寺本堂、表門 ▽榮摂院本堂、唐門、表門 ▽光福寺本堂、鐘樓、山門 ▽金光院旧玄関、表門、大門、東照宮北門、下乗門 ▽西翁院本堂、唐門 ▽聖護院宸

殿、渡廊下、広間、玄関、学問所、表門、番所 ▽正定院本堂 ▽専念寺本堂、座敷、庫裡、山門 ▽頂妙寺本堂、祖師堂、鐘樓、仁王門、表門 ▽妙傳寺本堂、御真骨堂、客殿及び書院、鐘樓堂、表門 ▽要法寺本堂、開山堂、鐘樓、表門、西門、薬医門、救済橋（一基） ▽聴松院本堂、正門、石橋（一基） ▽南禅院客殿 ▽法然院本堂、方丈、経蔵、鐘樓堂、鎮守社 ▽壬生寺一夜天神堂、鐘樓、表門、南門 ▽瑞泉寺 本堂、書院、玄関 ▽八坂神社末社美御前社、末社日吉社、末社大年社、絵馬堂 ▽安祥院本堂、地藏堂、山門 ▽安養寺本堂 ▽新日吉神宮本殿、東神門、樓門 ▽戒光寺本堂、表門 ▽桂昌院本堂、庫裏、表門 ▽金剛寺本堂、観音堂 ▽金剛寺本堂 ▽正法寺本堂、表門 ▽勝林寺本堂、手水舎 ▽青蓮院宸殿、広間、大玄関、本堂（熾盛光堂）、小御所、華頂殿、旧玄関、鐘樓、日吉社、表門、長屋門、高麗門 ▽新善光寺本堂、客殿、玄関、表門、中門 ▽西福寺本堂 ▽大藏寺本堂、表門 ▽智積院明王殿（不動堂）、大書院、本坊（庫裏）、総門、唐門、中門 ▽悲田院本堂、山門 ▽佛光寺本廟本堂、御廟所、御廟所拜所、鐘樓、山門 ▽霊洞院本堂（方丈）、書院、玄関、表門 ▽安井金比羅宮本殿、絵馬堂 ▽来迎院荒神堂 ▽良恩寺地藏堂、鐘樓、鎮守稻荷社 ▽安祥院鐘樓 ▽海藏院客殿、玄関、表門、番所 ▽正林寺本堂、阿弥陀堂、鐘樓、三門 ▽同聚院五大堂 ▽上徳寺本堂、地藏堂、山門 ▽菅大臣神社本殿 ▽京都府立烏羽高等学校管理棟（旧京都府第二中学校本館） ▽教王護国寺八島神社本殿、夜叉神堂（雄夜叉堂）・（雌夜叉堂）、手水屋、西院毘沙門堂・御供所・御供所廊下・鞞庫・鐘樓・靈宝蔵・一切経蔵・平唐門・四脚門、石橋一（一基）、石橋二（二基） ▽旧金蓮院稻荷社 ▽旧仏乘院表門 ▽旧金剛珠院表門 ▽旧宝菩提院表門 ▽観智院本堂、書院、渡廊（本堂書院間）、庫裏、金剛蔵、表門（西門）、南門 ▽菱妻神社本殿 ▽妙心寺浴鐘樓、大鐘樓、洪鐘樓、宝蔵、大方丈唐門 ▽玉龍院霊屋、庫裏、表門 ▽弘源寺本堂、山門 ▽西寿寺本堂、鐘樓、三光石神社 ▽松巖寺本堂、玄関、山門 ▽常照皇寺本堂（怡雲庵）、方丈、鐘樓、勅使門、勅額門、香積門、総門 ▽大通院霊屋、表門 ▽通玄院本堂、庫裏、表門 ▽鹿王院本堂、舍利殿、庫裏、山門、中門 ▽法金剛院礼堂

(旧本堂)、経蔵、鐘楼 ▽寛勝院本堂、表門 ▽真宗院方丈、中門、山門 ▽宝塔寺客殿、庫裏、開山廟、七面堂、鐘楼、仁王門、唐門、表門 ▽理性院本堂、客殿、聖天堂 ▽報恩院本堂、表門 ▽嘉祥寺本堂 ▽御香宮神社絵馬堂、九社殿及び能舞台、拝所及び廊下、末社東照宮本殿・拝殿・透塀門、末社大神宮本殿・拝殿、土蔵(旧御輿蔵)、手水舎、旧手水舎、北門 ▽天満宮社本殿、末社巖島社、末社老松社白太夫社及び紅梅殿 ▽本教寺本堂、妙見堂、鐘楼、表門 ▽海宝寺本堂、客殿、祠堂、山門 ▽光徳寺本堂 ▽岩屋神社本殿 ▽三之宮本殿 ▽大乘院本堂 ▽諸羽神社本殿 ▽山科別院長福寺本堂、鐘楼、太鼓楼、山門(南門)、御殿、御茶所、大玄閣 ▽隨心院本堂、表書院、大玄閣、奥書院、庫裡、薬医門、總門、中門 ▽法嚴寺本堂 ▽松尾大社釣殿、北廻廊、南廻廊、清門、拝殿、楼門、神庫、神輿庫 ▽大歳神社本殿 ▽勝持寺阿弥陀堂、不動堂、仁王門

【長岡京市】 ▽角宮神社本殿、春日神社本殿、末社八幡宮本殿 ▽走田神社本殿、本殿覆屋 ▽乘願寺本堂 ▽楊谷寺阿弥陀堂、経蔵、鐘楼、稻荷社、独鈷水堂、玄関、手洗屋形 ▽子守勝手神社本殿

【大山崎町】 ▽小倉神社本殿

【宇治市】 ▽縣神社本殿、客殿(旧拝殿)、末社稻荷社 ▽宇治上神社末社巖島社、末社香椎宮、末社武本稻荷社 ▽宇治神社拝殿、末社日吉社、末社住吉社 ▽許波多神社本殿、田中神社本殿 ▽神明神社内宮、外宮

【城陽市】 ▽賀茂神社本殿、拝所、拝殿 ▽西生寺本堂 ▽正行寺本堂、山門

【木津川市】 ▽御霊神社本殿 ▽岡田国神社摂社惠美須神社本殿 ▽相楽神社山門 ▽正覚寺本堂、観音堂 ▽西念寺本堂、薬師堂 ▽国栖神社本殿 ▽八幡宮本殿 ▽恭仁神社本殿 ▽現光寺本堂 ▽海住山寺本堂、春日社、天満宮、稻荷社、鐘楼、

中門、山門 ▽西明寺本堂 ▽浄瑠璃寺大日如来灌頂堂

【笠置町】 ▽笠置寺正月堂、椿本護王宮 ▽栗栖神社本殿、摂社枚岡神社 ▽三神宮本殿、別殿

【南山城村】 ▽六所神社本社春日神社、本社八幡神社、摂社熊野神社、拝殿(六所神社)

【龜岡市】 ▽岩城神社本殿 ▽昌壽院山門 ▽宗福寺本堂 ▽大圓寺本堂、山門 ▽月讀神社本殿 ▽法萃寺本堂 ▽王子神社本殿 ▽八幡宮本殿、拝殿、乾疫神社 ▽日吉神社本殿、拝殿 ▽村山神社本殿、八幡宮本殿、拝殿

【南丹市】 ▽京都府立園部高等学校翼櫓(旧園部城翼櫓)、校門(旧園部城櫓門)、茶室(旧園部城番所) ▽志波加神社本殿、拝殿、境内社天満宮 ▽岡安神社本殿、末社三条神社 ▽日吉神社本殿

【京丹後市】 ▽稻代吉原神社本殿 ▽縁城寺本堂、多宝塔(一基)、鐘楼、庫裏門、総門 ▽大屋神社本殿 ▽春日神社本殿 ▽九柱神社本殿 ▽九品寺本堂、山門 ▽熊野若宮三社本殿 ▽慶徳院本堂、鐘楼、山門 ▽心木神社本殿 ▽三社神社本殿 ▽周徳寺本堂、鐘楼、山門 ▽成願寺本堂 ▽常徳寺三十番神堂、山門 ▽常徳寺本堂、山門 ▽志布比神社本殿 ▽宗雲寺本堂、観音堂、鐘楼 ▽大雲寺本堂、山門 ▽武神社本殿 ▽深田部神社本殿 ▽蛭児神社摂社大川神社本殿、摂社日御碕神社本殿 ▽福昌寺本堂、山門 ▽妙久寺本堂、鐘楼、山門 ▽妙長寺本堂 ▽矢田八幡神社本殿、末社高良神社本殿 ▽矢田神社本殿 ▽八幡神社本殿 ▽龍瀧寺本堂 ▽六神社旧本殿

〈美術工芸品〉

【京都市】 ▽古殿遺跡出土 案 一基・木製椅子 一点・梯子状木製品 一点・木製桶形容器 一点、興戸二号墳出土品 碧玉製腕飾類十一箇(石釧九箇、鍬形石二

筒)、恭仁宮大極殿跡出土創建時所用瓦 四点(軒丸瓦二点、軒平瓦二点)、長岡宮跡出土緑釉唾壺 一点、平安京跡出土 青花大皿 一点・華南三彩盤 一点・華南三彩男子像 一点、朝鮮王朝白磁碗 一点、松ヶ崎遺跡出土 木製桶形容器 一点、浅後谷南遺跡出土 八稜鏡 一面・豎櫛 一点、森垣外遺跡出土 鏡形石製品 一点、奈良谷遺跡出土 木製高杯 一点、阿婆田窯跡群C2号窯出土 須惠器輪狀平瓶 一点、正垣遺跡出土 木製琴 一点、久津川青塚古墳出土 鉄製冑 一点、今里車塚古墳出土 木製埴輪 一点、坊主山一号墳出土 胡籛 一組、谷垣3号墳第1主体部出土 須惠器皮袋形提瓶 一点、大田鼻28号横穴出土 墨書土師器「厨」一点、崩谷1号墳出土 須惠器台付把手付碗 一点、伏見城跡出土 金箔軒丸瓦九点(京都府) ▽蕪村筆連句稿 歌仙「うくひすや」 一冊(個人) ▽幡枝古墳出土 四獸鏡 一面(個人)

【向日市】 ▽向日神社文書 一千七百四十九点(向日神社) ▽鶏冠井檀林関係資料掛札類・諸用具類・絵画類・本尊曼荼羅類・版木類・古文書類 一括(北真経寺) ▽上植野区有文書 一括(上植野区) ▽鶏冠井区有文書 一括(鶏冠井区) ▽寺戸区有文書 一括(寺戸区) ▽清水庄左衛門家文書 一括(個人) ▽中山武左衛門家文書 一括(個人) ▽神社類集 十三冊(個人) ▽乾垣内遺跡出土鱈付円筒埴輪 二点、長岡京跡出土 祭祀具 八十六点・木製立体人形 一点・墨書「長岡」須惠器 一点・墨書人面土器 一点・鉄製人形 一点、長岡宮跡出土 鉄製小札 三十点・緑釉陶器高杯 一点、長野岡田古墳出土 陶棺 一合、芝ヶ本遺跡出土 勾玉鑄型 二点、野田遺跡出土 壺鏡 一点、長岡京跡左京北一条三坊二町出土 墨書土器 三十七点・木簡 五点、鶏冠井遺跡出土 石棒 一点・土器棺 一組、寺戸大塚古墳出土品 二点(向日市)

【長岡京市】 ▽絹本着色阿弥陀聖衆来迎図(寸法 一一・四×八五・〇〇) 一幅、絹本着色阿弥陀聖衆来迎図(寸法 一一・五×一〇三・三〇) 一幅、絹本着色地藏菩薩像(寸法 八八・六×四三・二〇) 一幅、絹本着色地藏菩薩像(寸法 七七・六×二八・八〇) 一幅、絹本着色十六羅漢像その一からその十六 十六幅、絹本着色羅漢像その一・その二二

幅、絹本着色楊柳觀音像 一幅、絹本着色仏涅槃図 一幅、絹本着色十一尊図 一幅(光明寺) ▽木造神將形立像 阿形・吽形 二軀(勝龍寺) ▽木造釈迦如来立像 一軀(光明寺) ▽木造千手觀音坐像 一軀、木造金剛力士立像 阿形・吽形 二軀、曳覆曼荼羅版木 一枚(寂照院) ▽後柏原天皇宸翰三首和歌懷紙 一幅、楊谷寺文書 一括、楊谷寺棟札類 七枚(楊谷寺) ▽木造十一面觀音立像 一軀、乙訓寺文書 一括(乙訓寺) ▽長岡天満宮文書 一括、算額 寛政二年十二月今堀直方奉納 三面(長岡天満宮) ▽樋口家文書 一括(個人) ▽石田瀨兵衛家文書 一括(個人) ▽佐藤久左衛門家文書 一括(個人) ▽能勢四郎右衛門家文書 一括(個人) ▽石田市左衛門家文書 二百三十二点(個人) ▽宇津久志1号墳出土 重層ガラス玉 一点、長岡京跡出土 漆紗冠 一点・漆器鉢 一点・漆器合子 一点、惠解山古墳出土 鉄製品 一括、雲宮遺跡出土 土偶 一点、神足遺跡出土 銅劍 一口、谷山遺跡出土 土笛 一点、北平尾一号墳出土 陶棺 一合、西山田遺跡出土 祭祀具 一括、井ノ内遺跡出土 須惠器絵画線刻土器 一点(長岡京市)

【大山崎町】 ▽板絵著色老梅に尾長鳥図・松に鶴図 四面(妙喜庵) ▽紙本着色仏涅槃図 一幅(大念寺) ▽木造毘沙門天立像 一軀、木造不動明王立像 一軀(宝積寺) ▽井尻家文書 一括(個人)

【宇治市】 ▽紙本着色十界図六曲屏風 右隻・左隻 二隻、絹本着色釈迦三尊十六善神像 一幅、絹本着色釈迦三尊十六羅漢像 一幅、絹本着色十六羅漢像 寶度羅跋羅憍闍尊者・迦諾迦伐蹉尊者・迦諾跋釐墮闍尊者・蘓實陀尊者・諾距羅尊者・跋陀羅尊者・迦理迦尊者・伐闍羅尊者・戎博伽尊者・半諾迦尊者・羅怛羅尊者・那伽犀那尊者・因揭陀尊者・伐那波斯尊者・阿氏多尊者・注荼半諾迦尊者 十六幅(興聖寺) ▽絹本着色乾闥婆像 一幅、絹本着色朝熊山曼荼羅図 一幅、絹本着色如意輪觀音像 一幅、絹本着色大威德明王像 一幅、絹本着色西界曼荼羅図 金剛界・胎藏界 二幅、絹本着色宝楼閣曼荼羅図 一幅、絹本着色尊星王像 一幅、絹本著

色十二天像帝釈天・火天・焰魔天・羅刹天・水天・風天・毘沙門天・伊舎那天・梵天・
地天・日天・月天 十二幅、絹本着色西界曼荼羅圖 胎藏界・金剛界 二幅(三室
戸寺) ▽絹本着色費隱通容像 張琦筆 崇禎壬午年六月の自賛がある 一幅、紙
本着色隱元隆琦像 楊道真筆 慧門如沛の賛がある 一幅、黄檗開山塔院旧蔵書(隱
元隆琦手沢本) 五百八十五点、鉄眼版一切経(黄檗開山塔院旧蔵) 一千三十四
点、費隱通容墨跡 源流 与隱元隆琦 一卷、隱元隆琦他墨跡黄檗山萬福寺進山法
語・黄檗山開堂法語・諸和尚西域木謝偈/唐木寄進状・雪中煮茶詩卷 三卷一幅、
隱元隆琦墨跡八十自祝偈・示諸法子孫偈・示元瑤尼偈・遺偈 四幅、印章 隱元
隆琦所用 十顆、萬福寺松隱堂庫裏出土品 十六点(萬福寺) ▽宇治上神社文書
一千六十点(宇治上神社) ▽上林三入家文書 九百四十七点(個人) ▽上林味卜
家文書 一千四百六十二点(個人) ▽善法古墓出土品 五点(宇治市)

【城陽市】 ▽中自治会文書 一括(中自治会) ▽堀家文書 八千二百九十五点(個
人) ▽市辺自治会文書 六千五百七十四点(市辺自治会)

【八幡市】 ▽紙本着色徳川家康像 一幅、紙本着色相応院像 一幅、絹本着色仏涅槃
槃図 一幅、絹本着色釈迦十六善神像 一幅、絹本着色地藏菩薩像 一幅、絹本着
色十王本地仏図 一幅、絹本着色伝観経变相図 一幅、絹本着色観音像 一幅、
絹本着色釈迦如来像 一幅、絹本着色文殊菩薩像 一幅、絹本着色普賢菩薩像 一
幅、絹本着色十八羅漢像右幅・左幅 二幅、木造阿弥陀如来立像 一軀、木造阿弥
陀如来坐像 一軀、木造観音菩薩坐像 一軀、木造勢至菩薩坐像 一軀(正法寺)
▽伊佐家文書 一括、伊佐家和算関係資料 一括(個人) ▽ヒル塚古墳出土 円
筒棺 一点・渦巻裝飾付剣 一口・方格規矩鳥文鏡 一面(八幡市)

【京田辺市】 ▽絹本着色釈迦十六善神像 一幅、絹本着色仏涅槃槃図(守法 一八六、三×
二二六、九四) 一幅、絹本着色仏涅槃槃図(守法 一〇二、七×五二、六四) 一幅、絹本着色松
源崇嶽像 応仁三年一休宗純の賛がある 一幅、絹本着色宗峰妙超像 一休宗純の
賛がある 一幅、絹本着色宗峰妙超像 寛正二年一休宗純の賛がある 一幅、絹本

着色徹翁義亨像 一休宗純の賛がある 一幅、絹本着色言外宗忠像 一休宗純の賛
がある 一幅、絹本着色華叟宗曇像 自賛がある 一幅、絹本着色没倫紹等像 一
幅(酬恩庵) ▽畑山3号墳出土 銅椀 一点、郷土塚4号墳出土 鍛冶具 一括(京
田辺市)

【木津川市】 ▽絹本着色地藏十王図地藏菩薩像・秦広王像・初江王像・宗帝王
像・五官王像・閻魔王像・变成王像・泰山王像・平等王像・都市王像・五道輪王
像 十一幅、板絵着色十一面観音来迎図 一面、板絵着色補陀落山浄土図 一面、
絹本着色阿弥陀浄土図 一幅、紙本着色海住山寺縁起 二卷、絹本着色大威徳明王
像 一幅、絹本着色十六羅漢像その一からその十六 十六幅、絹本着色愛染明王
像 一幅、絹本着色釈迦如来像 一幅、絹本着色文殊菩薩像 一幅、絹本着色普賢
菩薩像 一幅、絹本着色蓮華化生図 二曲屏風 一隻、大般若経 五百九十九帖、
般若心経(千部心経) 九十八卷、般若心経(五卷本) 五卷、般若心経(紙背消息
本) 一卷、紺紙金字般若心経 七卷、海住山寺文書 一括(海住山寺) ▽絹本着
色弥勒菩薩像 一幅(現光寺) ▽鹿背山区有文書 一括(鹿背山区) ▽観音寺区
有文書 一括、三十八神社棟札類 一括(観音寺区) ▽樋ノ口遺跡出土 灰釉羊
硯 一点・三彩小壺 一点、西山古墓出土 鉄板 二点、砂原山古墳出土 土師器
二点、瓦谷1号墳出土品 鉄短甲一領・鉄冑一頭、瓦谷遺跡2号墳輪窯出土 甲冑
形埴輪 一点、瓦谷古墳第2主体部出土 変形四首鏡 一面、内田山B1号墳出土
六獣形鏡 一面(木津川市)

【久御山町】 ▽市田齐当坊遺跡出土 玉作関係資料 三十九点・石剣 十六口、佐
山尼垣外遺跡出土 絵画土器 一点、佐山遺跡出土 黒漆腰刀 一口(久御山町)

【笠置町】 ▽笠置寺境内出土品 一括(笠置寺)

【亀岡市】 ▽木造阿弥陀如来立像 一軀、木造観音菩薩立像 一軀、木造勢至菩薩
立像 一軀(昌壽院) ▽木造薬師如来坐像 一軀(願成寺) ▽木造阿弥陀如来坐

像 一軀、木造伝不動明王立像 一軀、木造伝毘沙門天立像 一軀(安樂寺) ▽
木造釈迦如来坐像 一軀(春現寺) ▽木造阿弥陀如来坐像 一軀(金輪寺(東別
院町)) ▽木造馬頭観音立像 一軀(桂林寺) ▽木造天部形立像 一軀(西別院
町) ▽木造大山咋命坐像 一軀、木造市杵島姫命坐像 一軀(請田神社) ▽木
造男神坐像 一軀、木造女神坐像 一軀、日慈谷神社棟札類 一括(日慈谷神社)
▽木造金剛力士立像 阿形・吽形 二軀(金輪寺(宮前町)) ▽木造阿弥陀如来立
像 一軀(極樂寺) ▽木造阿弥陀如来坐像 一軀(金光寺) ▽木造男神坐像 一
軀、木造隨身坐像その一・その二 二軀(小幡神社) ▽木造男神坐像 一軀(御
靈神社) ▽木造地藏菩薩立像 一軀(宗福寺) ▽丹波国一宮上棟棟札・上葺棟札・
出雲社上御前造営棟札 三枚(出雲大神宮) ▽馬路町自治会文書 一括(馬路町
自治会) ▽某天王棟上棟札 一枚(廣峯神社) ▽富松家文書 一括(個人) ▽
遠山家文書 十七通(個人) ▽丹波国分寺跡出土 瑞花双鳥八稜鏡 一面・三彩
陶器火舎 一点(残欠共)・創建時所用瓦 六点(軒丸瓦三点、軒平瓦三点)、北金
岐遺跡出土 舟形木製品 一点(亀岡市)

【南丹市】 ▽紙本金地著色吉野山図 六曲屏風 一隻(最福寺) ▽木造伝千種姫
坐像 一軀、木造千手観音立像 一軀、木造地藏菩薩立像 一軀(普濟寺) ▽木
造菩薩形立像 一軀(西光寺) ▽小畠文書 一括(摩気神社) ▽大般若経 一括
(岩江戸区) ▽城谷口2号墳出土 蛇行剣 一口・鉄鐸 一点(南丹市)

【京丹波町】 ▽蒲生野古墳出土 車輪石形石製品 一点・ガラス管玉 一点(京丹
波町)

【綾部市】 ▽紙本著色八幡宮縁起 一卷(八幡宮) ▽高谷3号墳出土 馬鐸 三
口、野崎4号墳出土 家形埴輪 一点、上林城跡出土 陶製猿形水滴 一点、奥大
石2号墳出土 蛇行剣 一口、私市円山経塚出土 銅製経筒 一合(綾部市)

【福知山市】 ▽ヌクモ2号墳出土 龍虎鏡 一面、興遺跡出土 分銅形土製品 一

点、山田古墓出土 古瀬戸菊花文瓶子 一点・丹波焼甕 一点(福知山市)

【舞鶴市】 ▽絹本著色釈迦三尊十六善神像 一幅、絹本著色釈迦三尊十六羅漢像
一幅、絹本著色薬師三尊十二神将像 一幅、絹本著色尊勝曼荼羅図 一幅、木造
薬師如来坐像 一軀(圓隆寺) ▽絹本著色仏涅槃図 一幅(西徳寺) ▽木造阿弥
陀如来立像 一軀(瑞光寺) ▽アンジャ島遺跡出土 石斧 二点、浦入遺跡出土
製塩土器支脚「笠百私印」刻印 一点、大川遺跡出土 須恵器特殊扁壺 一点(舞
鶴市)

【宮津市】 ▽絹本著色十一面観音像 一幅、絹本著色三十三応現身像 右幅・左幅
二幅(天長寺) ▽絹本著色十一面観音像 一幅(智恩寺) ▽絹本著色十六羅漢
像 寶度羅跋惰闍尊者・迦諾迦伐蹉尊者・迦諾迦跋里堕闍尊者・蕪頻陀尊者・諾距
羅尊者・跋陀羅尊者・迦理迦尊者・伐闍羅弗多羅尊者・戌博伽尊者・半託迦尊者・
羅怛羅尊者・那伽犀那尊者・因揭陀尊者・伐那波斯尊者・阿氏多尊者・注荼半託迦
尊者 十六幅(江西寺) ▽絹本著色八字文殊曼荼羅図 一幅(成相寺) ▽木造観
音菩薩立像 一軀、木造勢至菩薩立像 一軀(大谷寺) ▽木造文殊菩薩坐像 一
軀(戒岩寺) ▽木造薬師如来坐像 一軀(正印寺) ▽木造薬師如来立像 一軀(如
願寺) ▽岩滝丸山古墳出土 神人車馬画像鏡 一面(妙立寺) ▽籠神社境内出土
礫石経 二十点(籠神社) ▽今熊野城跡出土 墨書土器 一点、エノク経塚出土
品 一括、宮津城跡出土 天目茶碗「一之」銘 一点(宮津市)

【京丹後市】 ▽絹本著色如意輪観音像 一幅、絹本著色十王図 宋帝大王像・五官
大王像 陸信忠筆 二幅、絹本著色俱生神像 一幅(縁城寺) ▽絹本著色地藏菩
薩像 一幅(慶徳院) ▽絹本著色仏涅槃図 一幅(本願寺) ▽紙本著色八幡大
菩薩縁起 一卷(平区) ▽吉沢区有文書 一千三百十八点(吉沢区) ▽堤区有文
書 一千六百八十点(堤区) ▽扇谷遺跡出土 陶埴 一点、離湖古墳第1主体部
出土 長持形石棺底石 一点、北谷1号墳出土 碧玉製紡錘車形石製品 一点(京
丹後市)

【伊根町】 ▽亀島区有文書 一括(亀島区) ▽日出区有文書 一括(日出区)

【与謝野町】 ▽俳額「奉納四季発句合」 一面(寿福堂) ▽俳額「奉納発句合」 一面(下宮神社) ▽蕪村筆連句稿 歌仙「はしたてや」 一卷(個人) ▽加悦区有文書 四千五百二点(加悦区) ▽雲岩寺跡出土 金銅製獅子形飾り金具 一点、蛭子山1号墳出土 舟形石棺 一合・土製品 八点、温江遺跡出土 木製梯一点、蔵ヶ崎遺跡出土 石鑿 一点、谷垣遺跡出土 特殊円筒埴輪 五点、作山1号墳出土 土製品 五十五点(与謝野町)

〈有形民俗文化財〉

【京都市】 ▽東畑の白土採掘用具 十点、三河内の葬送関連用具 五十三点、丹後の背板 六十点(京都市)

【向日市】 ▽向日町の竹細工用具及び製品 三十二点(向日市) ▽上植野のカンテラ 十点(上植野町自治連合会)

【宇治市】 ▽宇治の製茶関連用具 三百四十八点(宇治市) ▽宇治の製茶図 四点(公益社団法人 京都府茶業会議所)

【城陽市】 ▽枇杷庄オンマカ風呂及び関連資料 七十八点、枇杷庄城州一心講用具及び関連資料 五十八点(城陽市) ▽富野の葬礼用具 八点(正行寺)

【八幡市】 ▽八幡の神札・護符等版木及び関連用具 三十六点、上津屋の川舟 一隻(八幡市)

【木津川市】 ▽木津の渡し船 一隻(木津川市) ▽涌出宮の踊図絵馬 一点(和伎座天乃夫岐売神社)

【久御山町】 ▽旧巨椋池及び周辺流域の漁撈用具 九十二点(久御山町)

【井手町】 ▽おかげ踊り絵図 一卷(多賀郷土史会)

【笠置町】 ▽切山の花踊図絵馬 一点(切山区) ▽飛鳥路の牛玉札用具 五点(飛鳥路区)

【精華町】 ▽精華町の紡織及び養蚕関連用具 九十三点(精華町)

【南山城村】 ▽田山の牛玉宝印 一点(観音寺)

【亀岡市】 ▽亀岡の船大工用具及び部材 七百九十五点、篠町の鍛冶関連用具 三十五点、安町の鍛冶関連用具 百三点、旭町の鍛冶関連用具及び製品 九十七点、産着 一点、紺屋町念仏講関連資料 十四点(亀岡市) ▽保津神変教会大瀧組行者講関連資料 二十三点(保津神変教会大瀧組行者講) ▽馬路の梵鐘等埋け型原型資料 百四十一點(個人)

【南丹市】 ▽大堰川上流域の漁撈用具 七十六点、丹波日吉の山樵及び筏関連用具 百十五点、丹波八木の引札 五十七点(南丹市) ▽生身天満宮おみくじ版木及び関連用具 十八点(生身天満宮) ▽宮町の祭礼用具 五点(丹波祭囃子保存会) ▽生身天満宮祭礼絵巻 一卷(個人)

【綾部市】 ▽八幡宮お田植式関連用具 二点(八幡宮)

【福知山市】 ▽丹波夜久野の漆掻き用具 三十九点(福知山市・個人)

【舞鶴市】 ▽松尾寺奉納船絵馬 一点(松尾寺) ▽湊十二社奉納和船 一点(湊)

十二神社) ▽朝代神社祭礼絵巻 三卷 (個人)

【宮津市】 ▽智恩寺奉納酒造絵馬 一点 (智恩寺) ▽板絵著色山王社祭礼図 附
紙本墨画山王社祭礼下絵二卷 六点 (日吉神社)

【京丹後市】 ▽金刀比羅神社祭礼図 一点 (金刀比羅神社) ▽蛭児神社奉納和船
一点 (蛭児神社) ▽溝谷神社奉納和船 一点 (溝谷神社)

【与謝野町】 ▽板列八幡神社奉納絵馬 一点 (板列八幡神社)

〈史跡・名勝〉

【向日市】 ▽向日神社境内

【長岡京市】 ▽楊谷寺境内

【城陽市】 ▽水度神社境内 ▽荒見神社境内

【京田辺市】 ▽酬恩庵 (一休寺) 境内

【木津川市】 ▽神童寺境内 ▽岩船寺境内

【亀岡市】 ▽穴太寺境内 ▽金輪寺境内 ▽龍潭寺境内 ▽千手寺境内 ▽鍛山神社境内
▽龜山城惣構跡 (聖隣寺境内) ▽龜山城惣構跡 (宗堅寺境内) ▽龜山城惣構跡 (宗福寺境内)
▽龜山城惣構跡 (嶺樹院境内) ▽龜山城惣構跡 (坂部家旧宅)

【南丹市】 ▽生身天満宮境内 ▽摩気神社境内

【京丹波町】 ▽玉雲寺境内、玉雲寺方丈庭園 ▽琴滝

【綾部市】 ▽安国寺境内 ▽光明寺境内

【宮津市】 ▽日吉神社境内

【京丹後市】 ▽峯山藩主京極家墓所

編集後記

京都府は七九四年の平安京遷都以来、長く政治、文化、宗教等の中心であり、有形、無形の文化財の宝庫として知られている。府文化財保護条例は昭和五六年に制定されているが、明治以来約二二〇年の歴史がある国とは約八〇年の隔りがある。府の指定等の件数(平成二九年四月 約七四〇件)も、国宝・重要文化財等の件数(平成二九年四月 約二九〇〇件)に比べると、その約四分の一である。

平成二九年度に創設した「暫定登録文化財」の制度は、現行の文化財保護制度の枠組の外にある文化財の早期の保護を図るために設けた新たな登録制度で、暫定的に登録する点でこれまでの登録制度とはその仕組みが異なる。

登録にあたっては、当課技師が各市町教育委員会の協力のもと、委嘱した専門の調査員・調査補助員等とともに、現地調査や写真・図面作成等の調査を実施し、所有者の同意を得て暫定登録を進めた。

本府の指定等は、これまで三五回、年間一〇件程度で推移してきたが、一年間で三〇件の指定、一、〇一六件の暫定登録はまさに膨大な数といえ、おそらく全国初の事例である。登録が進んだのは、松室重光、赤松俊秀など明治から昭和にかけての本府における調査の蓄積に加え、文化財所有者の皆様の保存・継承の取組みによるところが大きい。これらを感じていただける冊子となればありがたい。

京都の文化財（第三十六集）

平成三十一年一月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育委員会
編集 京都府教育庁指導部文化財保護課

